

第一百五十九回 参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第八号

平成十二年十一月十五日(水曜日)
午前十時開会

委員の異動
十一月十四日

辞任
浅尾慶一郎君

補欠選任
峰崎直樹君

出席者は左のとおり。

委員長
倉田 寛之君

衆議院議員

峰崎 直樹君
柳田 稔君
弘友 和夫君
益田 洋介君
林 紀子君
吉川 春子君
大脇 雅子君
測上 貞雄君
松岡満壽男君
平野 貞夫君
佐藤 道夫君
龜井 善之君
大野 功統君
尾身 幸次君
谷津 義男君
山本 有二君
漆原 良夫君
久保 哲司君
小池百合子君
上田 勇君
中島 忠能君
加藤 一宇君
入内島 修君

法務省刑事局長 古田 佑紀君
自治省行政局選 片木 淳君
拳部長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(倉田寛之君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求ることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(倉田寛之君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(倉田寛之君) 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。
○入澤肇君 トップバッターで質問をさせていただきます。

私はこの法律を読みまして、まず、あつせん利得罪禁止法的なものは本来、民主主義国家で成熟している場合には慣習法的な倫理観が確立されていて不文法の世界で本当は対応すべきじゃないか

と思うんですが、残念ながらいろんな世論にも配慮してこういうような法律ができたということじゃないかと思つております。

この法律、私は衆議院の質問も十分に読ませていただきまして、できるだけ重複しない範囲内で質問をさせていただきたいと思うんですけども、受けとめ方であります。一つは司法の受けとめ方、もう一つは行政当局の受けとめ方でございまます。

司法の関係でいえば、あつせん収賄罪がなかなか請託の事実を十分な証拠書類を含めて立証しがたい。挙証責任転嫁の問題もあります。そういういろんな問題で、起訴件数は多いけれども実際に対象は二件だという説明がございましたけれども、今回の与党案につきましては構成要件がかなり明確になつていて、行政処分とそれから契約ということで明確になつたということです。

挙証責任の転嫁の問題も少なくなつた。その結果、立件がスムーズに行われて公判維持が可能だというふうに受けとめていいのかと思うんですけれども、あつせん収賄罪と比べて、この法律は、具体的に今私が申しましたように、検察当局から見た場合に十分に運用がスムーズに行えるかどうか、この点について御見解をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(尾身幸次君) 私どもこの法案を作成するに際しまして、構成要件を非常に明確にすることに特に意を用いてまして、いいことはいい、だめなことはだめという点を明確にしていいつもりでございまして、そういう意味で執行の面では問題ないような配慮をしたつもりでございました。

○入澤肇君 私も今、尾身委員が答弁されましたように、あつせん収賄罪の規定に比べると、あるつもりでございまして、そういう意味で執行の面では問題ないような配慮をしたつもりでございました。

に構成要件が限定されて明確であるというふうに認識しております。

ただもう一つ、行政との関係でいいますと、どうもこの法律は、行政当局は性善であると、性善説を前提にいたしまして、行政当局の裁量についてチェックするという視点の配慮がないのではないかなどという感じがするわけであります。この点について幾つか御質問をいたしたいと思います。

一番大きな問題は予算の配分でございまして、予算の配分そのものは、有力な政治家がいるところには当然のことながら意欲的な国づくりが行われておりますから多くの予算が配分される、これは歴史的事実でもございます。役人というのはそういう地元の意向を受けて、そういうものの実態を把握した上で予算の配分を行なうでありますけれども、この予算の配分というのは、そもそもこの法では行政処分に当たるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(小池百合子君) 今の御質問は、まさに長年行政の方に携わっておられて、いろんな側面を行政の側から見られていた、その御経験に基づいての御質問だと感じております。

そして、予算の配分でございますけれども、さまざまなお預金の仕方があるわけでございますけれども、本法案で申します、これは「特定の者に対する行政の処分」ということが書かれているわけでございますが、これにつきましてちょっと御説明させていただきたいと存じます。

これは「特定の者に対する行政の処分」といいますのは、国または地方公共団体が行なう行為、その行為のうち直接国民の権利義務を形成する、あるいはその範囲を確定することが法律上認められてるものでございまして、特定の個人または団体に對してなされるものを指しているところでございます。そして、その予算の編成と執行、箇所づけ、これはいずれも政策決定の場でございまして、これによつて直接国民の権利義務を形成す

るあるいはその範囲を確定するということから、この法案におきましては特定の者に対する行政の処分には当たらないと考えているところでござります。

○入澤謹君 予算の配分については今御答弁があつたとおりだと思うんですけれども、補助金にも間接補助と直接補助がござりますね。具体的に特定の法人に対しても補助金を出すという場合にも、これは予算の配分とちょっと違うと思うんです。予算の配分そのものはこの法律の対象となりませんよと。しかし、具体的に直接補助金として法人とか個人に出す場合は融資金額を決定するような場合、こういう場合にはこれは行政処分に当たりますよう。

○衆議院議員(小池百合子君) 今お尋ねの補助金の件でございますけれども、国等が特定の事業を助成するために行なう給付ということでございますので、その交付決定についてはこの交付を受ける者、団体に直接権利を付与することになるわけでございます。したがいまして、このような補助金の交付決定は、当然本法案で申しますところの特定の者に対する行政の処分に当たる、そして处罚の対象となるわけでございます。したがいまして、今御指摘の補助金につきましては、本法案ではそういった考え方をベースにさせていただいております。

○衆議院議員(小池百合子君) 非常にこれで明確になつたと思うんです。各地方公共団体等に対する予算の配分は本法の対象にならないけれども、さらにはその先、あるいは国が直接個人なり法人に補助金を出す場合には行政処分の対象になるということで、一応基準を明確にしておきたいと思います。

もう一つ、そのやり方でございますけれども、私はよく頼まれるんすけれども、可能であればやつてくれというふうに、継続的に後援会費を出してくださっている後援会の皆さん方に依頼を受ける、たまたま成功してしまつたという場合にこの法律の対象になりましょうか。

○衆議院議員(尾身幸次君) 今、後半の部分と政

治資金との関係でございますが、継続的に政治資金を受けている関係、それは政治資金そのものがいわゆるあつせん行為に基づく利得とは考えられないことであるという点については意見統一がで

きている次第でござります。

○入澤謹君 この点も非常に明確になつたと思います。

ただ、この補助金の配分というのは行政当局が、私当初申しましたように、この法律が出て非常に裁量権が要するに強化されたというのか、政

治家はいろんな形で行政当局に注文をすることによって行政当局の意思をチェックしているんで規制しています。これも全部失われるとい

うことになりますと、例えばこういうこともあるんです。天下りを予定している会社に重点的に公共事業が行くようにならん工作をして配分する、

あるいはこれから知事に出て、市町村長に出たです。天下りを予定している会社に重点的に公共事業が行くようにならん工作をして配分する、

あるいはこれから知事に出て、市町村長に出た

ことはありますと、例えはこういうこともあるんです。天下りを予定している会社に重点的に公共事業が行くようにならん工作をして配分する、

あるいはこれから知事に出て、市町村長に出た

ことはありますと、例えはこういうこともあります。

こういうふうなことはこの法律の対象にならなければ、それをチェックするということはなかなか難しい。難しいけれども、私は、こういう法律ができることによって、慣習法的なルールがおのずからできていくことが期待されるんじゃないかと思つていてるんですけども、いかがでしょう。

○衆議院議員(小池百合子君) まさにおっしゃる通りでございまして、先ほど来御説明させていただいております補助金の取り扱いについて等々ございます。そして、その中で、裁量が働かない

ようない形、そういうことで補助金交付の決定がこれによつて透明化されていくこと期待をしているところでございます。

○入澤謹君 補助金の配分については非常に今の御答弁等で明確になつたと思いますので、これで終わりにします。

この法律でもう一つ非常に疑問に思いましたのは、実は閣僚というのは半分までは民間人でありますね。民間出身の大臣は公職にあり

る人に該当するのかしないのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(小池百合子君) 民間人の大臣といふことでござりますけれども、大臣に対しましては、国会議員の身分を有するか否かを問わず、内閣の構成員として国会に對して責任を負う存在と考へおりまして、民間人であれどあれ、私の利益ですね、私利を図る目的で本来公正であるべき行政を曲げてしまうという場合には当然にその責任を追及されべき存在と考へております。

なお、民間人の出身でありますても、今申し上げましたように、大臣は公務員としての地位を有するものでございます。そして、例えは大臣が請託を受け、その所管する行政の職員に職務上の行為を命じる、そしてその報酬として財産上の利益を受けた場合、これは本法案の罪は成立いたしませんが、刑法の第一百九十七条受託取賄罪の罪、または同じく第一百九十七条第三にございます加重取賄の罪が成立し、その刑で処罰されることとなる

わけでございます。

○入澤謹君 今の御答弁で明らかになつたんですけども、この法律は政治公務員についての要するに処罰法だ、刑法の方は一般公務員だ。そのため、例えは私の秘書も対象にするかもしれないかという議論もありましたね。私設秘書を対象とするかどうかというのも要するに政治公務員の仕組みの中で妥当かどうか。それから、今一百九十七条の四ですか、これとの整合性において除外しているわけですね。

民間の大臣は、公職にある人がこの法律に該当しないというのは、政治公務員じゃないけれども一般の公務員と同じだということは、若干私はこの法律の矛盾点じゃないかと思うんですけれども、重ねてちょっと尾身先生に。

○衆議院議員(尾身幸次君) この法案そのものが選挙によって選ばれた政治公務員の廉潔性を守る、そして、それによって国民の政治に対する信頼感を確保するという意味で対象を政治公務員に限つたものでございます。しかしながら、民間出

身といえども大臣は公務員でございまして、その職務に関して収賄罪その他の罪の適用は当然あります、こういうことだと思います。

○入澤謹君 これは今の法体系からそういうことなんでしょうか。私は、これについては政府が統一見解をきちんと出して、そして民間人の大臣はこれからもふえてくる可能性があるわけで、民間出身の大臣もこういうことについては政治公務員と同じような行為をやつてはいけないというようなことをきちんと内外に示しておくことが必要じゃないかなと思ってるんですが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(小池百合子君) ただいまの委員の御指摘また御質問、それに対します私どもの答弁、これが一つの大きな指針になつてくるものと存じます。ということで、今のやりとりの中でもかなり明確になつてきたということを期待いたしております。

○入澤謹君 この答弁でぜひ内外にそういうことを普及・宣伝していただきたいと思っております。

それから、今度は行政当局内部の問題なんですけれども、大臣と行政当局・執行側の意見が大幅に対立することがござります。例えば予算の配分にしても、それから行政処分にしても、契約にし

ても、行政当局は従来からの積み上げでこういうふうにしたいと思つているんだけれども、大臣が言つてそれはこっちに直せという場合に、大臣のいわゆる命令ですね、これは行政命令でございま

すが、これはこのあつせんとか何かに、口ききに該当するかしないか。

○衆議院議員(小池百合子君) 大臣の命令はまさに職務権限そのものになつてくるわけでございまして、この法案でいうところのあつせんの行為とは考えておりません。ですから、大臣が請託を受けて、その所管する行政庁の職員にまさに大臣の命令として職務上の行為を命じ、その報酬として財産上の利益を受けた場合、先ほども挙げた条文に匹敵するわけでございますが、刑法第一百九十七

条の受託収賄罪、そして百九十七条三の加重収賄罪の罪が成立することになります。その刑によつて处罚の対象となるということを考えております。

○入澤謹君 当然そういう答弁が返つてくると思つますけれども、私は、この法律によつてますます政治家のチェック機能が個別に働かないと思います。大臣なり行政当局担当者の裁量行為の範囲が非常に広くなつて強くなるんじゃないかというふうなことを懸念しているわけであります。

○衆議院議員(小池百合子君) ただいまの委員の御指摘また御質問、それに対します私どもの答弁、これが一つの大きな指針になつてくるものと存じます。ということで、今のやりとりの中でもかなり明確になつてきたということを期待いたしております。

○入澤謹君 この答弁でぜひ内外にそういうことを普及・宣伝していただきたいと思っております。

それから、今度は行政当局内部の問題なんですけれども、大臣と行政当局・執行側の意見が大幅に対立することがござります。例えば予算の配分にしても、それから行政処分にしても、契約にし

ても、行政当局は従来からの積み上げでこういうふうにしたいと思つているんだけれども、大臣が言つてそれはこっちに直せという場合に、大臣のいわゆる命令ですね、これは行政命令でございま

すが、これはこのあつせんとか何かに、口ききに該当するかしないか。

○衆議院議員(小池百合子君) 大臣の命令はまさに職務権限そのものになつてくるわけでございまして、この法案でいうところのあつせんの行為とは考えておりません。ですから、大臣が請託を受けて、その所管する行政庁の職員にまさに大臣の命令として職務上の行為を命じ、その報酬として財産上の利益を受けた場合、先ほども挙げた条文に匹敵するわけでございますが、刑法第一百九十七

条の受託収賄罪、そして百九十七条三の加重収賄罪の罪が成立することになります。その刑によつて处罚の対象となるということを考えております。

○衆議院議員(小池百合子君) 御指摘のように、チェック機能というのは大変重要な国会における役割であるというふうに考えます。また、衆議院の場合は行政監視委員会がございますね。それから、衆議院においても予算委員会あるいは決算委員会等でいろんな質問をしてチェックすることができると思うんですけれども、特に参議院においては行政監視委員会の機能が極めて重大な役割を果たすようになると思うんですけども、いかがでしょうか。

○衆議院議員(小池百合子君) 御指摘のように、チェック機能といつては大変重要な国会における役割であるというふうに考えます。また、衆議院の場合は行政監視委員会、そしてそれぞれ関係の委員会、さらには今御指摘ございました参議院での決算、行政監視委員会、そしてそのほか関係の委員会、すべてが、予算が法令として予算の定めに従つて適切に執行されているかどうか、まさにこの機能をさらに高めていく必要もあるかと存じております。

○入澤謹君 非常にこれで行政当局の中の関係が明確になったと思います。

重ねて御質問申し上げますけれども、やっぱり政治活動には一定の資金が必要だと思うんですね。こういうふうな法律が出るということは、今政治資金規正法等で認められている資金の調達について場合によつては不十分だという一般的暗黙の認識があるんじゃないかと思うんですけれども、諸外国、アメリカとかイギリスとかフランスとか、特に民主主義が成熟しているというイギリス、フランス等においては一体政治活動に必要な資金の調達方法についてどのような規制があるか。もし調べていてる結果があつたら教えていただきたいし、また調べていなかつたら改めて調べていただきたいと思うんですが、これは政府参考人でいいんですけれども、お願いします。

○政府参考人(片木淳君) 各国の政治資金の調達方法の制度についてお答えをいたします。

アメリカにおきましては、個人献金が候補者の政治資金の主力になつておると承知しているところでおございます。また、企業、労働組合が直接行

員である大臣と同じように私的な計算が入つても何もとがめられない、この法律では。それは要するに、刑法の百九十七条の四ですか、そちらの方の条文が該当して責めを負うということになるのです。

○衆議院議員(小池百合子君) 先ほどお答えしたとおりでございまして、大臣は、国会議員の出身の条文が該当して責めを負うということになるのです。

○入澤謹君 イギリスでございますが、イギリスにおきましては政党中心に政治資金が集められておりましたけれども、最近は大口の個人献金が増大する傾向にあると承知をいたしております。

○政府参考人(片木淳君) ドイツにおきましては、政党法がございますが、政党を中心して政治資金が集められておりまして、一部が党費、個人献金の額と連動して決められるという仕組みになつておりますことから、政党の収入におきまして党費、個人献金、国庫補助の比重が高いというふうに承知をいたしております。

○衆議院議員(小池百合子君) フランスにおきましては、企業献金は禁止されています。政黨の収入としては、党費、個人献金、国庫補助等があるという実態だと承知をいたしております。

○入澤謹君 大体わかつたんですけども、私はこの法律を読んで、想定問答を自民党的先生方とも一緒に読ませてもらつたんですけども、あれはいい、これはいいと、よくわからないところがたくさんあるんですね。特に、事後収賄的なことになりかねないような場合、これ非常に疑問があるところがありまして、想定問答の答えを見て

も、これは裁判所だつたら違うと答弁するんじゃないかななどというふうに感じたりしているんですね、こういうふうなことはいいんだよ、それからこういうことはいけないんだよ、ネガリストにするかポジリストにするかはわからないけれども

も、代表的な事例を二、三もし教えていただけた
らありがたいんですけども。

○衆議院議員(尾身幸次君) 法案に私どもとして
はいわゆるあつせん利得の罪の構成要件をできる
だけ明確にしたつもりでございまして、個々の事
案によりまして事実関係がどうなっているかとい
うことを見た上で、このあつせん利得の罪が成立
するかどうかということを判断していただくこと
になろうと思つております。

○入澤肇君 今の質問は恐らくまた同僚の与党の
議員からも御質問があると思うんですけども、
ぜひ二、三事例を挙げてお示しいただきたいと思
うのであります。

もう一つ最後に、時間がありますので、これは
予告していないんですけど御質問申し上げますと、
条文に書いてあります「國又は地方公共団体が資
本金の二分の一以上を出資している法人」、この
出資というのは出資法に基づく出資なんでしょう
か、あるいは単なる補助金適化法に基づく補助金
の交付でよろしいのでございましょうか。

○衆議院議員(小池百合子君) その御質問につき
ましては、商法に基づく出資法によるところの出
資ということを一失礼しました。今の答弁、改
めて申し上げますと、会計検査院法に基づく考
方に準拠いたしております。

○入澤肇君 あとでは予告していないので、質問す
るとちよつと申しわけないので割愛いたしますけ
れども、会計検査院の検査対象になる補助金、交
付金等のトータルをもつて、資本金の二分の一以
上を出資しておるというふうに理解するんだと思
うんですけども、一体この法人が幾つぐらいあ
るんですけれども、細かいことはいづれまた資料として、今
答弁結構でござりますから、恐らく同僚議員が質
問すると思いますので、よく調べておいていただき
たいと思います。

○衆議院議員(小池百合子君) 今のいいですか。
○委員長(倉田寛之君) 答弁されますか。

○衆議院議員(小池百合子君) 後ほど委員の方に
はしっかりと御説明をさせていただきたいと思つ
ておりますけれども、先ほど申し上げた基準で申
し上げますと、対象の団体は約八十数団体に上つ
てあるものと考えております。

○入澤肇君 どうもありがとうございました。終
わります。

○亀井郁夫君 自由民主党の亀井でございます。

質問の機会をちょうどいましましたこと、心から
感謝申し上げたいと思います。

質間に先立ちまして一言申し上げたいことは、
国民に選ばれる立場にある我々政治家のみを対象
にして、他国に類を見ないようないわゆるあつせ
ん利得処罰法が今国会に提案され、審議しなけれ
ばならない状態に置かれていることは、私たち國
會議員の恥であり、まことに残念至極に存する次
第でもあります。

戦後五十余年、二十一世紀を迎えるとする今
日、静かに振り返ってみますと、私たちには確かに
経済的な豊かさを実現することはできましたけれ
ども、しかし反面、日本人として大事なもの、そ
れは日本人の心を失ってしまったのではないかと
思うわけであります。そしてまた、私たち政治家
も同じように日本の伝統的な廉恥の心、恥を知
る心を残念ながら失つてきたのではないかと私は
思うわけであります。

この法律案の提案趣旨は、こうした状況の中
で、国民の中に高まる政治に対する不信感を払拭
し、政治家の政治活動の廉潔性と政治に対する國
民の信頼を確保しようとするものであり、法案成
立のため御尽力いたしております発議者の先生
方に対し、心から敬意を表したいと思うわけでも
ござります。

しかし、國民の政治に対する不信は、本来私た
ち政治家がみずから問題としてこれを恥じ、こ
のような法律に頼らずにみずから手で信頼の回
復に努めるべきであると私は思うわけでもござい
ます。世界に類を見ない政治家のみを対象とし
て、政治家のモラルを維持するための法律を私た
ち国会議員がみずから手で制定しなければなら
ない、こういうことは本当に残念でござります。
私たちの恥だと私たちは言つていいと思うわけで
あります。

政治に対する國民の信頼を取り戻す手だけでは、
私たち政治家がみずから姿勢を正すことであり、
また國のために真剣に努力している私たちの姿を
國民に理解していただくことはないでしよう
か。私たち国会議員にとり今大切なことは、今さ
ら言うまでもないことであります。みずから身
を正し、政治活動にまつわる金錢的な疑惑の發生
を未然に防ぎ、本法律の發動の機会を失わせるこ
とではないかと思います。

さらに大切なことは、国会における私たち国会
議員のあり方でもあろうかと思うわけでありま
す。最も重要な国家基本政策委員会においてさ
え、國の将来を憂う政策中心の論議は行われず、
総理の言葉じりや枝葉末節のことをとらえた党利
党略的な質問ばかりが最近行われるわけであ
りまして、こういう姿を見て、國民の政治に対する
不信感はいやが上にも募るばかりであります。
実は昨夜も地元の大勢の議長さんたちと会いま
したけれども、皆さん方は口をそろえて、異口同
音にクエスチョンタイムの内容の問題性と政治不
信の増幅について厳しく指摘されたわけでもござ
います。

私たち政治家にとりまことに不名誉な、失礼で
はございませんけれども、私はあえて不名誉と言わ
せていただきますが、不名誉なこの法律案であり
ますけれども、将来にわたり一度も適用されるこ
とがないように、そして結果的には無用の法律と
なることを祈念しながら、具体的な質問に入らせ
ていただきたいと思うわけでもござります。

あつせんの方法を権限に基づく影響力の行使と
している理由としては、あつせんの方法を限定し
ない場合には、國會議員等の身分を有する者が行
政府の公務員に対して行う働きかけのほとんどが
対象になってしまふのであります。そこで、処罰範囲が
過度に広がるのではないかと思うわけであります。
政治公務員による正当な政治活動を不当に萎
縮させるおそれがあるからこうしたものにしたわ
けであります。

○衆議院議員(谷津義男君) 亀井議員がただいま
おっしゃいましたこの法案云々につきましては、
実は私自身もじくじたるものがあるわけであります。
そういう中で、今御質問がありました件につ
きましてお答えを申し上げていきたいと思いま
す。

私たち国会議員また地方公共団体の議員は日常
それぞれの地域において地味な活動を続けており
ますけれども、その中心は何といつても世話活動
でございます。世話活動の中には、後援会の方々
と行政とのパイプ役という仕事も大きなウエート
を占めておるわけでございまして、この法律の解
釈によつては世話活動が大きく制約される可能性
もございますので、細かい点について何点かお尋
ねいたしますので、わかりやすくお答えいただき
たいと存ずるわけでございます。

まず一点は、第一条の問題ですけれども、第一
条は基本的な条項でございますので、この中で特
に、真ん中あたりにあります「その権限に基づく
影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさ
せるよう、又はさせないようにあつせんをするこ
と」、こういうあたりについていろいろとお尋
ねしたいと思います。

まず、ここで、「その権限に基づく影響力を行使
して」という条件がついておるわけであります。
あつせんの方法がかなりこれで限定されるこ
とになるのではないかと思いますけれども、これ
が設けられた趣旨についてお尋ねいたしたいと思
います。

さて、ここで、「その権限に基づく影響力を行使
して」という条件がついておるわけであります。
あつせんの方法がかなりこれで限定されるこ
とになるのではないかと思いますけれども、これ
が設けられた趣旨についてお尋ねいたしたいと思
います。

○衆議院議員(谷津義男君) 亀井議員がただいま
おっしゃいましたこの法案云々につきましては、
実は私自身もじくじたるものがあるわけであります。
そういう中で、今御質問がありました件につ
きましてお答えを申し上げていきたいと思いま
す。

あつせんの方法を権限に基づく影響力の行使と
している理由としては、あつせんの方法を限定し
ない場合には、國會議員等の身分を有する者が行
政府の公務員に対して行う働きかけのほとんどが
対象になってしまふのであります。そこで、処罰範囲が
過度に広がるのではないかと思うわけであります。
政治公務員による正当な政治活動を不当に萎
縮させるおそれがあるからこうしたものにしたわ
けであります。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

それでは、この権限の問題ですけれども、「そ
の権限」というのは、当該政治家の持つ権限で、
法令に基づくものに限定されるものだと考えてよ
いのかどうか。あるいはまた、その政治家が、法
律で定められていること以外に、事実上いろいろ
と持つておられる政治的な力というものがあつるかと

思いますが、それでも、そうしたものを持った形で「その権限」という言葉が理解されるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○衆議院議員(谷津義男君) ただいまの御質問は、政治的力ということをおっしゃいましたが、これは党員あるいは団体役員を指しているのかなというふうに思いますので、御答弁をさせていただきたいと思います。

「権限」とは、御指摘にもあつたとおり、法令に基づく公職にある者等の職務権限をいうのであります。国会議員について言えば、その一例として、議院における議案発議権、修正動議提出権、委員会における質疑権等があります。この質問の党員あるいは団体役員等の権限は、本法案に言う「権限」そのものには当たらないと思っております。

もつとも、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題ではありますが、国会議員である政党の役員が行使して公務員に対しあつせんする場合には、政党の役員としての影響力のみならず、みずから国会議員としての権限に基づく影響力を含むのが通常であると考えられます。その場合、「権限に基づく影響力」には、他の国会議員に対して法案の賛否等を働きかける程度の判断においては、当該議員の政党役員としての立場も考慮されることとなるうと思います。

○亀井郁夫君

次に、権限のことなんですね。権限の行使としないで、「権限に基づく影響力を行使」と定められておるわけでござりますけれども、「影響力」という言葉になりますと、少し抽象的な表現になるわけでござりますけれども、そういう意味でこれが漠然と受けとめられる。地位の利用等も入ってくるのかなという気になるわけでありますけれども、そういう意味では非常に判断したいように私は思うわけであります。そうしますと、事件の処理の場合、警察なり司法当局の裁

量判断に任される部分が多くなってくるのではなかいかと思うわけでございまして、そういう意味では非常に危険だなという感じがせぬでもないわけです。

そういう意味では、「権限に基づく影響力」という言葉でございますが、これは、命令、指示、助言、あるいは審議、審査、こうした法令で定められている権限事項以外にどのようなものが含まれることを予定しておられるのか、考えておられることか、お尋ねしたいと思うわけでございます。

○衆議院議員(谷津義男君) 「その権限に基づく影響力」とは、公職にある者等が法令に基づいて有する権限に直接または間接に由来する影響力をいうのであります。すなわち、法令に基づく公職者の職務権限から生ずる影響力をに基づく職務権限の遂行に当たって当然に随伴する事実上の職務行為から生ずる影響力も含まれます。

ここに言う事実上の職務行為の例としては、他の国会議員に法案への賛同あるいは反対を求める行為、他の国会議員に一定の質問を行うよう働きかける行為、行政庁に対し説明を要請する行為等が挙げられます。

○亀井郁夫君

今のことにつきお尋ねしたいんですが、権限の行使としないで、「権限に基づく影響力を行使」と定められておるわけでござりますけれども、「影響力」という言葉でありますけれども、これについて具体的にはどのようなことが予定されているのか、わかりやすくお願いいたしたいと思います。

○衆議院議員(谷津義男君)

影響力の行使とは、公職者の権限に基づく影響力を積極的に利用すること、言いえますれば、実際に被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形で被あつせん公務員に影響を与える権限の行使、不行使を明示的あるいは黙示的に示すこと

は、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題でありますけれども、あつせんを行なう公職者の立場、あつせんの際の言動、あつせんを受ける公務員の職務内容、その他諸般の事情を総合して判断されるものになると思います。

典型例といたしましては、権限の行使、不行使と交換条件にあつせんを行う場合を考えられまして、その具体例としては、ある省に対応する委員会に属する衆議院議員が特定の業者からその省への物品納入契約の締結についてあつせんの依頼を受けまして、今後あなたの省の関連法案に反対するかも知れないと言ひながら、その省の物品調達担当者に対し、当該特定の業者から物品を納入するよう働きかけた場合などが挙げられます。

○亀井郁夫君 ありがとうございました。

次に、同じことにこだわるようでござりますけれども、権限と影響力の行使の絡みですけれども、あつせん者に権限があるにもかかわらず、被あつせん公務員が直接的な影響力を感じなかつた場合どうなのかということですね。それからまた、あつせん者には権限がないのに被あつせん者が影響力を感じた場合、この場合には、いずれも私は構成要件に該当しないのではないかと思うんです。

○亀井郁夫君 よくわかりました。

権限がある場合には、だから相手の方がどう感じようとそういう状況であれば該当すると。権限がなければ、被あつせん者が影響力を感じてもその場合は構成要件に該当しないということですね。よくわかりました。

次にお尋ねしたいのは、地元の陳情等に関連いたしまして、私たち自身が県や市町村にいろいろとお願いしあつせん行為をすることがあるわけですがござります。もちろんこの場合、これはいずれも対価的なものをもらわなければ別に問題はないわけでござりますけれども、そういうことで、もうらつてもいいということじやなしに、もらわないという前提ですけれども、いろいろそういうあつせん行為をやるわけでございます。

そうした場合、一般的には国会議員は県や市町

断されることになります。
したがって、あつせん者に権限があり、客観的に被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形で被あつせん公務員に影響を感じていなかつたとしても、権限に基づく影響力の行使があつたとなります。

一方、あつせん者に影響力の泉となる、もどとなる権限がない場合のお話がありました。被あつせん者が影響力を感じたとしても本法案の構成要件には、この該当する処罰の対象にはならないというふうになつております。

○亀井郁夫君 よくわかりました。

権限がある場合には、だから相手の方がどう感じようとそういう状況であれば該当すると。権限がなければ、被あつせん者が影響力を感じてもその場合は構成要件に該当しないということですね。よくわかりました。

次にお尋ねしたいのは、地元の陳情等に関連いたしまして、私たち自身が県や市町村にいろいろとお願いしあつせん行為をすることがあるわけですがござります。もちろんこの場合、これはいずれも対価的なものをもらわなければ別に問題はないわけでござりますけれども、そういうことで、もうらつてもいいということじやなしに、もらわないという前提ですけれども、いろいろそういうあつせん行為をやるわけでございます。

そうした場合、一般的には国会議員は県や市町村に對して具体的な権限は持っていないわけでござりますから、今のお話ですと該当しないんじゃなかというふうに私は思うわけでござりますが、しかし、国会議員がやつた場合、これは影響力があつたんだと、事実上影響力はかなりあるだろうと思うんですけども、そういう場合にこれ該当するケースというのはどういうことが考えられるのか、これについてお尋ねしたいと思いま

○衆議院議員(谷津義男君) 国会議員が地方公共

団体の公務員に対しまして権限に基づく影響力を有する場合には次のような例があるのではないか」というふうに考えられます。

国会議員が、例えば私が群馬県の職員に対しまして、群馬県の行う公共事業に対する国の補助金は過剰ではないかと所轄委員会で質問をするなどと言ひながら、特定の業者との間で物品納入契約を締結するように働きかけた場合がそれに該当すると思うんです。また、私が群馬県の職員に対しまして、地域振興開発特別措置法の一部改正法案に反対するぞと言ひながら、特定の業者を指名競争入札に参加させるような働きかけをした場合にはそれに該当いたします。

○亀井郁夫君 わかりました。
今のお話ですと、国会議員は直接命令等をする権限はないけれども、しかし国会議員としての权限を背景にして、これこそ影響力だと思いますけれども、そういう形で話した場合にはこれは該当するというふうに理解してよろしいわけですね。わかりました。

次に進ませていただきます。
次は、今度は都道府県の議員の場合も同じでござりますけれども、都道府県の議員も市町村に対しいろいろとあつせん行為をする場合があるわけですが、これについても、具体的には今と同じようなケースでございますから構成要件に該当しないわけござりますけれども、同じようないふうに思いますが、これについても同じように考えていいのかどうか。

○衆議院議員(谷津義男君) 都道府県の議員が市町村の公務員に対しまして権限に基づく影響力を有する場合には、例えば、先生は広島県の御出身ですから、広島県の県会議員が広島市の職員に対しまして、広島市の行う公共事業に対する広島県の補助金は過剰ではないかと所管委員会で質問すると言ひながら、特定業者の間で物品納入契約を締結するように働きかけた場合がそれに該当します。

○亀井郁夫君 よくわかりました。

次に、地方議会の議員の皆さん方は国家公務員に対する権限を有していないわけがありますが、しかし国家公務員に対してあつせんするケースがあるわけでありますけれども、これは権限に基づく影響力はありませんから、そういう意味では構成要件に該当しないのではないかと思いませんけれども、いかがでしょうか。これはそういうケースがあるのかどうなのか。

○衆議院議員(谷津義男君) 地方公共団体の議会の議員が本省の国家公務員に対しまして権限に基づく影響力を有する場面はちょっと想定しがたいと思いますけれども、地方の出先機関に勤務する国家公務員との関係では次のようなことが例として挙げられるのではないかと思うんです。

例えば、国立病院の院長に対しまして、病院の構造設備に関する都道府県知事の検査に不正があるからではないかとの趣旨で議会において質問を行なうかもしれないなどと言ひながら、特定の業者との間に物品納入契約を締結するようになつせんする場合があるのではないか。あるいは、郵便局の新設に際しまして、建築確認において不利益な取り扱いをするような暗示をしまして縁故者を職員として採用するような場合が想定されます。

○亀井郁夫君 よくわかりました。
その次にお尋ねしたいのは、「あつせんをすること又はしたことにつき」と定めてありますけれども、あつせんすることというのは、その意味では未来形に理解しまして約束をすることというふうに読むんだろうと思つんですけれども、その意味では将来そういうことについて約束した場合もこの处罚の対象になるというふうに理解すべきでいいんでしょうか。

○衆議院議員(谷津義男君) 先生のお尋ねのところ、あつせんの約束をすることも处罚の対象とする意味であります。現実にあつせんをしていなくとも、あつせんの報酬として財産上の利益を收受すれば犯罪が成立することになると思います。

○亀井郁夫君 ありがとうございました。
次にお尋ねしたいことは、第一条の二項で「国又は地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が締結する売買、貸借、請負その他契約に関し」ということで、国または地方公共団体が半分以上を出している法人についてもこの契約に該当する場合があるかもしれませんけれども、なっておりますけれども、これが入った趣旨についてお尋ねしたいと思います。

○衆議院議員(谷津義男君) 刑法百九十七条の三あるいは第一項、第三項これは加重収賄あるいは

事後收賄、及び百九十七条の四あつせん收賄において、職務上とは職務に関する意味であります。職務上の行為とは被あつせん公務員が法令上所管する職務そのものに限らず、その職務に密接な関係を有する準職務行為または事实上所管する職務行為を含むものと解されます。

本法案に言う被あつせん公務員の職務上の行為もこれと同様に解すべきであると考えます。

○亀井郁夫君 わかりました。
そういう意味では、もうちょっと周辺の関係あるところまで入るということですね。わかりました。

その次にお尋ねしたいのは、「あつせんをすること又はしたことにつき」と定めてありますけれども、あつせんすることというのは、その意味では未来形に理解しまして約束をすることというふうに読むんだろうと思つんですけれども、その意味では将来そういうことについて約束した場合もこの处罚の対象になるというふうに理解すべきでいいんでしょうか。

○衆議院議員(谷津義男君) 次に、秘書の問題についてお尋ねしたいと思います。

第一条で国会議員の秘書も対象になることになつたわけでござりますけれども、秘書には御存じのように公設秘書と私設秘書がおるわけでございまして、そういう意味では仕事の内容はほとんど変わらぬじやないか、だから私設秘書も入れるべきではないかということも野党の方では言つておられるわけでありますけれども、これにつきまして、公設秘書だけをこのあつせん利得罪の対象にされた趣旨というものは何か御説明願いたいと思います。

○衆議院議員(谷津義男君) 本罪は、政治に関与する公務員の活動の廉潔性、清廉潔白性とこれに対する国民の信頼を保護しようとするものであります。

公設秘書については、公務員として国会議員の政治活動を補佐するものであります。国会議員の権限に基づく影響力を行使し得る立場にあります。そのような公設秘書があつせん行為を行う場合には、国会議員の政治活動の廉潔性及びこれを対する国民の信頼という本法の罪の保護法益を害することになるので处罚の対象としたものであります。

一方、今述べた保護法益からすると、处罚の範囲を公務員でない私設秘書にまで拡大することは不適当であると考えます。また、私設秘書については、国会議員との関係の程度はさまざまあります。一律に处罚の対象とすることは不適当でないかと思います。

また、刑法のあつせん收賄罪では、公務員に職務上不正な行為をさせた場合に成立する犯罪であります。本罪は公務員に正当な職務上の行為をさせた場合でも犯罪として成立するものであります。したがって、同じあつせん行為でも犯情としては明らかに本罪の方が軽いということになるわけであります。ところで、刑法のあつせん收賄罪では私設秘書を处罚の対象にしておりません。犯情の重い刑法のあつせん收賄罪においては、私設秘書を、より犯情の軽い本罪において处罚の対象にすることはバランスを欠く結果になるのではないかと思います。この対象とされていない私設秘書を、私がその本法としなかつたところであります。

○亀井郁夫君 よくわかりました。

私設秘書につきましては、私たちもそうですが、千差万別でございまして、ボランティアで来てくれる人でも秘書という肩書きを使つているケースがありますし、特に選挙になりますと多数の秘書という肩書きをつけた人が動くわけでありますから、そういう意味では、今おつしやったように、そういう私設秘書の責任は政治家が負うんだ、持つんだということです。この問題は解決しようとしてございますので、理解することができます。

その次が利益供与者の問題でございますが、第

四条の。

政治家や秘書のあつせん行為というのは後援者などから依頼があってやるのが一般的でして、そういう意味では世話活動の一環として政治家が受け身の立場でやっているケースがほとんどでございます。そういう意味では、よくお礼だといつて来られるわけでございまして、茶菓子、お菓子ぐらいいはちようだいしますけれども、中には包んでこられる方がおられますから、それを全部返すようにしておるわけでござりますけれども、そういう

う意味では、それを何だか返すのに大変だということだつてあるわけでございます、現実には。

そういう意味では、利益供与者の量刑が、一部には利得者と同じでいいんじゃないか、軽過ぎるんじゃないいかという説もあるわけでございますけれども、これは三分の一で一年ということになっておるわけでござりますけれども、この辺についての配慮はどのように考えられたのか、教えていただきたいと思います。

○衆議院議員(谷津義男君) あつせんを請託して

利益を供与した者に関する罪は本法第四条に定め

るものであります。本条は、利益供与者が、第一

条これは公職者あつせん利得です、または第二

条議員秘書あつせん利得、に定める財産上の利益

を公職者等に供与することが第一条または第二条

の犯罪を惹起させること、あつせん利得行為を抑

止するためには利得者側を处罚するだけでは不十分であることから、これを处罚することとしたものであります。

そもそも自己の利益のために政治家を利用しよ

うとする者が悪いとの考え方もないわけではないけれども、国民の信託を受けた政治公務員はそのような働きかけにもかかわらず、みずから廉潔性を保つべき責任を負うものと考えられます。この法案は、政治に携わる公務員の政治活動の廉潔性、清廉潔白性を保持し、それによって国民の政

治に対する信頼を高めることを目的とした、その

政治公務員の行為に一定の枠をはめたものでありまして、これに反した場合には厳しいペナル

ティーを科してその実効性を担保しようとするものであります。

この法案は、このような政治公務員みずからが

襟を正すべきであるとの認識のもとにその法定刑

を定めたものであります。妥当なものと考えております。

○亀井郁夫君 よくわかりました。

次にお尋ねしたいのは、第五条で、国外犯につ

いても適用される、处罚されるということになつ

ておるんですけども、これだけを読むとよくわ

からないものですから、具体的にどういうことが

この場合考えられるのか、お教えいただきたいと

思います。

○衆議院議員(谷津義男君) 本罪の国外犯の例と

いたしましては、公職者が外国に出張中に現地在

住の外国人の請託を受けまして、領事館の領事等

に対して権限に基づく影響力を行使して、その外

国人へのビザの発給をあつせんしまして、その報

酬として財産上の利益を現地において請託者から

收受した場合等が考えられます。

○亀井郁夫君 最後に、第六条の「適用上の注意」

についてお尋ねしたいと思うんです。

現行の選挙制度を前提にする限り、政治家の場

合、世話活動というのは大変重要な業務であります

し、その中で具体的なあつせん行為といいま

すが、もちろんこれについては対価性を求

めながらのあつせん活動をすることは一般的には

ないわけでござりますけれども、また片方では、

政治活動に必要な資金の調達といふことも大事な

仕事でござりますので、その辺が混在となります

といいろいろと誤解を受ける場面がたくさんあるわ

けでございまして、そういう意味では、本法にお

いて両者を無理に結びつけて罪に陥れようという

格好で解釈されるといいろいろと難しい問題も起

こつてくるのではないかと思ひます。そうする

と、政治活動を不當に制約されるという面も出で

こようかと思います。

きよいろいろとお尋ねしまして大分わかった

んですけども、しかし、こうした運用の基準等

を具体的に明確化していく必要があるのじや

ないかと思うし、ぜひそうしていただかないとい

うな基準をこの条文だけじゃなしに明らかに

していただきたいと思いますが、いかがでしょ

うにしておるわけでござりますけれども、これだけを読むとよくわ

ります。

以上申し上げましたとおり、本法案において

は、政治活動が不當に制約されることのないよう

十分配慮されており、第六条の「適用上の注意」

の趣旨に従い運用がなされるものと考えます。

財産上の利益がいかなる場合にあつせん行為の報酬と認められるかにつきましては、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題であります。一律に基準を示すことは不適当ではないかと考えております。

なお、政治献金につきましては、社会通念上、常識の範囲内での政治献金であればあつせん行為の報酬と認めるることは困難でありまして、これを受けても本法案の罪の適用対象とはならないものであります。

しかしながら、政治献金の名をかりてあつせん行為の報酬である財産上の利益を実質的に本人が收受したと認められる場合には、本法案の罪が成立することを念のために申し上げておきます。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

木村仁君 自由民主党の木村仁でございます。

本法案の主要な問題点につきましては、既に先日の参議院本会議における質問においてほとんど網羅的に指摘をされ、かつ発議者の皆様によつて詳細かつ明快な答弁があつたところでありますし、また、ただいま亀井議員の具体的な質問によつても明確になつております。

私は、この法案に全面的に賛成する立場で、恐らく重複する範囲内において確認作業といったような性格になると思想しますが、辛抱強く御答弁をいただきたいと思います。

十八世紀の英國の政治家でありますエドマンド・バークは、一七七四年十一月にブリストルの極めて厳しい選挙を勝ち抜いて当選をいたしましたが、そのときに有権者に向かつて、議員は国民全体の代表であり、選挙区の利益のためにのみ働くものではないということを明確に宣言いたしました。

エドマンド・バークという政治家はこの演説のゆえに後世に名を残し、私どもも承知しているわけですが、実際には、このバークという人はブリストルの商業的利益を増進するため懸命に立法作業を行い、かつ政府の具体的な行政処

案におきましては、「その報酬として、賄賂を受ける」という形になつております。特定の者有名であります。そしてまた、逆にその信念を貫いてアイルランドに貿易権を与える政府の方針、これはブリストルにとってはとても大きな打撃であつたそうですが、それに賛成し、これを推進いたしました。そして、一七八〇年の総選挙において落選をいたしております。

私は、選挙によつて当選し、政治を行つている政治家のほとんど大部分がこのエドマンド・バーカのような活動をしていると考えております。そして、私利私欲、私腹を肥やすためにあつせん行為とそういうことを行う政治家というのはほとんど例外的な存在ではないかと考えております。

しかしながら、そのような活動を通じて、主とかから政治献金をいただいてそれを資金として活動していることも事実でありますし、そして伝統的な日本の政治形態の一つとして、その政治献金を巨大な額を集めることができる方々が同僚に対する影響を強めていつて政界の大物になつていくという過程があつたことも事実であろうと思いま

す。

したがつて、そういう過程がいわゆる誤解も含めて金権政治あるいは利益誘導型の政治という形で国民に次第次第に政治に対する不信の念を醸成してきて今日の状態になつた。したがつて、今、このあつせん利得罪という法律を設けることに

よつてこれを打破していくこう、改革していくこうといふことはまさに時に適した立法ではないかと考えております。

そこで、最初にお尋ねを申し上げたいのであります。私がここで明確にいたしておきたいことは、なぜこのあつせん利得罪というものが刑法のあつせん収賄罪と同じよう刑法の中では規定されなかつたかという点でございます。

実は、もう既になきものを持ってきて数を數えます。私がここで明確にいたしておきたいことは、なぜこのあつせん利得罪というものが刑法の保護法益として衆議院に提出されましたこれに対する法

案におきましては、「その報酬として、賄賂を受ける」という形になつております。特定の者有名であります。そしてまた、逆にその信念を貫いてアイルランドに貿易権を与える政府の方針、これはブリストルの政治資金規正法、公職選挙法等の考えに近い考え方だと思います。それからもう一つの国民の信頼性というのは、どちらかというと刑法に近い考え方だと思います。それからもう一つの国民の信頼性というのは、どちらかというと行政犯の政治資金規正法、公職選挙法等の考えに近い方だと思います。

ですから、そういう意味において、行政犯といいますと政治公務員の活動に一定のルールをつくらうことになりますが、それだけではない。やつぱり刑法の親類といふところもあるよう気がしますし、両方に属しないような気もしますし、世界にも類を見ない法律である。しかも、犯罪主体で考えてみましても、いわば犯罪主体は一般公務員、政治公務員も含む一般公務員としているのが刑法のあつせん収賄罪であります。こちらの方は政治公務員、そして政治に携わる公務員、秘書のことなどでございますが、というふうに限定しております。

ですから、一般法か特定法かと言われますと、これは特定法だろと。こういうことで新しい分野の法律をつくつて、そして日本の政治をよりよきものにしていくこう、こういう考え方で特別にいました。

○木村仁君 大変よくわかりました。

そこで具体的に一つだけ、確認の意味でもあります。お尋ねしておきたいのでありますけれども、例えば地方公共団体の職員採用に際して、特定の人をぜひ合格させてくれと議員が請託を受けまして、そして権限のある公務員に何分よろしく頼むと、よろしく頼むだけじゃなくてわかつておるなどというような圧力をかけて頼んだとする場合、その公務員はこの先生が言うんだからしようがあるめえということで資料を見てみたら、この方は色々樂々採用であると、したがつて結果ようございましたという連絡をして喜んでおる。そういう場合と、見てみたらとてもはしにも棒にもか

受し」という形になつております。特定の者有名であります。そしてまた、逆にその信念を貫いてアイルランドに貿易権を与える政府の方針、これはブリストルの政治資金規正法、公職選挙法等の考えに近い方だと思います。それからもう一つの国民の信頼性というのは、どちらかというと刑法に近い考え方だと思います。それからもう一つの国民の信頼性というのは、どちらかというと行政犯の政治資金規正法、公職選挙法等の考えに近い方だと思います。

ですから、そういう意味において、行政犯といいますと政治公務員の活動に一定のルールをつくらうことになりますが、それだけではない。やつぱり刑法の親類といふところもあるよう気がしますし、両方に属しないような気もしますし、世界にも類を見ない法律である。しかも、犯罪主体で考えてみましても、いわば犯罪主体は一般公務員、政治公務員も含む一般公務員としているのが刑法のあつせん収賄罪であります。こちらの方は政治公務員、そして政治に携わる公務員、秘書のことなどでございますが、というふうに限定しております。

ですから、一般法か特定法かと言われますと、これは特定法だろと。こういうことで新しい分野の法律をつくつて、そして日本の政治をよりよきものにしていくこう、こういう考え方で特別にいました。

○木村仁君 大変よくわかりました。

そこで具体的に一つだけ、確認の意味でもあります。お尋ねしておきたいのでありますけれども、例えば地方公共団体の職員採用に際して、特定の人をぜひ合格させてくれと議員が請託を受けまして、そして権限のある公務員に何分よろしく頼むと、よろしく頼むだけじゃなくてわかつておるなどというような圧力をかけて頼んだとする場合、その公務員はこの先生が言うんだからしようがあるめえということで資料を見てみたら、この方は色々樂々採用であると、したがつて結果ようございましたという連絡をして喜んでおる。そういう場合と、見てみたらとてもはしにも棒にもか

からない、そこでこれはたを履かせなきやいかぬといった二十点ぐらい足して、あるいは同僚に頼んで面接を手がけんしてもらつて、そして無事合格したと。

そういうことがあった場合には、前者はどうも違法ではないようだ、後者の場合は明らかに違法行為をさせたと。そういう場合はどう考えるんだろうかなと。一般的の国民からすれば非常にわかりづらい。この先生に頼みたいなと思つても、これはやっぱりあつせん利得罪になるおそれがあるからやるべきではないと考えるのか、入り口で、その職員採用という行政処分について影響を与えるとする行為はあつせん取締罪の危険をはらむのか、あるいはあつせん利得罪の適用の危険をはらむのか。やるべきことではありませんけれども、どちらになるのでございましょうか。

○衆議院議員(大野功統君)　すべて具体的な証拠

関係に基づく事実認定の問題が深くかかわります

ので、シロかクロかはつきり申し上げられないと思

いますが、一般論としては、まず懲罰試験

にパスしている、それから落ちているけれどもパ

スさせたと。いずれにしても、この法律、あつせ

ん利得罪の立場から見ますと、これは行政処分に

関与することになるわけでございます。

その場合に、一つは権限に基づく影響力を行使

してということでござりますから、そこのくくり

はござります。その採用担当者が一体、先生おつ

しゃるように、この先生ならしようがないから入

れておこうとか、そういう影響力を感じたのかど

うか、それで影響力も行使してもらわなきゃいけない、こういう構成要件が明確でございますけれ

ども、いずれにしても、そのあつせんを依頼し

て、そして処分というのは、国民に対して直接権

利義務を構成する、形成する、そしてその権利義

務の範囲を確定するわけでありますから、これは

対象になるわけでござります。

それから、実際に受かっているのか、受かって

いないのか、不正があつたのかどうかというの

は、これはまた事実認定の問題になりますので、そこはちょっと答えにくいな、こういうことでございます。

いずれにしても、当該ケースはなり得るという

ことでござります。本法の処罰対象になり得る、こういうことでございます。

○木村仁君　よくわかりました。

念のために申し添えますが、現在の公務員の採用試験はそのような圧力によって動かされているものではなくて、大体おわかりのとおりであろうと思います。

そこで、さらに新聞論調等において一番大きく指摘されているところは、あつせん行為の対象を国及び地方公共団体が締結する契約と特定の者に対する行政庁の処分というものに限定をいたしましたなぜ国及び地方公共団体が締結する契約と行政処分に限定したのか、そういう点について御見解を伺つておきたいと思います。

○衆議院議員(大野功統君)　まず、政治公務員とそれから国民と行政庁、この三者の関係でございまます。

特に、国民の意向を代表して、あるいは国民特定の者から依頼されて請託を受けて、そして政治家、政治公務員が行政庁に働きかけをする、この点でございますが、幾つかのケースがあると思います。

一つは、本当に国民全体の奉仕者として国民全体のために政策目的を実現するために立法しようと行政庁に話しかける、それから例えば高齢者のためにあるいは中小企業振興のために、こういう意味でもそういう行為はあり得ると思います。また、不当な行政処分があれば、その行政処分を受けた者の代理人として行政庁に抗議を申し込む、こういう行為もあると思います。

我々がここで頭に置いて、きっちりとこういう

行為はやめていこうじゃないか、こういう行為

をやつてお金をもらうのはやめようじゃないか

と、特定の者のために働く、特定の者の利益を図

るために働く、こういう行為をやつて金錢をもらう、こういう行為をやめようじゃないかと。その理念は、衆議院で否決されました野党案もほとんど同じだったと私は思います。

しかしながら、それだけでは非常によくわからぬ。そこで、契約あるいは処分というものは、契約というものは必ず私法上の関係ですから相手がおられます。それから、処分というものは、先ほども申し上げましたけれども、権利義務を形成し、権利義務の関係をかつちりする、こういうことではつきりするわけでござります。

そういう意味からしますと、特定の者に利益を与えるという特色が非常に強い、そういう性格を持つているものがまさに処分と契約である。ここは構成要件を明確にして処罰対象をはつきりしておかないと、この罪に引っかかってこの罪で処罰されますと、刑を終えても十年間は被選挙権を失つてしまふ、これでもう政治生命は終わりという大変なことでござります。一方、政治活動の自由という問題もありますので、構成要件をきちんと固めて処罰対象をはつきりする、こういうことで決めさせていただきました。

○木村仁君　ありがとうございます。

要するに、あつものと思ってなますを吹いておけばいいということではなかなかかと理解をいたします。

もう一つ、決定的な問題として指摘されておりますことは、私設秘書を入れなかつたこと、こう

いうことでございまして、特に地方議員の場合には公設秘書というものがありませんから、公設秘

書と同じような身分関係を事实上持つてゐる人が

私設秘書という形で働いており、この方々がもし

いろんな能力があれば大いに活躍をされるということがあるわけでござります。

例えば、建設業のABCのランク分け、こうい

うものがあつて、そして契約について有利に取り計らつてほしいという請託を受けた場合に、考

えてみたらどうもAランクに入らなきやどうしよう

もならぬみたいだと。そこで、Aランクの該当要

反、仲介手数料違反のことしかありませんと、こ

れは何とかこのあつせん利得法の方で入るようにならないという新聞論調が多くございました。

したがって、そういう面も含めて、いま一度確認でございますが、私設秘書をなぜ外さなければならなかつたか、地方議員の場合も含めて御答弁をいただきたいと思います。

○衆議院議員(大野功統君) これは先ほども申し上げましたけれども、政治活動の廉潔性、国民の信頼を得るための政治公務員、そしてその政治公務員を助ける公務員、公設秘書でございますが、これを犯罪主体とする法律でございます。したがいまして、まず公務員という身分犯をしている。

それ以外、私設秘書はどうなんだ、私設秘書はどうなんだといつて、私設秘書と公設秘書が違つた仕事をしているわけでもない、同じような仕事をしているじゃないか、こういう御反論もあるうかと思います。しかし、法律に基づいて身分犯としてきちつと決めることによってます明快に構成要件を定める、これが私は一番大事なことだと思います。

それはどういう意味かというと、私設秘書等を入れた場合、どこまでが私設秘書なんだ、勝手に名刺を持って歩き回つている人まで私設秘書なんか、そんなことを言うと、そんな変な私設秘書がおるのかとまた反論を受けますけれども、実態は政治公務員との関係でいろいろな対応があると思ひます。

しかも、一つ二つ申し上げたいのは、あつせん収賄罪で私設秘書は処罰の対象になりません。それが一つ。もう一つは、先ほども申された信用保証協会の問題にしても、ほかの法律でちゃんと処罰されます。そして、結局例の場合だと出資法で処罰されますから、それは問題ない。それは出資法じやちょっと足りないよとおっしゃればそういう問題出てきますが、そういうふうにはほかの法律できちつと取り締まる。しかも、ここが一番大事な点ですが、政治公務員と意を通じていればこれは共同正犯として处罚の対象になりますから、何の不都合もないんじゃないかな。かえつて私設秘

書だけを犯罪主体として取り上げた場合、本当は意を通じていたのに私設秘書だけ处罚の対象として、何だかトカゲのしつぽ切りみたいな現象が起ります。

そこで、地方議員それから地方の首長、国会議員、すべて含めてそういう考え方でやらせていただきたい、こういうことでござります。

○木村仁君 よくわかりました。

私設秘書が行つた行為であつても、公職にある者と意を通じ、あるいはその完全な支配下において手足として動いたものであるという事実関係が明確であれば罰せられる、本人の方が、公職者の方が罰せられるということであると思います。これは、先ほどの同僚の質問の中でもやりとりが行われておりますので、確認だけいたしておきたいと思います。

その次の大きな問題は、いわゆる第三者供与を処罰しないのはなぜかということをございます。が、本人以外の者への財産上の利益の提供が本人の利益の提供とみなされる場合、そういうものがある、したがつて、第三者供与を处罚しないでもそういう場合があるのだということが本会議の質疑応答でも明確にされました。

そこで、具体的に二つほどお聞きしておきたいのですが、第一は、あつせん行為を契機として後援会に入会し、そして例えば毎月一定額の後援会費を納入するよういう場合があるのだということが本会議の質疑応答でも明確にされました。

そこで、具体的に二つほどお聞きしておきたいのですが、第一は、あつせん行為を契機として後援会に入会し、そして例えは毎月一定額の後援会費を納入するよういう場合でござりますが、これは、その人個人の政治献金でなくして後援会あるいは政党支部、そういうものに対する献金の場合はもうあらうかと思いますけれども、区別があるが、これは、その人個人の政治献金でなくして後援会に入会し、そして例えは毎月一定額の後援会費を納入するよういう場合でござりますが、これは、その人個人の政治献金でなくして後援会あるいは政党支部、そういうものに対する献金の場合はもうあらうかと思いますけれども、区別がある

言つまでもなく、政治団体は第三者でござります。

○衆議院議員(大野功統君) 平成十二年十一月十五日

す。そこで、その政治団体でお金を受け取っても、それは第三者でござりますから一義的にはこの法律の対象になりません。したがいまして、本人へ

つけられると、その受け取った金銭に対し、その供与とは認められませんから、处罚の対象にはなりません。

しかし、外形上このような団体が財産上の利益を受け取つたという場合でも、その受け取つた金銭に対して本人が実質的な支配権、実質的な处分権、つまり本人性があるということでござります。

その場合には、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題はござりますけれども、本人が收受したものとみなして犯罪が成立する可能性はあります。

したがいまして、そういう意味で何ら不都合はない、このように私は判断しておるところでございます。

そこで、お尋ねの後援会の会費でござります。

後援会の会費というのは、もう言うまでもあります。

せん、社会通念上常識的な範囲である。これはも

う後援会の会費としてわかっているわけでござります。

後援会の会費というの

ただいていて、ある日そういう行為があつて、そ

の後も続いていく。これは、事実認定の問題はござりますけれども、ほとんどこの法律の対象にならないと言つても差し支えないと思います。

○木村仁君 私がお尋ねしようと思つております。

た第二のケースについてもお答えをいただきまし

たので私の方で整理をいたしましたが、私の質問

は、今まで何の関係もなかつた人から請託を受け

てあつせんをした。ところが、その方が感謝をして利得をもつてあげようと、いやそれはだめだと

言つたら、それなら後援会に入会いたしましよう

ういう形になつたというケースでございまして、

そこも私はお答えいただいたと思ひますから、よろしいです。

○衆議院議員(大野功統君) ちょっとまだ答えて

ないんです、尾身先生が。

○木村仁君 それなら御一緒に。

(二番目の問題は、あつせん利得でなくして、利得

認めることは極めて難しいんじゃないかな、この

ように思うわけでござります。ですから、本人性

いまして、ずっと会費を払つていただいておつたから、それは何か頼まれて働くというのには当たり前のことで、その後も同じような金額で続いた場合は多分大丈夫だろうと思いますが、そのところを整理しておいていただきたいと思います。

○衆議院議員(大野功統君) お尋ねの問題点は二つございまして、ずっと継続してある日あつせんがあつたという場合と、あつせん行為があつてそれから始まつたと、この二つの問題があると思います。

一番目の問題は既にお答えをさせていただきますけれども、次のあつせん行為を契機として後援会に入会して毎月一定額の後援会費を納入するというような場合でござりますけれども、後援会は公職にある者本人とは別個の存在でござります。後援会費として後援会に対する財産上の利益の供与は本来本人への供与とは認められない、これはもう何度も御説明しているとおりでござります。

しかしながら、形式上後援会が財産上の利益を受け取つたとされる場合でも、公職にある者が実質的支配権を持つていれば別ですよといふことも先ほどの答弁で申し上げました。その認定は具体的な証拠関係である、これは非常に大事なところですから、繰り返して申しますが、

後援会に供与された金銭等に対して公職にある者本人が事実上の支配力、実質的处分権を有する

ものと認定できる場合で後援会費があつせん行為の報酬と言ひ得るか否か。ここも一つの構成要件になつていていますから、これもくどいようですが対価関係、報酬関係、これ申し上げておきます。

もつとも、一般的には会費負担者が実際に後援

会に入会してその後援会会員と同様の会費を後援

会に納めるような場合、あつせんがあつて後援

会に入つて会費を納めるという行為があつた場合で

すけれども、今申し上げましたように社会通念上

常識的な範囲であれば通常あつせん行為の報酬と

認定することは極めて難しいんじゃないかな、この

ように思うわけでござります。ですから、本人性

とそれから対価性、この二つをにらんで実際の証拠関係を見て事実認定していく、こういう作業、実際の運用になろうかと思います。

最後に、引き続き政治献金をしている者から請託を受けてあつせんを行った場合、従来どおりの政治献金を受け続けた場合について、お尋ねのようないい政治献金があつせん行為の報酬と言いたるか否か。これは先ほど御答弁申し上げたとおりでござりますけれども、これも事実認定でございまいか。一般的にはあつせん行為の前後を通じて継続的に一定の金額の政治献金を受けているような場合には、先ほども申し上げましたように通常あつせん行為の報酬と認定することは難しいのではなさいますけれども、これも事実認定でございまいか。ちょっと念のために、ダブったところもございませんけれども申し上げました。

○木村仁君 もう少し時間がございまして、もうやめた方がいいのかもしれません、もう一つだけお尋ねさせていただきたいと思います。

それは、地方の議会の議員もしくは長についてもこの法律を適用することとしたことでございます。私は、これは一つの罪を構成させてそして全國的に実施すると、いうことであり、地方議員及び地方公共団体の長においても国会議員の場合と同じような政治不信の対象であることも事実でございますから、これはこの制度は当然のことであると思いますし、自然の姿である、法制的にもこれが常識であろうと思います。

若干常識外れの質問をするわけでございますが、二十一世紀の地方分権を展望いたすならば、これはあるいは構成要件、罪の範囲、対象事項、そういうものをきちっと法律で決めて、それを実際にやるか否かということは地方公共団体の条例にゆだねていけないものだろうかと。そうするとまだら模様に、ここでやつたらこの議員は罰せられるけれども、隣の議員は罰せられない。ばかなことではないかと言われるかもしませんが、アメリカの州政府は日本の地方政府とは違いますけれども、州政府ではこちらではボクシングやつたら罰せられ、こちらではやつても

罰せられないと、そういうのは常識としてあることで、恐らく地方分権が進む過程ではそういうこともあり得る。

そうすると、この条例を制定するかしないかと育つていくし、もし議員がそれを提案しなければ直接請求でつくっていくという民主的な過程も可能になる。だから、将来の問題でありますか、何でもかんでも法律で決めればいいというものではないよと、そういうことが一つ。このことについて、一言で結構でございますので御感想を、無理を申し上げていただけます。

○衆議院議員(大野功統君) 清廉潔白性とか国民の政治に対する信頼性、これは普遍的な概念じやないかと思います。

先生から大変興味深い御提議でござりますけれども、検討に値する問題かもしれません、私はやはり普遍的な問題であつて、先生の熊本県と私の香川県でどうも構成要件が違う、こういうことになりますので、私は否定的な見解でございます。

○木村仁君 現時点における見解の相違と理解させていただきたいと思います。

それで、これは極めて法律的な問題でございますが、条例における横出し、上乗せということがございます。

この法律についてもそれは可能だろうかと。例えれば東京の信用保証協会の問題は、東京の出資が一・四%であつて、二分の一に達していないから

ら、たとえこの法律で私設秘書がかわるとしても、あるいは国会議員本人がやるとしても、かかるつていかないということになります。ところが

地元自治法上は監査の対象法人というのは補助金会以上に高めたいということでこれも一つ別の条

例でつくつてやろうかと。そして刑罰は懲役二年以上になりますから、これは三年でございますから、こつちの方が重うございますけれども、軽いけれども自分の立法権の範囲内でやってやろ

うということが起つた場合には、これはそういう条例はこの法律が先占しているから違法な条例となるのか。いや、ひょっとしたら可能性があるかもしれませんのか、どちらでございましょうか。

○衆議院議員(大野功統君) 先ほど申し上げましたとおり、これ普遍的な清廉潔白性、それから国民の政治に対する信頼という普遍的なものであるかと思います。

しかし、構成要件の一部において、例えば先生おっしゃいました公的出資金が二分の一以上、こういう点はどうだろうかと、こういう疑問は当然わいてくるのではないか。したがいまして、上乗せ、横出しの問題でござりますけれども、これは将来の検討課題として、ただし一本筋を通しておかなきやいけないのは、やっぱり熊本県と香川県の清廉潔白性とか国民の信頼とか、こういうものが変わっちゃいけない、同じような信頼性、同じような清廉性、これは確保していかなきやいけない。

将来の課題として、先生の大変興味深い御提議を将来の課題とさせていただきたい、このように思っています。

○木村仁君 熊本県も香川県とともに清廉潔白性の高い県であることを期待いたしますし、質問を終ります。

ありがとうございました。

○委員長(倉田寛之君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後零時四十分に再開することとし、休憩いたしました。

○委員長(倉田寛之君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後零時四十分に再開することとし、休憩いたしました。

○委員長(倉田寛之君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午前十一時三十八分休憩いたしました。

○委員長(倉田寛之君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午後零時四十分に再開することとし、休憩いたしました。

○委員長(倉田寛之君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。

午前十一時三十八分休憩いたしました。

○委員長(倉田寛之君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開いた

します。
休憩前に引き続き、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○小山峰男君 民主党の小山峰男でございますが、よろしくお願いをいたします。

最初に、法務省に来ていただいておりますのD問題につきましてどんな感じで今法務省として対応しているのか、また東京信用保証協会問題につきましても現状はどうなっているかということがあります。

○政府参考人(古田佑紀君) お尋ねの第一のいわゆるKSD事件の捜査状況についてでございますが、東京地方検察庁におきましては、十一月八日、財團法人ケーブルエスティー中小企業経営者福祉事業団の元理事長古関忠男ら三名を業務上横領の罪により逮捕して、現在捜査中でございます。

逮捕実事の要旨は、財團法人の理事長等として財團法人の預金の管理等の業務に従事していた被疑者が、被疑者古関忠男の私的用途に充てる目的でそれぞれ共謀の上、財團法人のために業務上預かり保管中の預金合計約八千九十五万円を横領したものであるということです。

東京地方検察庁におきましては、今後とも所要の捜査を遂げ、適正な処分をするものと考えております。

次に、東京信用保証協会に関する事件の捜査状況でございますが、これも東京地方検察庁におきまして、本年十一月七日、出資法違反の罪により金融プローカー十三名について公判請求し、二名について略式請求をしております。また、十一月九日に衆議院議員秘書一名及び東京都議會議員秘書一名を出資法違反の容疑で逮捕しております。

それぞれ金融プローカーと共謀の上、事業者等が逮捕事実の要旨を申し上げますと、被疑者らは

その件につきましては現在捜査中でございます。

次に、東京信用保証協会に関する事件の捜査状況でございますが、これも東京地方検察庁におきまして、本年十一月七日、出資法違反の罪により金融プローカー十三名について公判請求し、二名について略式請求をしております。また、十一月九日に衆議院議員秘書一名及び東京都議會議員秘書一名を出資法違反の容疑で逮捕しております。

それぞれ金融プローカーと共謀の上、事業者等が

その件につきましては現在捜査中でございます。

次に、東京信用保証協会に関する事件の捜査状況でございますが、これも東京地方検察庁におきまして、本年十一月七日、出資法違反の罪により金融プローカー十三名について公判請求し、二名について略式請求をしております。また、十一月九日に衆議院議員秘書一名及び東京都議會議員秘書一名を出資法違反の容疑で逮捕しております。

それぞれ金融プローカーと共謀の上、事業者等が

その件につきましては現在捜査中でございます。

次に、東京信用保証協会に関する事件の捜査状況でございますが、これも東京地方検察庁におきまして、本年十一月七日、出資法違反の罪により金融プローカー十三名について公判請求し、二名について略式請求をしております。また、十一月九日に衆議院議員秘書一名及び東京都議會議員秘書一名を出資法違反の容疑で逮捕しております。

それぞれ金融プローカーと共謀の上、事業者等が

その件につきましては現在捜査中でございます。

銀行等から貸し付けを受けるに際しその媒介を行ひ、その手数料としていわゆる出資法四条一項で規制されている上限であります融資額の5%を超える媒介手数料を受領したというものであると聞いております。

以上でございます。

○小山峰男君 まだこの二つの問題につきましては全容が解明されていないというふうに思うわけですが、いずれにしても、報道等によりますと政治家の影がかなり後ろにちらちらするというような状況かというふうに思います。KSD問題につきましては、当初立てかえていたというような問題も絡んでいたとか、あるいは今の東京信用保証協会問題については政治家の秘書が絡んでいるわけでございまして、大変重要な事件だらうというふうに思つておるところでございます。

この東京信用保証協会問題で、政治家の秘書、また都議会議員の秘書ですか、この人たちはいわゆる私設秘書といふふうに言われる人たちでしょうか。それから、出資法違反で逮捕したということです、これはかなり苦肉の策としてというふうに言われているところもあるんですが、その辺の状況がわかりましたらお願ひをしたいと思います。

○政府参考人(古田佑紀君) 衆議院議員の秘書につきましては、いわゆる私設秘書と承知しております。また、後段の出資法違反で逮捕した理由についてのお尋ねでございますが、どのような犯罪の嫌疑を認めてどういう判断で逮捕するかということは、これは捜査当局の法と証拠に基づく判断でござりますので、私は答弁を差し控えますが、一般論として申し上げれば、捜査当局としては、法律と証拠に基づいて犯罪の嫌疑が認められ、強制捜査の必要性があると認められるものについて逮捕するものでございます。

○小山峰男君 いずれにしましても、国民の皆さん含めてこの全容がやはり明らかにされるという

ことが大変大事だというふうに思いますので、ぜひとも法務省としても頑張っていただきたいというふうに思う次第でございます。

もう結構ですから、どうぞ。

次に、今回課題になつておりますこの法律案の関係でございますが、衆議院で可決をされた直後のいわゆる報道関係、あるいは新聞、マスコミ含め、大変いろいろの解説等が出たということでございます。

○小山峰男君 まさに、後段に新聞の切り抜き等があるわけでございますが、抜け道が多いとか、あるいはハードルが非常に高いとかいうようないのがおむねの論調だと。これではいわゆる国民の常識からいって政治と金の問題が解決されいるというふうには見えないという論調が多いというふうに思つております。

新聞によつては参議院でぜひそういう国民の常識を法案に反映させるような改正をしてほしいといふことまで書いてあるところがあるわけでございますが、この新聞論調等につきまして、まずどのように提案者として感想を持たれているのか、それをお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(山本有二君) 新聞は必ずしも与党案に対して理解ある考え方ではなかつたというようには謙虚に受けとめなければなりません。

しかし、本法案におきますこの法律の機能といふのは大変今日において意味深いものがございまます。特に本法案の中における論議は、午前中の入澤議員あるいは木村議員から御指摘がありましたように、グレーゾーンについての判断でございまして、そのグレーゾーンに処罰を与えるというふうに思つておりますが、ちょっともう一度その辺を御答弁いただきたいと思います。

○衆議院議員(山本有二君) 私設秘書の問題に特化して申し上げれば、私設秘書は政治公務員の補佐をするものであり、その私設秘書における業務の態様というものは区々さまざまございます。

そして、私設秘書採用の少ない議員と、また大勢の私設秘書を雇つている方との公平性というものについてお話しで落としていただけ

るためには、司法行政手続、すなわち警察権限でもって立法機能の中の浄化を考えるわけでござります。

その意味におきましては、三権分立制度さらには漠然性のゆえの違憲、つまり憲法が要請する刑事手続の厳格性、そういうものを考えたときに、もうこれ以上はこの日本における法体系を崩すというところのぎりぎりまで考えたのが与党案でございまして、これ以上、我々いたしましては国家の基本的な理念まで変えてこのあせん利益の修正をすることはできないという意味におきましては、マスコミの論調に対してもひるむことなく自信を持つてこの与党案を皆様にお願い申し上げるところでございます。

○小山峰男君 今のお話を聞いておりますと、いわゆる選挙民と我々とどちらがまさに鶏で卵かみたいな話でもあつたわけでございまして、いわゆるさらに超えなければならないというような決断が必要だというお話をございましたし、また今のが必要だといふのは増幅するだろうと。その法律以上に変えれば日本の基本的な理念がおかしくなるというような今お話をあつたわけでございますが、これはやつぱりかなりおかしな理論だというふうに私は思つています。

例え、私設秘書を入れて修正をして日本的基本的な理念が変わるとか、今の法律以上にもう一步でも修正をすれば日本の基本的的理念が変わるというような大きな問題ではないといふふうに思つておりますが、ちょっともう一度その辺を御答弁いただきたいと思います。

○衆議院議員(山本有二君) 私設秘書の問題に特化して申し上げれば、私設秘書は政治公務員の補佐をするものであり、その私設秘書における業務の態様というものは区々さまざまございます。

そして、私設秘書採用の少ない議員と、また大勢の私設秘書を雇つている方との公平性というものをどこで担保していくのか。さらに、態様が複雜なるがゆえに、大学を卒業してすぐに採用した人

と同様の権限行使することができる私設秘書もまた秘書という同じ肩書でございます。

それを区別することが難しいという意味におきましては、構成要件の明確性、すなわち憲法が保障しております漠然性のゆえに違憲、すなわちそれがあらかじめわかつておつて初めて犯罪とし得法の修正をすることはできないという意味においては、あいまいであつてはならない、国民の前に

刑法法というものはこれをしてはいけないということがあらかじめわかつておつて初めて犯罪とし得法の修正をすることはできないという憲法理念からしまして、私設秘書を入れることは我々の考え方では不可能であると

いうことでございます。

○小山峰男君 秘設秘書の問題はまた後ほどお聞きをしたいというふうに思います。いずれにし

ても私は、やっぱり国民の常識で考えられるような法律をつくらない限り、政治に対する国民の不

信感というのはますます増幅するだろうと。その

ことが結局森内閣の支持率の低下にもつながつてきていると、これも大きく一助になつてゐるので

はないかなというふうに思います。

我々野党では、衆議院におきまして七項目から成る修正案、修正要求と申しますが、提案させていたいたいたいということでございます。これは、提

案者の皆さんももちろん今提案されているこの法

案が一〇〇%いいものだということで提案されて

いるんでしようが、委員長初めこの委員会ではぜひ

ひ国民の常識に沿つてこの法案を修正し、さらにはいいものにしていかなければということで皆さんにも

お願いをしたいというふうに思つてゐるところでございます。

ところで、平成十一年の五月二十一日に、民主党、公明党、社民党ということで前の法律を提案

させていただいて、これは廢案になつてゐるわけ

でございますが、今の法律に対する公明党的な考

え方、またこの修正等についてどうお考へになるのか。

ある新聞の社説によりますと、「参院で補強すべきだ」という題名でございますが、「参院審議

では、私設秘書を対象に含めるよう法案の修正を求める。とりわけ、この法案に積極的に取り組んできた公明党は、それを自民党に強く働きかけるべきである。」という社説も出ているところでございまして、この修正についての考え方あるいは今までの経過も含めて公明党としての考え方をお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(久保哲司君) 公明党ということで特に御指名がございましたので、お答えをさせていただきます。

私たち、先ほどおっしゃったような法案をかつて提出させていただきました。今回の法案につきましては、自民党、公明党、保守党、この三党の中で種々協議を重ね、今回の国会に提出をさせていただいたところでございます。その中で私どもは、今御指摘ございましたように、かつて、党の発足当時から清潔な政治をということで追求してきたことは御承知のとおりでございますけれども、その理念の上に立って、三党相寄り、さまざま角度から、今日の国民の皆さんの御期待におこたえするのはいかがな目的で、いかがな保護法益を目指すべきなのかといったことを中心に議論を重ね、この成案に至った次第でございます。

一方、民主主義の社会、また我々が政治活動をより幅広くより懸命にやつていくためにも、多くの国民また多くの団体等々との接点の中で国民の声を吸い上げ、そしてそれを政策として実現していく、遂行していく、こういったことも強く求められているところでございまして、そういった意味では、いわゆる政治活動の自由といいますか幅広さというか、これを一方で担保しなければならない。そういう中で私どもとしては、やはり先ほど申し上げました目的、保護法益、そして犯罪に至る場合の構成要件の明確化、こういったところに力点を置いて、そして入念に検討を加えた結果、この法案の形でもって提出させていただいたものでございまして、私どもとしては、また公明党としましては、現在提出させていただいたこの法案こそが将来にたえ得る法案である、このよう

に自負しておるところでございます。
以上でございます。

○小山峰男君 かたくなに修正に応じないという御答弁をいただいておりますが、どうしても納得がいかない部分がかなりあるということでございいます。

次に、本会議でいろいろ質問させていただいて御答弁をいただいておりますが、どうしても納得がいかない部分がかなりあるということでございいます。私は、刑法百九十七条の四のあっせん取賄罪と今回のあっせん利得罪との関係をお聞きしたんですが、尾身議員は、刑法のあっせん取賄罪とはその保護法益を異にしておりということを、また刑法のあっせん取賄罪は公務員に職務上不正な行為をさせた場合に成立する犯罪であります

が、本罪は公務員に正当な職務上の行為をさせた場合でも犯罪として成立するものであります、したがいまして同じあっせん行為でありましても犯情としては明らかに本罪の方が軽いということになります、という言い切りをしているわけでござります。四番目に、收受の目的物を財産上の利益に限定しておるわけでございます。その意味におきましてあっせん取賄罪とは違うわけでございますが、根本的な違いと申しますのが保護法益でございます。

本法案の保護法益は、あくまでも政治公務員、すなわち公職選挙法によって選ばれる政治公務員の政治活動の廉潔性、清廉潔白性と、これに対する国民の信頼を保護の対象としております。あっせん取賄罪というのは、国家または地方公共団体の機関を構成する公務員自身がいわば内部的に國家または地方公共団体の作用を侵害した場合は、重なるところがかなりあるとすれば、やっぱりそれは特例的に取り出したんだというふうに見ざるを得ない。保護法益が違うという意味で、行為の態様が全然円として重ならないかどうか。重なるところがかなりあるとすれば、やっぱりそれは特例的に取り出したんだというふうに見ざるを得ない。保護法益が違うという意味で、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(山本有二君) 先ほど御答弁申し上げましたように、観念的競合になる場合がある、すなわち、一つの行為を多数の法律で評価し得るということは重なる部分があるというように考えられるわけでございます。しかし、だからといって法体系上それが同一でなければならぬという要請もないというように思います。

したがいまして、いわばこの自然法的な治安維

まずこの取賄罪と今回の法案との関係、また、犯情としては本当に軽くて、罪の方もすべての要件も軽くしていいのかどうか、その辺についてちょっと御答弁いただきたいと思います。

○衆議院議員(山本有二君) まず、尾身提案者が申し上げた、犯情として軽いと指摘をさせていたいた点は、あっせん取賄罪では公務員が職務上不正の行為をさせることが要件となっておりますが、本法案では、正当な職務行為をさせるようにした場合でも处罚対象になり得るという点です、すなわち公務それ自身に実害を及ぼさない場合でも本法案の罪になり处罚を受けるという可能性がある。その意味において、実害のない場合を犯情が軽いといい、実害がある場合を重いといった、そういう整理でありますれば、これは軽いという整理になるだろうというふうに思います。

そして、次に一方、本法案とあっせん取賄罪との対比を申し上げますと、まず第一に、主体を政治公務員及び公設秘書に限定をしております。第二に、あっせん対象行為を契約または処分に関するものに限定をしております。第三に、あっせんの方法を、権限に基づく影響力の行使に限定しております。四番目に、收受の目的物を財産上の利益に限定しておるわけでございます。

本法案の保護法益は、あくまでも政治公務員、すなわち公職選挙法によって選ばれる政治公務員の政治活動の廉潔性、清廉潔白性と、これに対する国民の信頼を保護の対象としております。あっせん取賄罪というのは、国家または地方公共団体の機関を構成する公務員自身がいわば内部的に國家または地方公共団体の作用を侵害した場合は、重なるところがかなりあるとすれば、やっぱりそれは特例的に取り出したんだというふうに見ざるを得ない。保護法益が違うという意味で、行為の態様が全然円として重ならないかどうか。重なるところがかなりあるとすれば、やっぱりそれは特例的に取り出したんだというふうに見ざるを得ない。保護法益が違うという意味で、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○衆議院議員(山本有二君) 先ほど御答弁申し上げましたように、観念的競合になる場合がある、すなわち、一つの行為を多数の法律で評価し得るということは重なる部分があるというように考えられるわけでございます。しかし、だからといって法体系上それが同一でなければならぬという要請もないというように思います。

したがいまして、いわばこの自然法的な治安維

持を中心とする刑法典の国家的システム、あるいは国家を維持するための制度からすると、これは立法機能をさらに清廉潔白にし、情報公開をより明確にしつつ、選挙制度というものの信頼、そして政治そのものに信頼を得ようということにおいては、体系上違つてもいわばおかしくはないのでないか。

すよと持つてゐるわけじゃないんですから、だれの秘書だれだれという名刺で行くとすれば、まさに一般常識としては、あの先生の代理人が来て言つたんですよということにならうというふうに思うわけです。

それで、これもまさに参議院の本会議のときの議事録でございますが、尾身議員は、本罪は政治に関与する公務員の活動の廉潔性、清廉潔白性とこれに対する国民の信頼を保護しようとするものであります、したがいまして、処罰の範囲を公務員でない私設秘書にまで拡大することは不適当で

すなわち、当初考えられるのは、政治に信頼、
政治家に信頼というところが、だんだんと広がる
ことによって政治家以外の者までも処罰するとい
う、いわば生まれたときの立法趣旨と違う形での
運用がなされる危険性があるというようなことが
らしまして、やはり刑事学に言う、刑法に言う明
確な構成要件をつくるという要請におきまして
は、対応の複雑なる私設秘書については今回は御
遠慮いただき公設秘書に限定をしたというようす
何とぞ御理解を賜りたいと思うところでございま
す。

いいのではないかとうように考えております。
○小山房里君 そうすると、今の話で、円として
は重なる部分がかなりあるということはお認めに
なつていいわけですね。

それから私は同じ体系のような形で考へるわけではないとしましても、犯情という意味ががらくと、今のがつせん収賄罪よりあつせん利得罪の方が、正しい行為をさせるんだからということことで軽いという言い方をされているというふうに思うんですが、しかし、今、日本の政治が置かれている状況で、やっぱり金と政治の問題をどうするかということについてこれは対応しようとしているわけでして、そういう意味では、今の話で全然ある意味では別の法体系だという前提からいけば、いわゆるこちらのあつせん収賄罪よりあつせん利得罪の方が犯情が軽いんだからどうのこうの

○衆議院議員（山本有二君）まず、何度も繰り返すようて恐縮でございますが、保護法益は、政治に関する公務員の活動の廉潔性、清廉潔白性、これに対する国民の信頼というものに保護法益がござります。

そうしますと、私設秘書というのがいわゆる公務員、政治に関与する公務員と言えるかどうかといふと、それは政治に關与する公務員ではないわけでありまして、そうするとここで私設秘書は対象ではないと、こういうことになるわけでござります。

という議論は出てこない。むしろ、そういう意味では犯情は重いぐらいに考えるべきではないかと、いうふうに思つておるところでございます。

ところで、具体的な問題についてお聞きしたいと思ひますが、例えば県警に交通違反の記録のもみ消しを依頼したというような事例を考えてみますと、この場合、依頼をした人が公設秘書か私設秘書かという問題で分かれてくる。それから、具体的に指示があつたかどうかという問題もあるわけでございますが、いずれにしても、私設秘書が除かれているということについては、一般の人から見ると、別に名札で私は公設秘書ですよ私設秘書で

しかし、おっしゃられるように、先生の御指摘のように、政治家と変わらざる実力のある影響力のある私設秘書もいるのではないかということをございますけれども、そうなりますと、その基準をどこに置けばいいのかという判断が極めて難しい判断になつてまいります。

そして、Aの私設秘書は重要でBの私設秘書は重要でないというようなメルクマールを明確にすることは今のところ不可能に近いわけでござりますし、さらに申し上げれば、処罰範囲をこの点においてもやみに広げるということはこの法律そのものの持つた立法趣旨を没却してしまう。

この法律の目的とするところのまさに反対側を行つてゐるような感じを持つています。それから、これ私も余りよく理解できないんでですが、本罪は政治に関与する公務員の活動の廉潔性、清廉潔白性とこれに対する国民の信頼を保護しようとするものでありますと、これを一般的に読んでさつとわかる人というのはそんなにいないんじゃないかなと。聞いたときも、私も廉潔性つて、接続しているような意味かなと思つたんですねが、これはちょっと私も不明にしてよくわからなので、解説していくだけませんか。

○衆議院議員(山本有二君) 私も国語に詳しくは

員、地方公共団体の議会の議員または長、衆議院議員または参議院議員のいわゆる公設秘書を言う
というわけでございまして、また提案者、発議者がたびたび答弁をいたします政治公務員との
うのと同一であるということでございます。
○小山峰男君 今、市町村の議会の議員というふ
うにおつしやられましたが、それも入るといふこと
とでいいわけですか。

○衆議院議員(山本有二君) 入ります。

○小山峰男君 いや、そうすると、市町村の議会
の議員というふうなものが入る——失礼しまし
た、これは結構です。

思ひます。それから、範囲が私設秘書というのはいろいろあってわからないという今お話をあつたわけでござります。しかし、そうはいつても、そんなに何百人も私設秘書を抱えているわけではないわけですし、それはやっぱり社長たる国会議員が自分の給料を、自分の給料を払うかどうか、まあ払つて、当然指揮命令系統の中で動いているわけですから、それぞれ勝手な行動をやるような統制のない形にはなつていらないだろうというふうに思うわけでして、今の理屈で私設秘書を除くというのが非常に国民の信頼を逆に失わせている。だから、

○衆議院議員（山本有二君）　本法案での政治に関与する公務員というの、衆議院議員、参議院議員などです。それで、公務員の行為を評価したり買つてはいけないということだらうと思います。

そんな意味で廉潔性や清廉性ということを御理解いただければというふうに思います。

○小山峰男君　ここに書いてある政治に関与する公務員というものの定義をちょっと教えていただきたいのと、あわせてこれは政治公務員というのと同じなのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思うんです。

員、地方公共団体の議会の議員または長、衆議院議員または参議院議員のいわゆる公設秘書を言う
というわけでございまして、また提案者、発議者がたびたび答弁をいたします政治公務員との
こと同一であるということでございます。
○小山峰男君 今、市町村の議会の議員というふ
うにおつしやられましたが、それも入るといふこ
とでいいわけですか。

○衆議院議員(山本有二君) 入ります。

○小山峰男君 いや、そうすると、市町村の議会
の議員というふうなものが入る——失礼しまし
た、これは結構です。

それでは、私は、いずれにしても私設秘書の中に入れるべきだというふうに思つてゐるところでござります。

これも、請託が必要かどうか、非常に請託の判断は困難だというふうに思つておりますが、本会議で漆原議員は、請託が必要な理由として、たゞに何かを頼まれてその人のためにいわゆるせん行為を行う場合と、国民や住民の声を吸い上げて通常の政治活動として働きかけを行う場合があると思います、請託を要件としなければ、両者の区別が不明瞭となつて処分の範囲があいまいに広がるおそれがあるということで請託を人為したんだという説明をされていますが、いわゆるいう区分をしたとしても、例えば金をもらつて行うということになるとすれば、やっぱり政治理金の問題は切れなくなるだろうと。そういう意味では、請託の立件も大変だといふ

したがつて、あつせんの対象を、あつせん行為が構成要件の対象になつていて、あとそれを峻別する判断基準がない。そこで、正当な政治活動と不明朗な政治活動とを峻別するためには、請託という要件を入れませんと処罰の範囲はあるいはあつせん行為そのものに対する構成要件の範囲が非常に広がつてあいまいになる、こんなことから請託を要件としたことでござります。

○小山峰男君 私は、基本的には、我々国會議員、今のような地元からいろいろな要望を国につなげたりいろいろやつておることは事実です。ただ、それに金がつながるかどうかということが今回の法案の趣旨なんで、例えば住民だけがやつたのを自発的にやるということは、そういうことは

まず、報酬として財産上の利益を收受した場合を処罰することとした理由ということで、本会議場でも述べたわけでございますけれども、刑法のわい罪に言うわいろというのは、財産上の利益よりもかなり広範な概念というふうに考えております。すなわち、情報とか職務上の地位の提供、それから、はたまた申すんでしょうか異性間の情交、これら人の需要であるとか欲望を満足させるに足るものであるならばすべてが含まれるといふことになるわけでございます。

本罪とわい罪との保護法益の違いというものがまず前提にあるわけでございますので、本罪が前提としているあつせん行為というのは、公務員に正当な職務行為をさせる、または不当な職務行

○衆議院議員(山本有二君) 小山委員御指摘の
県警に第三者の交通違反記録ののみ消しを依頼さ
れたとされる事例というだけの御質問ではあります
が、県警でございまして、これは本来は政治公
務員の中での国会議員には縁の遠い存在ではござ
いません。

ふうに思いますし、またこうしうふうに分けたるところによって意味があるのかなど。これそのもので、いわゆる金が動いているということだが、基本的に今回のこの法案はそういうものを断ち切ろうということなので、この請託によつて行う行為が

を端的に保護するために、処罰対象を政治公務員として、本罪の保護法益、すなわち政治公務員の政治活動の廉潔性、そしてこれに対します国民の信頼を端的に保護するために、処罰対象を政治公務員

います。けれども、例えば国の警察庁、この警察官の予算の中から各都道府県警察、すなわち県警に何らかの補助金、それがおりている場合のときにおいて、例えば参議院の地方行政委員会で質疑をする予定があると、どうような影響力の行使の態勢を

〇衆議院議員(添原良夫君) 我々、地元で活動している中で、一般的に、何とか景気をよくしてく
との問題ではないというふうに私は思つていまよ
が、いかがでしようか。

それから、行為の内容として契約と行政処分といふふうに言われておりますが、これも、小池議員の答弁によりますと、前提とするあつせん行為は公務員に正当な職務行為をさせ、または不当な職務行為をさせないというものであつてもよいこと

この活動において最も問題となる財産上の利益の收受に限定すれば足りるということで判断をさせさせていただいたわけでございます。

今、第三者のお話もされましたでしょうか。

○小山峰男君 いや していません。

○小山峰男君 非常にこの職務権限、こういう規定を入れることによってハーダルが一つ高くなつたるのではないかと、そう考えております。
○小山峰男君 でこれを何らかあつせん行為をしたとするならば、この国會議員にも職務権限があるとみなさるべきだという気がします。

れ、何とかこの地域のために頑張つてくれと、
そんな要求を受けることがあります。それと同時に
にあるいは個々具体的なことで、また特定の
から自分のために何とかしてくれないかといふ
うに依頼されることもあるわけですね。

ととされておりますということから、いわゆる財産上の利益の收受へ失礼しました。これは利得の形態の方を今読みましたが、そういうことで、利得の形態としては財産上の利益の收受に限定すれば足るんだ、いわゆる正しい行為を行わせるとかそういうことがあるんで、財産上の利益の收受へ

○衆議院議員(小池百合子君) 以上でございま
す。

○小山峰男君 小池議員がいないときに、先ほど
あつせん収賄罪とあつせん利得罪の関係について
いろいろ御質問させていただきまして、保護法益
の違いとか、あるいは犯情としては明らかにこの

我々野党の議員はそうでもありませんが、大勢の議員さんはもう議員だということだけではなくなりの影響力を行使できる形になつてているだろうと。そういう意味では、この職務権限というよくな非常にあいまいな複雑な規定を入れることによって、このあせん利得罪そのもののハードルを高くしているのではないかなどいうふうに思うわけですが、ざいます。

それから次に、請託ということでござります。

にいっておると、これも先ほどの大前提から、すべて正しい行為をさせるんだという前提で狭く解釈すればいいんだという理論につながっているというふうに思いますが、提案者である小池議員、いかがでしょうか。

今回の法案の罪の方がいわゆる軽いんだと。その前提で、今の話の利得の形態も財産上の利益に絞られている。それから、行為の内容も契約と行政処分というようになり絞られてきている。だから、ある意味ではこの法案は一つの筋はそういう意味では通っているのかなど。しかし、國民の常識からいへば非常に曲がった筋だというふうに思っています。

それから、刑の問題を若干お聞きしたいと思い

したがつて、あつせんの対象を、あつせん行為が構成要件の対象になつていますから、あとそれを峻別する判断基準がない。そこで、正当な政治活動と不明朗な政治活動とを峻別するためには、活動と不正行為との間に区別があるのです。請託という要件を入れませんと処罰の範囲あるいはあつせん行為そのものに対する構成要件の範囲が非常に広がつてあいまいになる、こんなことから請託を要件としたことでござります。

○小山峰男君 私は 基本的には、我々国会議員、今のような地元からのいろいろな要望を国につなげたりいろいろやつておることは事実です。ただ、それに金がつながるかどうかということが今回の法案の趣旨なんで、例えば住民だけがやつたのを自発的にやるということ、そういうことはもちろん大いにやるべきだと思いますが、そこに金がつながらない、この金との断ち切りということが今回の法案の趣旨なんで、私は請託というのをやつぱり除くべきだというふうに思つております。

それから、行為の内容として契約と行政処分というふうに言われておりますが、これも、小池議員の答弁によりますと、前提とするあつせん行為は公務員に正当な職務行為をさせ、または不当な職務行為をさせないというものであつてもよいこととされておりますとから、いわゆる財産上の利益の收受——失礼しました。これは利得の形態の方を今読みましたが、そういうことで、利得の形態としては財産上の利益の收受に限定すれば足るんだ、いわゆる正しい行為を行わせるべきで正しい行為をさせるんだという前提で狭く解釈すればいいんだという理論につながつていて、でも、今の御質問の件、このように受けとらせていかがでしようか。

○衆議院議員(小池百合子君) ちょっと聞き間違いましたが、あつせんの対象を、あつせん行為があつたら後で御答弁させていただきますけれども、今の御質問の件、このように受けとらせて

まず、報酬として財産上の利益を收受した場合を処罰することとした理由ということで、本会議場でも述べたわけでございますけれども、刑法のわるい罪に言うわいるというのは、財産上の利益よりもかなり広範な概念というふうに考えております。すなわち、情報とか職務上の地位の提供、それから、はたまた申すんでしょうか異性間の情交、これら人の需要であるとか欲望を満足させるに足るものであるならばすべてが含まれるということになるわけでございます。

本罪とわいろ罪との保護法益の違いというものがあります前提にあるわけでございますので、本罪が前提としているあつせん行為というのは、公務員に正当な職務行為をさせる、または不当な職務行為をさせないというものであつてもよいというふうに考えております。このことを考慮いたしまして、本罪の保護法益、すなわち政治公務員の政治活動の廉潔性、そしてこれに対します国民の信頼を端的に保護するために、処罰対象を政治公務員の活動において最も問題とされる財産上の利益の收受に限定すれば足りるということで判断をさせていただいたわけでございます。

今、第三者のお話もされましたでしょうか。

○小山峰男君 いや、していません。

○衆議院議員(小池百合子君) 以上でございます。

○小山峰男君 小池議員がいないときに、先ほどあつせん收賄罪とあつせん利得罪の関係についていろいろ御質問させていただきまして、保護法益の違いとか、あるいは犯情としては明らかにこの今回の法案の罪の方がいわゆる軽いんだと。その前提で、今の話の利得の形態も財産上の利益に絞られている。それから、行為の内容も契約と行政処分というようになり絞られてきている。だから、ある意味ではこの法案は一つの筋はそういう意味では通っているのかなど。しかし、国民の常識からいけば非常に曲がった筋だというふうに思っています。

ます。今回の法律の中でも一番疑問に思っているのは、

一番でもないですが、いわゆる公民権停止の問題として、国会議員の公設秘書についてはいわゆる公民権の停止という規定が全然入っていない。これは、このあつせん利得罪で罪になつて二年以下の懲役に例えなった場合に、公民権、選挙権とか被選挙権、これのいわゆる規定をどうして入れなかつたのか、その辺の理由をお聞きしたいと思います。

○衆議院議員（山本有二君） 公設秘書については公民権停止の处罚規定がないではないかという御質問でございますが、これはあつせん取締罪でも同様でございますけれども、まず本法案は公選法自体の違反ではありません。そしてまた、あくまで政治公務員の先ほどから申し上げます廉潔性だとか国民からの信頼を確保する法律でございまして、政治公務員はそもそも公職選挙法で選ばれた、選挙で選ばれた者であり、その延長上で政治活動をしておるという意味で、公民権の停止といふ制裁を受けても当然でございます。けれども、たまたまその政治公務員に選任を受けた公設秘書は公職選挙法のいわば契機が乏しいというように言えるのではないかという考え方から、すなわち疑わしきは罰せず、この公設秘書には公民権停止の処分はいたしませんでした。

○小山峰男君 ちよつと理由がよくわかりませんが、疑わしきは罰せずというのはどういう意味か、これもますますわからなくなつてしまいまして、国会議員の公設秘書がやつた場合にもこの罪には当たりますよ、一年以下の懲役にしますよといふことでやつて、最後のところへ来たら公民権停止の関係は野放しですよといふのは、やつぱり少なくとも私はバランスを欠くといふに思つております。

もっと軽い罪でも、あるいは選挙法関係なんかでも公民権停止というのはかなり重くるというふうに思つておりますので、この点はやつぱりも

う一度再考をしてしかるべきかなというふうに思つておるところでございます。

私の時間もそろそろでございますが、いずれにしても、先ほど私が申し上げましたように、今回も与党案につきましては保護法益の違い、あるいは、このあつせん利得罪で罪になつて二年以下の懲役に例えなった場合に、公民権、選挙権とか被選挙権、これのいわゆる規定をどうして入れなかつたのか、その辺の理由をお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員（山本有二君） 公設秘書については公民権停止の处罚規定がないではないかという御質問でございますが、これはあつせん取締罪でも同様でございますけれども、まず本法案は公選法自体の違反ではありません。そしてまた、あくまで政治公務員の先ほどから申し上げます廉潔性だとか国民からの信頼を確保する法律でございまして、政治公務員はそもそも公職選挙法で選ばれた、選挙で選ばれた者であり、その延長上で政治活動をしておるという意味で、公民権の停止といふ制裁を受けても当然でございます。けれども、たまたまその政治公務員に選任を受けた公設秘書は公職選挙法のいわば契機が乏しいというように言えるのではないかという考え方から、すなわち疑わしきは罰せず、この公設秘書には公民権停止の処分はいたしませんでした。

○小山峰男君 ちよつと理由がよくわかりませんが、疑わしきは罰せずといふのはどういう意味か、これもますますわからなくなつてしまいまして、国会議員の公設秘書がやつた場合にもこの罪には当たりますよ、一年以下の懲役にしますよといふことでやつて、最後のところへ来たら公民権停止の関係は野放しですよといふのは、やつぱり少なくとも私はバランスを欠くといふに思つております。

ただ、軽い罪でも、あるいは選挙法関係なんかでも公民権停止というのはかなり重くるというふうに思つておりますので、この点はやつぱりも

めて御要望し、議論がされました。また、今後も同僚の議員から修正を含めて各論に対し質疑が行われていくというふうに思つております。

きょうは、まずスタートの審議だ。こういうことでございますので、私は、三十分という限られた時間でござりますけれども、そういう意味では私は明瞭に軽いという、こういう前提ですべての項目について非常に狭く解釈を、解釈という法定の規定がなされている。私設秘書しかり、それから職務権限の関係、それから請託を必要とする行為の内容も契約と行政処分だけに絞られている、それから利得の形態もいろいろじやなくて財産上の利益とかだけに絞つて要求とか約束もいわゆるカットしておる、それから第三者供給も規定が全然ない。そういう意味では、先ほど申し上げましたように、理論としては一つの線が通つているというふうには思いますが、少なくとも国民党から見れば非常に曲がった線だと。

ぜひ、提案者に申し上げることもありますが、これをいいものにするように御協力を提案者にお願いしたいというふうに思つておるところであります。

そこで、まず発議者に伺いたいというふうに思いますが、この法案の目的というのは、陳情を受けて行政に口ききをして見返りをもらうということを防止することだ、あるいは禁止することだと、こういうふうに受け取らせていただきました。

以前、この法案を与党が検討しているとき

に、とりわけ公明党さんなんか、あの当時野党でしたけれども、野党が検討しているときに、森総理が記者会見で、法律で抑えることよりもまず政治家の自覚が必要だという、そういう発言をされたりけれども、私は、森総理の言わ

れて報道されましたけれども、私は、森総理の言わ

れていること、もつともかなといふうに思つたところでございます。

とりわけ世界の主要国の中では、あつせん利得罪のような罰則を設けている国というのはほとんどないというふうにお聞きをしているんですが、ただフランスの新刑法典にこのような似たような

説明のとりわけ前文を三回ほど後でまた読ませていただきました。私も確かに、その後趣旨説明を再度ここでお聞きしたときの、この趣旨

を得る法案であり、百点満点 ベストであるといえます。

この間の本会議の質疑で、発議者の尾身幸次衆議院議員が、この法案、本法案こそが将来にたえます。

この間の本会議の質疑で、発議者の尾身幸次衆議院議員が、この法案、本法案こそが将来にたえます。この間の本会議の質疑で、発議者の尾身幸次衆議院議員が、この法案、本法案こそが将来にたえます。

この間の本会議の質疑で、発議者の尾身幸次衆議院議員が、この法案、本法案こそが将来にたえます。

なつた原因を発議者の方はどうとられておられるのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○衆議院議員（鷹井善之君） お答えをいたします。

御指摘の政治家と金との関係についてであります

が、現実の政治制度、選挙制度であるとかあるいは政治資金制度等々、政治活動の実態、さらには国民の政治意識など、政治的、経済的、社会的情も、理想の部分をどう政治の現実の中に当てはめ実現をしていくのかという、とりわけ政治の質を行なう改革、向上させるのかということを中心に行なうとしている、理想といったら何ですかと時間がござりますけれども、そういう意味では

はそういうことからいわゆる非常に軽い、犯情としては明らかに軽いという、こういう前提ですべての項目について非常に狭く解釈を、解釈という法定の規定がなされている。私設秘書しかり、

それから職務権限の関係、それから請託を必要と

させておるところでございます。

私の時間もそろそろでございますが、いずれに

しても、先ほど私が申し上げましたように、今回

の与党案につきましては保護法益の違い、あるいは、このあつせん利得罪で罪になつて二年以下の

懲役に例えなった場合に、公民権、選挙権とか被選挙権、これのいわゆる規定をどうして入れなかつたのか、その辺の理由をお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員（山本有二君） 公設秘書については公民権停止の处罚規定がないではないかという御質問でございますが、これはあつせん取締罪でも

同僚の議員から修正を含めて各論に対し質疑が

行われていくというふうに思つております。

きょうは、まずスタートの審議だ。こういうこ

とでございますので、私は、三十分という限られ

た時間でござりますけれども、そういう意味では

私は明瞭に軽いという、こういう前提ですべての

項目について非常に狭く解釈を、解釈という法定の規定がなされている。私設秘書しかり、

それから職務権限の関係、それから請託を必要と

させておるところでございます。

この間の本会議の質疑で、発議者の尾身幸次衆議院議員が、この法案、本法案こそが将来にたえます。

を受けてまさに国民の代表として国政に携わるというそういうことであるなら、見返りをもらう、あるいはもらわない、金品の收受にかかわらずに、行政が決める契約や処分の内容あるいはその決定に対して政治家が影響を与えること自体をどう防止するのかという、そういう観点も必要なのではないかというふうに思います、それこそが国民の信頼の回復につながるのではないかというふうに思っています。

その辺、金品收受にかかわらず政治家が影響を与えることを防止するということに対し、発議者の見解をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(久保哲司君) お答え申し上げま

す。今も高嶋委員のお話にありましたように、一方で、政治家は悪いことをするじゃないか、もっと取り締まらぬかと、こういった話があります。一方で、先ほどお話しございましたように、みずからが襟を正すべきではないのかと。こういったは

ざまの中で、どういった法律をどういう形で定めだいた形になつたわけござります。

まず、議会制民主主義のもとにありますては、政治活動の自由というのは、これは憲法上認められた大事な権利でございます。一般的に政治に携わる公務員につきましては、国民や住民の意見や要望を踏まえて通常の政治活動の一環として他の公務員に対して働きかけを行うことが期待される側面がございます。同時に、このような働きかけはまさに議案の提出などの議員の、法令に基づく職務行為に直接含まれるものではございませんけれども、国会議員の職務行為と同様に我々政治公務員に期待されている重要な政治活動の一つであるというふうに考えられます。

一方で、ただし契約や処分といった具体的な段階でのいわゆるあつせん行為というのは、国民や地域住民の利益を図るという観点よりは、むしろ当該契約の相手方や処分の対象者等、すなわち特定の者の利益を図るという性格が顕著なものでござります。

さいますし、そのようなあつせん行為を行つて報酬を得る行為は、まさに先ほど来私どもが申し上げております政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼を失う度合いが強いというべきでございます。

いまして、本法案ではそれらに対して処罰できる形をつくり上げようということにしたところでござります。

○高嶋良充君 政治活動との調和を優先させるということも含めて御回答いただいたんですが、私は趣旨説明の前文に書いておられるように、陳情行政の行き過ぎというものを見直していくためには、この法律だけでなしにやはり政治のあり方の問題も含めてきちっと整理をしていく必要があるのではないかと。そういう意味では、口書きの問題ではないかなと。そういう意味では、この法律だけではなくて、政治と政治家みずからが決別をする、そういう制度も含めて今後十分な議論をしてまいりたいというふうに思つています。

そこで、政治家と有権者や業界の意識改革といふのが必要なんですが、それとやっぱりもう一つ重要なことは、政治家からあつせんを依頼される側の公務員の意識改革、姿勢というものもこれら非常に重要なつくるのではないかと。私も

う、そういう風潮も変えなければなりませんけれども、その辺も含めて今後十分な議論をしてまいりたいというふうに思つています。

○政府特別補佐人(中島忠能君) 第一点と第二点をあわせて御答弁いたします。

行政国家という言葉で表現されますように、時の経過とともに行政が担う役割が広くなつてきております。そういうときに、来年の一月から副大臣、大臣政務官というものが任命されまして、行政組織の中で仕事をされるわけでござります。

したがいまして、そういうときに当たりまして、行政の公正性、中立性というものについて改めて考えてみようじゃないかということで、今御指摘になりました公務員白書というのを私たちは書き上げたわけでござります。

行政というのは、先ほどから議論されておりますように、必然的に裁量行為を伴います。したがいまして、その裁量行為というのが公正かつ中立的に行使されるかされないかということが国民にとっては大変な関心事でございましょう。平成に入つてからの幹部公務員の不祥事というのもこの

ものないところで処理されるというのが本筋だといふふうに思うんですけども、そういう観点で行政の側からの改善策はないのか、行政の側から口

けれども、そういうものをなくしていくということについてお尋ねをいたしたいと思います。

そこで、この不祥事というものをなくするという観点から考えてみますと、一つはやはり行政手続きといたしての明確にしていく、客觀化していくこと、個々の行政事務について基準化できるものは基準化していく、そしてその基準に基づいて行政

の行使に当たつてできるだけ基準化といいますか、個々の行政事務について基準化できるものは報公開を推進していく、國民から見えるようにしていくことが必要でしよう。そして、三番目に今、先生がお話しになりましたように、裁量の行使に当たつてできるだけ基準化といいますか、個々の行政事務について基準化できるものは

そこで、この不祥事といふものを見てお呼びを申し上げておりますので、お聞かせをいたただきます。

まず、人事院総裁にお伺いをいたしたいと思います。

○高嶋良充君 総務省から、海老原総括政務次官にお越しをいただいています。

○高嶋良充君 総務省から、海老原次官は長年の官僚経験も生かして御答弁をいただきたいというふうに思つてますが、今人事院総裁からお話を聞いています裁量権との絡みで、詳細な基準の設定とか行政手続の明確化、あるいは情報公開、すなわち基準の客觀性と透明化というものが必要だと、こういうことだらうというふうに思つてますが、私も行政というものは本来ルールに基づいて公正に行われるべきであるというふうに思つております。したがつて、ルールが不十分なら整備をしなければならないし、政治家の介入を招かないよう行政の過度な裁量を減らすということが必要だというふうに先ほども申し上げておりますけれども、その点について、ルール整備等を含めて総務省としての考え方はござりますか。

○政務次官(海老原義彦君) お答えいたします。

けれども、基本的には先ほど人事院総裁がお話しになりましたようなことに尽きるのだろうなど私

も思つております。

まず、何よりも必要なことはルールの公開でございます。審査基準、これは原則公にされるというようなこと、これが必要なんだろうと思ひますし、また現に、平成五年に行政手続法ができましたから、その効果としてそういうことも着々と進んでおるわけでございます。

また、行政指導につきましては、相手方の求めに応じて書面を交付するなど、指針内容を明確にする、事案に応じて行政指導の指針を公表するというようなことも着々と進んでおるわけでございまして、流れとしてはそういう方向になつておるだらうと。

また、行政情報公開につきましては、昨年行政情報公開法が成立いたしまして、これから問題でございますけれども、明年四月からよいよ昨年成立した行政情報公開法に基づいて情報公開が行われるということでございまして、このように透明性を向上させることができが行政裁量の適正化の運用のためには何よりも肝要かと考えております。

今般の中央省庁等改革においても透明性の向上を図ることが基本方針の一つとして掲げられておりますのでございまして、中央省庁等改革の理念を踏まえつつ、今後とも行政の透明性の向上に努力する所存であります。

○高嶋良充君 情報公開と透明性ということを、ぜひ具体的にその装置として生かせるよう御検討をしていただきたい、実現をさせていただきたいというふうに思つています。

もう一点、質問通告をしていなかつたんですけども、私ども地方行政に携わつているときに、政治家の口ききが余りにもひどいという状況もありましたので、行政側にチェック機能を確立すべきだというふうに申し入れましたが、なかなかそれが実現しなくて、職員組合が駆け込み寺的にこないう議員さんがこういうことを言つてきているということを全部資料で出させまして、ニュースなんかで知らせたことがあるんですけれども、どうでしよう、次官としての官僚の経験から、行政

側でこの種のことをチェックする装置というものができないものなのか、所見で結構ですか

ができないものなのか、所見で結構ですか

益にしておりまして、そういう意味では、民間から登用された大臣については、いわゆる刑法が適用される形になるということです。

○政務次官(海老原義彦君) これは、先ほど申

上げました行政情報公開ともかかわる問題でござ

いました、行政の内部で裁量行為がどのように行

われるかというは、情報公開がなされれば

國民の目でチェックされるということになるわけ

でございますので、そういう効果がこれからだ

んだん出てまいるだらうと思っております。

○高嶋良充君 ちょっと期待をしたような御答弁

がなくて、質問通告しておりませんから結構でござります。

来年一月から省庁再編がされるということで、まさに政治主導のもとに内閣機能を強化していくことになります。そうなりますと、当然のこととして副大臣や政務官が多数行政府内に入つて仕事をしていく、こういうことになるわけですが、そのことをとらえてマスク等では利権あさりの機会拡大だと、そう危惧する報道もあるわけですけれども、これは発議者にまずお伺いいたしますが、行政府内の政治公務員は、当然今までの職務権限でのあつせん収賄罪に加えて本法律も適用されると、こういうふうに理解してよろしいでしようか。

○衆議院議員(久保哲司君) ただいまの件は、委員御指摘のとおり、省庁再編後におきましても政府内の政治公務員があつせん収賄罪の構成要件に該当する行為を行つた場合は、当然のことながらうな報道がちよつとありましたけれども、その辺の検討状況も含めて、そして、それがもしできましたらいつから、一月からそういう規範をつくられるのかどうか、その点について官房副長官にお願いします。

○内閣官房副長官(上野公成君) 今回の内閣機能強化はさまざまな課題に迅速かつ的確に対応するためには、本法案の罪が成立することになります。そのため総理のリーダーシップを確立するということをを目指したものでございまして、利益誘導型政治の拡大というような指摘は当らないんじやないか、そうしてはいけないんじやないかというふうに思ひますけれども、この場合はあつせん収賄罪だけの適用になるんでしょうか。

○衆議院議員(久保哲司君)

大臣等が民間人の場

合、我々のこの法案は政治公務員の廉潔性並びにそれに対する国民の信頼性というところを保護法

話になりましたように、大臣それから副大臣、大臣政務官の行動規範を作成するようになると、こういう指示が事務局にあつたわけでございます。これは一月六日から新しい制度が発足するわけでございますから、当然それに合わせて今いろいろな面から検討をしている、作業を進めているということでござります。

○高嶋良充君 官房副長官、それを検討されて

検討作業の終了した段階では行動規範というも

のをせひつくりたい、つくるという、そういう決意

をして受け取らせていただきたいらいいんでしょう

かね、もう少し詳しく述べます。

○内閣官房副長官(上野公成君) これは総理が既

に指示をしておりますし、検討作業を一応してお

りますので、そういうふうに考えていただいて結

構だと思います。

○高嶋良充君 一月からの省庁再編、そして十二

月が内閣改造と、こういう日程で進められている

ようですから、省庁再編で副大臣や政務官が行政

府内に入られるときまでにはこのような行動規範

をぜひ実現していただきたいというふうに思つて

おります。

そこでもう一問、官房副長官にお伺いをいたしました。というふうに思いますが、政治家と官僚といふ関係からいえば、政治家があつせんを依頼するということと同時に、逆に公務員の側も政治家のあつせんを利用すると言つたらなんですか

も、そういう傾向もあるんではないか。

とりわけ官僚が、公務員が作成をする政策立案

ですね、それをぜひスマートに作業したい、ある

いはスマートに国会審議で成立をさせたい、その

ためには政治家の力をかりなければならない。当

然、そのときに力をかりるために何らかの貸し

をつくつておく方が力をかりやすい。だから、政

治家の口ききをむげに断らないで、逆に言えばそ

れを活用していくという、そういうあしき風習と

言つたらなんですか

れども風潮がまだあるん

ではないか。多々あるとは申しませんけれども、

まだまだあるんではないかなというふうに思いま

す。このことが有権者、国民にとっては、特定の個人や業界だけがそのことによって有利になると

いう、この辺の不公平な行政が展開をされることに対して、政治家にも公務員にもやっぱり批判が集中をしてきてるんではないか。

こういう悪循環を断ち切るということが必要だというふうに思うんですが、その辺について、これは官房副長官の方が詳しいのか、総務省の次官の方がいいのかは別にして、そういう観点も含めその部分を内閣としてきつとやるという、その辺の決意は表明をいただきたいと思いますが、副長官の方で。

○内閣官房副長官(上野公成君) 一昨年からもうずっとやつております政治家主導の体制にしていくということは、まさに今、委員が指摘されたようなそういうことに対する信頼感がないということです。むしろ政治家が主導で行政の中でもきつとやつていく、そういうことになれば、これは政治家自身の責任でやれるということです。

そのために、内閣機能の強化をするということでも、もう一点、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律、これはもう既にエスコーンタイムその他で始まっていますけれども、この中に副大臣というものがあります。この副大臣が今度は行政の中のスタッフではなくラインとして入っているわけでありますから、これは当然責任を今まで以上に担うということになりますし、大臣政務官は大臣から言われたその事項について責任を持つということでありますから、こういったことが今、委員御指摘のようないます。

○益田洋介君 発議者の皆様、毎日御苦労さまでござります。大分もうお疲れのようでしようから、きょうは、私はまず最初に古田刑事局長に幾つか質問させていただきたいと思います。あわせて、政務次官にもお伺いさせていただきたいと思います。

過日、衆議院の特別委員会におきまして、板倉宏日大教授が参考人陳述の中で、一九五八年に制定されたあつせん收賄罪の中には第三者供賄が明記されていない、そのため抜け道になつてしまつて、実際今日に至るまで政治家で、国会議員で摘発されたのは二件にすぎないんだと。これは私が驚くべき事実であるとともに、やはり原因は

弁は結構ですから、御要望だけ申し上げておきます。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、日本に対する国民の批判が非常に厳しいということと同時に、日本の政治風土が、まさに政官財ですか、そのことがあつせん、あるいはあつせん利得というあしき風潮というものを温存するような状況になつてきているという、それにこの法律が一つの風穴をあけるということでは評価をしますけれども、しかし先ほどからも言つていて、政治の本質をよくするという意味からいえば、政治家も官僚も、あるいは国民、有権者の意識改革が必要だと。

そういう観点からいえば、少年法はありませんけれども、せっかくつくる法律が抜け穴、抜け道だけではなくしに厳罰化の法律なんだということを、まずそれをつくる、そしてそれを適用される政治家みずからがそういうものを作り上げていくことが必要だというふうに思つておりますので、野党側が要求するでありますように修正案、百点満点と言わずに、そういうこじにならずに、政治家全体の質をよくする、あるいは国民の信頼にこたえるという意味でぜひ柔軟な対応をいたくよ

うに最後にお願いをして、質問を終わります。

○益田洋介君 発議者の皆様、毎日御苦労さまでござります。大分もうお疲れのようでしようか

ら、きょうは、私はまず最初に古田刑事局長に幾つか質問させていただきたいと思います。あわせて、政務次官にもお伺いさせていただきたいと思

いが現状であると。

このこと一つを見ても、与党案の今回の法案による献金の制限に関する実効性というものがどう

しても客観的に見て疑わざるを得ないんですね。この辺は十分発議者の方、御勘案になられたことだと思いますが、刑事局長、この辺はどのようにお考えでしようか、この数の多さについて。では政務次官、お願ひいたします。

○政務次官(上田勇君) ただいまの御質問の、本法案のことについて法務省の方からお答えするのが適当かどうか、ちょっと適當ではないのではないかというふうに思いますけれども、刑法のあつせん收賄罪のことについていえば、今第三者供賄者が言われましたけれども、この刑法のあつせん收賄罪がつくられたときにも、その際の国会の審議の中においても、外形上公務員本人以外の者がわいろを受け取ったとされる場合であつても、公務員本人が当該わいろに対して事實上の支配力なし實質的な処分権を有しているものと認められる場合には、公務員本人が当該わいろを收受したと言える、そういう旨の答弁が行われております。實際上もそのような運用がなされているというふうに承知しております。また、この法案の審議の中でも、発議者の方からこの法案についても同様の見解が示されているというふうに私どもとしては承知しております。

○益田洋介君 局長、お願いします。

過日、衆議院の特別委員会におきまして、板倉宏日大教授が参考人陳述の中で、一九五八年に制定されたあつせん收賄罪の中には第三者供賄が明記されていない、そのため抜け道になつてしまつて、実際今日に至るまで政治家で、国会議員で摘発されたのは二件にすぎないんだと。これは私が驚くべき事実であるとともに、やはり原因は

も、その者が受け取った利益について公務員本人が支配力を有しているという場合には、それは本人が受け取ったものと評価できるという解釈でございます。

○益田洋介君 残念ながら質問の真意をよく受け取れていただけなかつたようですが、結局この法律をつくっても政党支部がこれだけ数があふると中身の点で変わりないんじゃないかと、これが質問だったんですけど、大体想定はできますので、次の質問に行かせていただきます。

これは先ほど野党の同僚議員の方から指摘がありまして、多少のやはり修正は試みるべきではないかということでございました。特に、我が党に對して矛先が當てられたわけでございます。ただ、現状からいって、与野党の勢力比から、実際は修正が行われない今まで審議は尽くされて通過するということになるわけでございますが、完全な法律というものは世の中にはないわけでございません。ですが、私の考え方としては、若干の将来的な見直しという点は残してもやはり原案のまま慎重審議の上に速やかに通過させるべきである、そういう私見を持っております。しかし、いざにしても、政治倫理の確立のための確實な一步を踏み出すことになる、こういう点では国民の方も十分評価していただけるものと信じてゐるわけでございます。

ところで、その際私が感じますのは、法律のそういう罰則を科さなければ口きき行為という不正行為が是正できない、この辺が要するに我々日本の国会議員みずから襟を正さなきやいけない、あるいは反省をしなきやいけない、あるいはみずから恥じるべきであろうという声も一方では國民の間から聞こえてまいります。この点について政務次官、どのようにお考えでしょう。

○政務次官(上田勇君) 今、委員の方から法律で規制するのではなくて、まつまでもなく政治倫理についての確立に向けては政治家が責任を持つて対応すべきであるというふうな御意見だというふうに承りましたけれども、法務省としてお答えす

る立場にはないかというふうには思いますが、それは、まずは政治家一人一人の自覚が重要でありまして、これは法律で禁止されているとかないとかということにかかわらず、国民の皆様方に信頼される政治活動をすることが政治倫理の確立に向けて重要なことであるというふうには考えているところでございます。

その上でこの法案というのは、公職にある者がみずから政治活動を厳しく律する必要があるという決意のもとでこの政治公務員つまり政治家の政治活動の廉潔性を保持し、これによって政治に対する国民の信頼を確保するということを目的として提出されたものであり、この政治家一人一人の自覚が重要であるということでは論をまたないわけですが、その上でこの法律が一定の効果があるものだというふうには理解をしております。

○益田洋介君

ありがとうございました。

私は、地元といいますか地方を回りまして、さまざまなおしかりとか意見を国民党の皆様からいただきました。それは、政治家が悪いんだと言ふんですね。口を開けば何でも政治家が悪い。私は悪いんだと言つても、お前じゃなくて政治家全体が悪いんだと、こういう御指摘でございました。私は、その政治家を選んだ有権者の方にも責任があると、そのように強い調子ではもちろん申し上げられないわけでございますが、ひつそりとそのように。有権者の一人として古田局長いかがでしょう、この点。

○政府参考人(古田佑紀君) 刑事局長という立場を離れて有権者としてどう思うかというお尋ねでございますけれども、その点につきましては、人さまざまいろいろな考え方があるかと思いますし、私自身は何と申しましても職務上やはり刑事局長でございますので、ちょっと答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

○益田洋介君 もつと率直に発言をしていただきたい、そういう場であるべきだと私は思っていた

のであえて伺つたんですが、答弁したくないということなので。

次に、政務次官にお伺いいたします。

日本の役所は周知のごとく、政策の立案部門と執行部門が重なり合っている部分が非常に多い、こういう面から官僚というのは法案を通してもらうかわりに政治家の要望というものを大事にして耳を傾けると、言つてみれば持ちつ持たれつという、政治家の口ききに応じなければ法案もなかなかか通りにくんだというふうな悪い構造が立法府、行政府の間にでき上がつてしまつてゐるんじゃないかな、それが政治をかんじがらめなものとして改革を今まで不可能にしてきた一環ではないか、そういうふうな声も聞かれます。この点、政務次官いかがでしよう。

○政務次官(上田勇君)

今、益田委員の方から我

が国の行政機構のあり方についての御質問でございましたけれども、このことについて今、委員からお話をあつたような意見があるということは私も承知しておりますし、またいわゆる行政と政治のかかわりについてさまざま意見があるということとも承知しております。

ただ、もちろん法務省としても政治家の方々か

ら政策立案についてのいろんな御要望だと御意見とかというのはそれを極力生かすような努力をと、恐らくいわゆる共謀が成立する場合といふことはないかと思うわけでございます。

ただ、委員が今こういう言い方をしたかどうかはわかりませんが、そういったことによつて不適切な処分が行われるとか不正が行われるというようないふうには思つております。

今回のあつせん利得の法案というのは、そういう意味で、政治家が行政機関の公務員に対してあつせんを行うに当たりその見返りとして利得を得ることを禁止しているということです。今、委員が御懸念になつたような対策としてその一助になるのではない

かというふうに私としては理解をしております。

○益田洋介君 政務次官、私の質問は以上でござります。ありがとうございます。

院で本会議 委員会統して議論がなされて、あらかた発議者の方の考え方、理解をいたしたつもりでありますが、しかしこの条文の中にも一つ例外が設けられておりまして、私設秘書が国会議員本

人から命令を受けて、そしてそれを実行行為に移した場合、それがあつせん収賄罪の適用を受けるというふうに判断された場合は議員本人が处罚を受けると、こういつた一つの例外を設けられていいわけでございます。

しかし、この場合も言つてみれば命令を受けた、それを実行したという議員本人とそれから私設秘書との間の一体性を立証するということが果たして可能なかどうか、非常にこれは容易ならざる作業だと思いますが、その点はいかがでしょ

うか。

○政府参考人(古田佑紀君) お尋ねの件につきましては、刑事罰則という観点から申し上げますと、恐らくいわゆる共謀が成立する場合といふことはないかと思うわけでございます。

ところで、共謀と申しますのは、要點のみ簡潔に申し上げますと、これも御案内のとおりですが、二人以上の者が特定の犯罪を実行するために中で適切な政策が反映できるのではないかということ。

それから、そのことがあつたけれども、なかなか職務権限の壁というものは破ることができなかつた。なぜできなかつたかというと、政権政党の幹部といいますか役員といふのは、これは政党そのものは法律的には私人でありますから、私の機関でありますから、党の三役、例えば幹事長とか総務会長とか政調会長といふのは私人であります。

ただ、委員が今こういう言い方をしたかどうかはわかりませんが、そういったことによつて不適切な処分が行われるとか不正が行われるというようないふうには思つております。

○益田洋介君 この辺、非常に裁判所の裁量の問題が絡んでくると思います。

次に、職務権限の問題でまた局長にお伺いした

の立件でありますから、党の幹部の収賄といふのが立件でできないということで十年間何も摘発が生じなかつた。

ところが、十年たつた六十年に日本撲杀工連事件、記憶にまだ新しいところでございますが、国会議員二人が摘発された。これは業界寄りの、

業界の肩を持つた国会質問をしたことによって政治家としての職務権限を見出された、こういう結果になつたわけでございます。

さて、今回の与党案の特徴の一つとしましては、この政治家の職務権限をかなり幅広くとらえて、刑法の收賄罪の今まで網にかかりにくかつた部分もすべてキャッチしよう、国議員への適用を比較的容易にした、この点は非常に評価されるべきだというふうに考えるわけでございます。それから同時に、口ききをした相手の公務員が不正行為を働くかなくても適用できるようになつて、これも私はこの法案のすぐれた部分の一つだといふうに個人的に考えております。

例えはある国議員が、地元の大手のゼネコンとしましょうか、から大型プロジェクトへの指名を依頼された。その国議員が県庁のしるべき役人にその点を依頼した、口ききをしたわけであります。その役人はその業者が不適当だと思わぬから入札業者、指名業者の一つに加えた、リストに上つたわけでございます。結果としてそのゼネコンが落札をした。その落札をしたゼネコンは、報酬としてという形でその国議員に献金をしたと。

この場合には、今回の場合は处罚罪の適用はなされない、そういうことですね、基本的には。ただし、その場合には、基本的にはそこまでの部分だとなされなければ、口ききをした場合において威圧をしたとか国会において質問として取り上げるだとか、そういった自分の権能などいますか権限行使した場合に限つて处罚の対象になれる。

そういう構成になつていると思うわけでございますが、この場合の権限に基づく影響力の行使といふこの前提条件を立証するのがまたこれは局長大変なことですが、この点いかがですか。

○政府参考人(古田佑紀君) お尋ねの点につきましても、現在御審議されている議員提出法案の解釈ないし理解と深くかかわるような部分も多々あるように思われますので、法務当局としてはそれ

についてはお答えを差し控えたいと考えております。

ただ、私どもの承知しております限りでは、本

法をおきましてあつせんの方法をもし限定しないために、国会議員等の身分を有する者が行政の公務員に対して行うあつせん行為のほとんどが対象となつてしまつて、处罚範囲が過度に広がるおそ

れがある、そういうような御趣旨からだいま御指摘の要件が設けられたものと承知しており、い

ます。

すれにいたしましても、先ほどの共謀のところで申し上げましたとおり、具体的な場面では具体的な個別の案件での証拠関係ということとございま

すので、それ以上この時点で申し上げることは難しいと考えております。

○益田洋介君 同じ質問を発議者の方、お願ひいたします。

○衆議院議員(漆原良夫君) お答えいたします。

職務権限に基づく影響力の行使という点を理由とした点については、今、古田局長がおつしやつたことと同じ意味で私どもこれを要件とさせていただいたわけとござります。

なお、本法案に言う「影響力を行使して」とい

うのは、公職者の権限に基づく影響力を積極的に利用すること、換言すれば、実際に被あつせん公務員の判断を拘束する必要はありませんが、態様として、被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形で被あつせん公務員に影響を有する権限を利用することによって取引の行使、不行使を明示的または黙示的に示すことなどが、本法の定義に該当するに解釈をしておりま

す。

ただ、紹介しただけだというのが直接今私どもの申

し上げた定義に触れるかどうか、そのときの状況

だとか、そのときの雰囲気だとかすべてのことを総合して考えないと、一律に申し上げることはできなかつたのではないか。ただ、あえて言わせていた

だければ、本当にろしく頼むよという、全体の

ことは別に、また、今の贈収賄事件の場合に限つてこ

の司法取引を考えた場合に、本当にこれ、公正に

許された刑事免責が適用されているかどうかとい

うにしても、影響力を行使するという、こ

ういう積極的な評価をされないとこの条文は適用されない、こういうことでございます。

○益田洋介君 その場合、公務員の方にお願いす

るときに、にこしながら優しくお願いをすれ

うんだというんだたらこれは威嚇しているのと

同じじゃないでしょうかね。まあ、その点はいい

んですけども、具体的な例を言つているわけ

じやございませんんで。

では、局長、また引き続きお願いしたいんです

が、司法取引の問題。

この贈収賄の事件の場合というのではなくて難

い、要するに贈賄側も取扱側も口を開ざしたまま

真実を解きほぐすのに大変難しいという、捜査並

びに要するに立証に当たつてその点の難しさがあ

ります。いろいろな問題がこれは含まれていると思う

んです。

例えば、この事件の一方の当事者である贈賄側

に刑事免責、司法取引というふうにも言われてい

ますが、を与えたとして贈賄側が供述しやすく

すれば、要するに減免をするわけですね、刑の減

免を約束した上で、取引ですからその対価として

事実関係をもつと詳しく述べてほしい、そういうう

ことをするによって取扱側はどんどん摘發さ

れるわけで、そうしますと結果として贈収賄罪か

ら摘發は飛躍的に効果を上げることになる。アメ

リカでは今そうしている。

ただ、これはなかなか難しい問題が背後にやは

りあって、日の当たる部分と陰の部分と当然出で

くるわけでございまして、贈収賄じやなくて例え

ば殺人を傷害致死にするから事件の全容を教えろ

とか、あるいは受託収賄を単純収賄にするといつ

た、これも取引材料に使われている。この問題と

は別に、また、今の贈収賄事件の場合に限つてこ

の司法取引を考えた場合に、本当にこれ、公正に

許された刑事免責が適用されているかどうかとい

うに聞いておきます。

○益田洋介君 もともとイミュニティーというの

は、減刑の考え方というのはイギリスの法律で出

発したわけでございますが、それがたかも取引

のように使われるようになつたのはこれはアメリ

カにおいて。局長がおつしやるように、国民の目

から見て法律が取引の材料にされる手段にされ

るというのは余り喜ばしいことじゃない、日本

の風土にはなしまないかもしねれない。それはそ

ですが、これからやつぱり刑法の改正をいろいろとしていかない段階で、当然これは議論の俎上にのせていかない問題だと私も考えているわけございます。

それから、それに関連して、さつき自白の問題が出ましたので、いわゆる自由心証主義と自白の問題について局長のお考えを伺いたいんです。

我が国の場合は、証拠の価値判断、裁判官に一定の裁量が与えられているわけでございまして、逆に合理的な疑いが残る場合にはこれは疑わしきは被告人の利益にということで無罪になる、これはビヨンド・リーズナブル・ダウトと、きざな言い方だとイギリスではそういうふうに言つてゐるんです。結局、自白にかかる立証方法はないもののか、これはまた一つの議論の対象になることだと思うんですけども、主観的な要件の立証を、日本の刑事訴訟法は要するに自白にかかるものは認めていない。だから、実際には主観的要件を立証するために自白に頼らざるを得ない、そういう仕組みになつてゐるのが現状なわけです。ところが、英米の場合は刑法の構成要件というのではなくても外形的な行為だから、あるいは外形的な結果に注目して認定が行われる。だから、証拠によつて客観的事実を訴追官あるいは裁判官が認定できればそれで立証できる。アメリカにおいてはさらに、自白のない場合は物証と証言をつなぎ合わせて、言つてみれば指定則を用いている。

こういうふうな問題も、やはり日本の贈収賄事件を立証、解決に導くために必要なことじゃないか、ひいては今この特別委員会で話し合つてゐる、なるたけ政治家がそういうことに手を下さない、近づかないようにするために必要な一つのポイントになつてくるのじやないか、刑法の見直しが。

やはり自由心証主義というか自白に頼らざるを得ない今の日本の実情について、局長どういうふうにお考えですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 委員御指摘の自由心証主義と申しますことからすれば、法律的には自白の有無にかかわらず、委員の御指摘のようにいろいろな客観的な状況からある一定の主観的な要件、認識でありますとか故意を認定するということも、これはもちろん可能なわけでございます。

したがいまして、日本の刑事訴訟手続の中でおつしやるようになればそういうものが認められるのかということになりますと、それはそういうわけではないわけでございます。

ただ、委員御指摘のように、英米法系の国におきましては、昔から主観的要件につきまして、大陸法系よりは余り厳密な認定をせず、周りの状況等からあるものと当然考えるというふうな一種の事実認定法則とでも申しましようか、そういうふうなものがあるのではないかと私どもとしては考へておつしやるのですが、これは、通常有償でなければ得られない労務の提供を無償で受けることによつて労務の対価の出捐を免れる点で財産上の利益があつたと言えるためでございます。

したがいまして、日本におきましても英米法系の場合は、一般的には労務の無償提供を受けることは財産上の利益の收受に当たると思いますが、これは、通常有償でなければ得られない労務の提供を無償で受けることによつて労務の対価の出捐を免れる点で財産上の利益があつたと言えるためでございます。

ところで、選挙運動については公職選挙法上、無報酬でなされるのが原則となつております。そのような無報酬の選挙運動は、一般的には本法案に違反するのみならず、本法案においても財産上の利益の供与ということができると思ひます。

しかし、例えばあつせん行為の依頼者が報酬として財産上の利益を供与して選挙運動者を公職者に派遣する、こういう場合は依頼者が公職選挙法に違反するのみならず、本法案においても財産上の利益の供与ということができると思ひます。

○益田洋介君 局長、大変にありがとうございます。予定していない質問も中にはあつたかと思ひますけれども、よくやはり勉強されていらっしゃる、秀才でございますから、勉強させていたしました。私の局長に対する質問はこれで終わります。

次に、発議者の方に繰り返しにあるのはなつてしまふかと思うんですが、二、三質問させていただきたいと思います。

一つは無償の選挙運動、いわゆる手弁当と言うんでしようかね、交通費から食費からすべて言つてみればボランティア活動で選挙運動をしてもらうこと、あるいははこの候補をどうしても応援したいんだと、あつせんを受けてもらつた、またそれが実現したことは別に、どうしてこの候補を当選させたい、そういう思いでみずから例えれば今おしゃつたように自家用車を提供したり、それからもう一つは、要するに財産上の利益の收受に相当するのかどうか。これはやはり常識的範囲というのは当然あると思うんですけど、例えば会社員の運動員の人が自分の会社を休んでまでそういうふうな無償提供をして、結果として解雇されてしまったといった場合には物すごい財産上の損害をこうむる。逆に言うならば、そのとき運動員をしてもらつていた候補としては、財産上の、白の有無にかかわらず、委員の御指摘のようにいろいろな客観的な状況からある一定の主観的な要件、認識でありますとか故意を認定するということも、これはもちろん可能なわけでございます。

したがいまして、日本の刑事訴訟手続の中でおつしやるようになればそういうものが認められるのかと私どもは、その人はすぐに解雇された翌日から就業できると約束でくるわけじゃありませんから、財産上の利益をこうむつたことになる。

この辺はどういうふうに皆様、発議者の方を考えたがいまして、日本は、一切財産上の利益の供与には無償で行われる選挙運動も含まれるかというふうな御質問を賜りましたが、一般的には労務の無償提供を受けることは財産上の利益の收受に当たりますけれども、例外的に申し上げたのは、あつせん行為の依頼者が報酬として財産上の利益を供与して選挙運動者を公職者に派遣する、お金を払つて、例えば百万なら百万払つてあの候補のところに行つてくれないかという場合はそれに当たりますよと。ただ、益田先生の依頼者が益田先生に当選してもらいたいということでおつしやる無報酬で一生懸命頑張る行為、これは全く財産上の利益に該当しない、こういうことでございます。

○益田洋介君 あつせん取締罪の中には「賄賂」という用語が使われております。今回、発議者の方々はいろいろ検討されたようで、用語を「財産上の利益」というふうに変更されております。これもさまざまな議論がなされたと思いますが、その一端を御紹介いただきたいと思います。

○衆議院議員(漆原良夫君) 御指摘のように、あつせん取締罪では「賄賂」、また衆議院段階で野党から提案された法案も「賄賂」、こういう言葉が出ておりました。私どもは、わいろではなくて財産上の利益というふうに限定させてもらいました。わいろというものは財産上の利益よりも幅広い概念でございまして、情報とか職務上の地位の提供だとか異性間の情交だとか、およそ人の需要、欲望を満足させるに足るものであれば何でもよい、こういうふうになつております。

しかしながら、本罪はわいろ罪とは保護法益を異にしております上、本罪が前提としているあつせん行為というのは、公務員に正当な職務行為をさせ、または不当な職務行為をさせないというものも含んでいますあります。このことを考慮して、本罪の保護法益である政治公務員の政治活

動の廉潔性、そしてこれに対する国民の信頼を的確に保護するためには、処罰の対象を政治公務員の活動において最も問題とされる財産上の利益の收受に限定すれば足りるというふうに考えたわけだと思います。

○益田洋介君 よくわかりました。

そうすると、その財産上の利益の範疇というものについてはお話し合いになられましたか。

○衆議院議員(漆原良夫君) 財産上の利益の概念は、金銭的価値に評価されるものであれば足ります。

○益田洋介君 ありがとうございます。終わります。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

発議者の皆さん、御苦劳様です。質問をいたします。

与党の発議者は、私の本会議の質問に対する答弁でも、与党案は百点満点だとあるいはベストというふうに答弁されました。自分のことについて満点などということは余り言わないのが普通で、けれども、私はこれはおごりではないかと思いまますし、政権党といいうものはもう少し謙虚に振舞うべきではないかというふうにも思います。

与党案が衆議院を通った翌日のマスコミを見ましても、百点満点などと評価する記事は見当たりませんでした。元最高検査事士本武司帝京大教授は、全体に法案は穴が多い、要件が多く犯罪の証明は難しいと述べています。また、朝日の社説でも、衆議院で否決された野党案に比べるとなお検討すべき部分が多い。日経では、秘書仲間では、捜査当局から疑いをかけられないためには処罰対象ではない私設秘書に転身するほかはないという話も出ていると、法案は五十点以下などと報道されています。

提案者に伺いますけれども、国民世論のこういった声には耳を傾けないとことなのでしょうか。

○衆議院議員(山本有二君) 先生御指摘のベストであるとか百点満点とかという形容詞は決して与

党発議者のおごりというようなものではないと御理解いただきたいとお願い申し上げます。

これは、この法律の卵になりますところの法案の発端は自社連立内閣のときのあつせん利得罪のベースになるところから出発しております。経過というのは必

ずしも平坦なものではありませんでした。さら

に、我が党自由民主党の中でも政調会あるいは総務会でかんかんがくがくの大勢の方々の大変多様な意見をやつと集約したという意味を込めまし

て、我々としては安堵の意味を込めてベストだと、こう評価したというように御理解いただければと思っておる次第でございます。

○吉川春子君 国民の声に一切耳をさないとい

うことではないというふうに受けとめます。

それで、今国会から法律が改正されまして地方議会の意見書が国会に上がってくるようになります。今国会からじやないかな。とにかく、こと

になつてからなんですけれども。

それで、犯罪の構成要件から請託を外すことを求めているものも多いわけなんです。例えば兵庫県芦屋市議会では、これは市議会の代表者会に公明党がお出しになつて議会で採択されたものとい

うふうに聞いていますけれども、次のように書いています。

政治家の口つきあつせん行為の見返りとして報酬を受け取ることはわいろというべきであり、決して容認できない。広くあつせん行為をとらえるように求めておりまして、請託を受けであつせんう前は請託を入れるということについて反対されていましたのに、どうしてこうなつたかという点がもう一つはつきりしなかつたんですけれども、どうでしようか。

○衆議院議員(久保哲司君) お尋ねの意見書とい

うのは、九月二十八日付で出てきているものだろ

うと思いますけれども、御承知のように、我が党はつと清潔な政治を進めなければならないとい

うことで立党以來やつてまいりました。その過程で、この法案に取り組むに当たりましても、その過程で各地域、各議員さん、またそれぞれの都道府県、また市町村、国会等々においてさまざま

意見があつたことは事実でございます。

また、戸田市議会で採択された意見書も、これ

は共産党が提案者になつてますが、これは副議長という立場でなつてゐるんで、元来公明党から

提出された決議案だそうですが、請託が犯罪構成要件になつていることが立証が困難で犯罪

成立が困難、このように同趣旨を述べているんですけども、こういう案を、かつてはというか割と近期に公明党は提案されて、自民党も賛成されているんですけれども、地方議会と国会では

意見が違うんでしょう。あるいは、どうしてそ

ういう意見もあるのに請託を入れるんでしょう

か。この点について、公明党の提案者から御答弁いただきたいと思います。

○衆議院議員(漆原良夫君) 今回、与党案とい

ますが、本法案を作成し、議員立法として公明党も三党の一員として提出させていただきましたが、その際に我が党もこの案を全党的に議論させていただきまして、全党的にこれでいこう、こういうふうな了解のもとで今回提案させていただい

たと。したがつて、我が党全体として本法案を推進していくという、こういう意思が確認されたわ

うふうな了解のもとで今回提案させていただい

たと。したがつて、我が党全体として本法案を推進していくという、こういう意思が確認されたわ

うのは八月下旬あたりが提出期限かとも思いますが、細かいことを言つて恐縮でございますけれども、私どもが最終的に意見を取りまとめた段階では、全国統一して今の案でいこうということで一致結束をしておることを申し添えます。

○吉川春子君 九月の最初までとその後とは態度を変えた、こういうことでございました。

○衆議院議員(久保哲司君) 違います。

○吉川春子君 違いましたか。

要するに、私も、日にちはそのとおりだと思いますが、後態度が、請託については

態度を変えられた、変えたんじゃないですか。

○衆議院議員(久保哲司君) 先ほども申し上げま

したように、最終的に党、組織というのはすべて

そういう意見を持つておられる方がある、ま

たそれは個々人さまざま意見があつて、それを

集約していくもの、これが議論のプロセスだとい

うふうに思つております。先ほどはそのことを

御説明申し上げたつもりでございます。

○吉川春子君 私は、請託をしてということを構成要件に加えることによってあつせん利得処罰罪の成立が非常に困難になるというふうに考えてお

ります。

あつせん収賄罪を導入する当時の法制審議会で

は、単純収賄なら請託があれば違法性が増すので加重収賄罪にする意味がある。しかし、請託とい

う行為をしたかどうかで他の公務員に違法な行為をさせるあつせん収賄罪は請託に違法性が増すと

は考えられないといつて、あつせん収賄罪にさえ請託を要件に加えることに疑問視をする意見が御承知のようになつたわけです。

今私たちが審議中のあつせん利得罪について伺

いますけれども、この指摘について発議者はどう受けとめられますか。請託という構成要件があることによつてあつせん利得処罰罪の違法性が違つ

てくると、このようにお考えでしようか。

○衆議院議員(山本有二君) 違法性が異なるといふそういう説明からではなくて、まず我々は構成要件、該当事実が立証容易か困難かで法律を決めるという思考回路をとつていいわけでございまして。そしてもう一つ、あつせんという言葉を使う以上、このあつせんという意味を持つ行為だと考えております。しかも、法的な意味を持つと評価できるだけの行為でなければなりません。

そう考えていきますと、あつせんという文言は請託を受ける、すなわち何らかの内容を依頼するというのが通常の形態でございまして、だれからも依頼されないものを頼まれたというわけにはまいりません。したがいまして、この通常の形態の意味ある行為を法的にとらえた場合には、構成要件上請託として位置づける必要があるということが第一点でございます。

第二番目には、政治公務員が他の公務員に何かを働きかける、依頼する場合に、だれかに何かを頼まれるという場合、いわゆるあつせんの場合と、いわば自分が国民はこう考えている、あるいは住民の声はこうだとして政治活動として働きかけを行う場合、二者あるわけでございますが、その請託を要件ということでなければ、いずれがあつせんされた場合でありいすればみずから進んで国民の声として動く場合であるかというこの区別がかなりあいまいになつてくるわけでござります。

とするならば、処罰範囲も明確性を欠くというそういう結論になつてしまふわけでございまして、そのことから考えますと、刑法上、刑事学的に意味ある行為として法的にとらえる以上は請託を要件とせざるを得なかつたというところでございます。

そしてさらに、立証が困難ということに対して……

○吉川春子君 後でそれはまた聞きます。

○衆議院議員(山本有二君) はい。以上でござります。

○衆議院議員(山本有二君) そうすると、だれかに頼まれてだれかに頼まれて特定の人にやる行為ですか。だれかに頼まれて特定の人による行為ですか。

○衆議院議員(山本有二君) 通常の刑法の適用の場合の請託であるかどうかは別といたしまして、だれかに頼まれて特定の者からの依頼といういわゆる依頼があつたとすることにおいては、自治会の会長さんから、特定の者からの依頼ということが言えるだろうと考えております。

○吉川春子君 これは国民の声を吸い上げて一般的に国民のためにやる行為という範疇ではなくて、だれかに頼まれてだれかのためにやる行為とう一つ伺います。

立証の困難さという問題なんですけれども、あつせん収賄罪を導入した当時の法制審議会で、これも指摘されているわけですけれども、立証の困難さが伴うのではないかということ、私も本会議でも指摘したんですけれども、あつせん収賄罪が逮捕されましたけれども、西川太一郎議員の秘書が逮捕されましたが、これは貸し済り対策などのために実施されてゐる中小企業向け制度融資に絡む出資法違反事件で東京地検特捜部は九日、西川太一郎議員の私設秘書を逮捕しました。内容は、プローカーらと共に謀して中古ゲーム機販売業者の融資を介在したと、この見返りに融資額の一四・三から一五・七%に当たる手数料九百七十七万円を受け取った疑いとされています。同秘書は、国会議員の秘書であることを名乗りました、東京保証協会の支所幹部に融資に便宜を図つてもらうように依頼したと、このように報道されています。今回の事件で西川議員は、私自身は信用保証協会や都に口引きはしていないと語っています。

与党案では、このような秘書の口引きは見逃すことになるのではないか。○衆議院議員(山本有二君) 現在、捜査中の事件のことでありますので、我々からコメントするわけにはまいりませんが、一般論でいいますと、何

られているというこの事実は、すなわち立法経過の中での請託に対する議論は整理されたものと、こう考えているところでございます。

○吉川春子君 収賄罪関係の基礎数まとめていう表を私はいたでいるんですけど、これは昭和二十年から平成十一年までずっと数字が示されておりまして、トータルで申しますと単純収賄罪は一万六千三百七十七件、受託収賄罪は千九百五十三件、請託が要件にされていますから受託収賄罪の基礎数がもうかなり十分の一ぐらいに減つていますね。あつせん収賄罪は百二十二件、こういいう数字になつておりますと、かなり請託ということが構成要件に入つたために犯罪の基礎数も、本当に二けたぐらい違うということが明確になつてゐるわけでございます。このあつせん利得罪におきまして、やはり請託を要件に加えるべきではないと私たちが主張するのもこういうことを根拠にしているわけです。

それでもう一つ、私設秘書を主体としないといふ問題について伺いたいと思うんですけど、西川太一郎議員の秘書が逮捕されましたけれども、これは貸し済り対策などのために実施されてゐる中小企業向け制度融資に絡む出資法違反事件で東京地検特捜部は九日、西川太一郎議員の私設秘書を逮捕しました。内容は、プローカーらと共に謀して中古ゲーム機販売業者の融資を介在したと、この見返りに融資額の一四・三から一五・七%に当たる手数料九百七十七万円を受け取った疑いとされています。同秘書は、国会議員の秘書であり、国会議員が一切これは自分のあずかり知らないことではよと言つた場合に、私設秘書のこういう行為が全く処罰されないということになるんですね。

○衆議院議員(山本有二君) 先生も御存じのとおり、刑法には共犯關係というシステムがございまして、实行行為を一部分担しなければ共犯にならない、共同正犯にならないという考え方もありますが、現在の日本の判例におきましては共謀共同正犯、すなわち实行行為を分担しなくても、相思を通じてお互いに特定の犯罪行為を目的として行動をすればそれだけで罰せられることになつておりますと、その意味においては明示、黙示に意思疎通というものがあり得るというよう言われておりますので、必ずしも秘書だからといって共犯關係の処断を逃れられる得るということにはなりません。

むしろ、私が感じるところでは、かなり政治公務員との連携があると見られる場合には共犯の認

定を受ける多かるうと考へると

ころでござります。

○吉川春子君 共犯とか共謀共同正犯というふうに認定されるときには、それは罪になるのは当たり前じゃないですか。そんなことを聞いていませんよ。それは立証するのは物すごい困難ですよ。見張りが共謀共同正犯になるかどうかとか、いろいろややこしい問題があるのは御承知のとおりで

そういうじやなくて、そういうことも立証されないような場合について聞いているんですから、この法律の問題として答えていただきたいんで、私設秘書を主体に加えない限りはこういうような多くの事例が成立しなくなるじやないか、このことを言っているんです。共犯を聞いていません。

○衆議院議員(山本有二君) 先生の御質問の意図は、事実認定において私設秘書を認定しづらいというような質問かと存じましたから先ほどの答弁でございますが、我々はあくまでも保護法益を政治公務員の廉潔性と清廉潔白性及び国民の信頼に置く以上は、私設秘書はどうやりくりしましてもこの犯罪主体にはなり得ないという解釈を申し上げておりますが、これも立法論ではございますが、当然にこの条文からすると私設秘書が入らなかつて、これを申し上げているところでござります。

○吉川春子君 議員と秘書というのは一体不可分の関係にありまして、秘書が公務員か公務員でないかということによって犯罪が成立するかしないかというふうにはならないと思います。するべきそれで、もう一つ伺いますが、公明党の発議者にお伺いしたいんですけれども、参議院の議院運営委員会で参考人質問をやりました。そのときに、ことし五月ですけれども、民主、公明、社民、野党三党が提案したこの法案を審議したわけですが、山下栄一議員は、新潟県警の交通違反点数の不正抹消事件、元自治相・国家公安委員長の私設秘書がかわった問題で逮捕された

こと等も議題になつたんだけれども、議事録を見ますとこういうふうに言っています。

「先ほどこの刑罰の対象となるのは国會議員だけでは広げたらどうか、地方議員、首長、秘書についての今回の交通違反もみ消し事件といふのは、まさに事務所そのものといいますか、議員事務所そのものだつたと思うんですね。だから、議員と秘書は一体であるということは、もうこれ

は一般市民がそう感じていると思うんですね」

このように述べて、議員と秘書は一体であると言つています。この見解は変えましたか。

○衆議院議員(添原良夫君) そのときの山下議員の考え方方が公明党全体の考え方であるかどうかは私承知しておりませんが、今回の議案を提出するにおいて、今申し上げたように、私設秘書は本罪の主体として入れないとすることに決定をしたわけでございます。

以上です。

○吉川春子君 いろいろと意見の違ひがあるようなんですねけれども、要するに私は、十三日の本会議の答弁で提案者は、私設については国会議員との関係の程度はさまざまだと、今おつしやったような答弁をしていますけれども、一律に处罚の対象とするのも不適当だとおつしやっていますよね。しかし、一律に处罚の対象としないといふことはもつと不都合じゃないんでしょうか。

西川太一郎議員とか、あるいは白川議員の私設秘書のように、さまざまな口きき行為をしてわいろを受け取つた、こういう事例を見逃してもいいのか、これが今国民がこの国会の審議に対して強く持つて疑問であり要求なんですね。この点についていかがお考えですか。

○衆議院議員(山本有二君) 現在公判中のケースについてはなかなか語りがたいところでございまして、これが今国会の審議に対して強く持つて疑問であり要求なんですね。この点についていかがお考えですか。

○吉川春子君 秘書の定義なんですけれども、元最高検査官の土本武司帝京大学教授は、議員の力

を背景に口ききをするのは、公設秘書に限らず私設秘書も同じこと、肩書や給料の出どころではなくて実質で判断しなければいけない、公選法の大連座制のよう、きちんと秘書の定義を規定して犯罪主体に私設秘書を入れるべきだと、このよ

うに述べております。秘書の活動実態から見て、私は余りにも当然の指摘だと思います。

今、公設秘書が中心になるべきみたいな御発言

秘書かそんなことを一々確かめなくて秘書です

と、そういうことで実際はいろんな活動をしていて、それで社会的に通用し口ききもしている、こ

れぞれの問題について引き続き議論をしていきたいと思います。

その点について御意見ありますか、伺いますけれども。

○衆議院議員(山本有二君) 先生の政治を浄化し國民に信頼を得て公職選挙法で選ばれた者は皆期待にこたえられるというような思いは十分理解させていただきましたが、なお私設秘書については検討をさせていただきたいと思います。

○吉川春子君 ゼひ検討をしていただきたいと思います。

あつせん対象行為と影響力の行使について、次

のテーマに移りたいと思います。

国会議員等が、國もしくは地方公共団体が締結する契約または特定の者に対する行政の处分に関する権限に基づく影響力を行使して、公職選挙法で選ばれた者ではない者に対してまでもこの法の適用をすること自体が、実はおよそこの法律の根本趣旨を変えてしまうのではないかという危険性すらはらんでいるというようには思ひますので、御理解をちょうだいしたいと思いま

す。

与党案は、あつせん行為の対象範囲を契約と行政の処分とは何か具体的にお伺いします。

政庁の処分に限定しています。そこで、行政の政庁の処分とは何か具体的にお伺いします。

例えれば、国会議員が脱税容疑で国税庁の強制調査、査察を受けた会社役員から相談を受けて、国税庁の査察部長に直接電話して、よろしく頼む、そちらに行かせるから話を聞いてやつてほしいと言つたと、こういう事例は行政の処分でのあつせん行為ということにまさになると思うんですけども、どうでしようか。

○衆議院議員(山本有二君) 請託を受けてその権限に基づく影響力の行使に当たるかどうかのままで、その前段階で、よろしく頼むと言つただけではこの構成要件該当がないというように言えると思いま

す。
○吉川春子君 査察とか脱税調査というものは処分に該当します。

そこで問題は、このあつせん行為に当たつて議員の権限に基づく影響力を行使したかどうか。影響力を行使して行わなければ処罰されないというふうになつてゐるわけですね。議員の権限に基づく影響力を行使してという要件は極めてあいまいで、先ほど来構成要件は厳しくきちっとしなきやならないとおつしやつていますけれども、これはもう実にあいまいで不明確な概念だと思います。

影響力を行使してとはどういう行為を言うんでしようか。衆議院の審議では、単に電話で頼んだだけは犯罪にならないというふうに答弁しているけれども、それでは、今電話で頼んだだけではあれどおつしやつたんですが、この事例でどういう行為であればこの影響力を行使したあつせん利得罪に当たるのか、ほかの要件はクリアしたこととして、お示ししていただきたいと思います。

○衆議院議員山本有一君 まず、電話ではなくないという別にこれは、影響力の行使の、行使するときの道具は格別電話でも直接面談でもいざれも問いません。

そして、「その権限に基づく影響力を行使して」というこの要件を加味したということにおいて明確性が逆にあいまいになつて明確じやないじやないかということでございますが、かつての野党案、最近の野党案ではなくて、一つ前の野党案は地位利用ということを言つておりますが、地位利用よりもより明確にしたと言われております。して、先ほどの刑事局長答弁でもそのような意味の御答弁があつたと思います。

そこで、権限というのは、まず、公職にある者等が法令に基づいて有する職務権限を指すわけでございまして、国会議員につきましては、議院、ハウスにおける議案発議権、修正動議提出権、表決権、委員会等における質疑権等が挙げられるところでございます。

そして、「その権限に基づく影響力を行使する」のは、このような権限に直接受けた、こういう影響力、すなわち、法令に基づく公職者の職務の権限から生ずる影響力のみならず、法令に基づく職務権限の遂行に当たつて当然に随伴する事実上の職務行為から生ずる影響力をも含むものをいいます。つまり、影響力はその言葉どおり多少権限の範囲から生ずる影響力をも含むものというふうに、影響力を行使するときよりも若干ふわつとしたものになります。

そして、「影響力を行使して」という意味は、公職者の権限に基づく影響力を積極的に利用すること、言葉をかえますと、実際に被あつせん公務員の判断を拘束する必要はないものの、態様として、被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形で被あつせん公務員に影響をする権限の行使、不行使を明示、默示に示すことである。すなまち、あつせんされる被あつせん公務員の方がその行為をやろうという動機づけに客観的に見てふさわしいものかということだろうと思いますが、どのような態様の行為が被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形での行為に当たるかは具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題でございますが、あつせんを行う公職者の立場、あつせんの際の言動、あつせんを受ける公務員の職務内容、その他諸般の事情を総合して判断するということになります。

〔委員長退席 理事鴻池祥肇君着席〕

強いて査察の点でございますけれども、そのとて「その権限」ということになりますか。

○衆議院議員(山本有一君) その権限といふものは政治公務員等でございますので、したがいまして元大蔵省官僚だということはその権限には当たりません。

○吉川春子君 もうちよつとお聞きしたかったんですけども、時間が来てしまいましたのでやめざるを得ません。

つまり、与党案はいろいろな構成要件があつて、ハードルがあつて、そしてそれを一つ一つ越えるのが大変難しい。そして、いろいろ越えたとしても最後に大きなハードルがこの今お伺いをい

ますとやつぱりこれは最後の抜け道になると。議員の権限に基づく影響力の行使がなければ处罚されないわけですから、こういう抜け道を残したものだと指摘せざるを得ません。

こういうことは本当に政治の廉潔性というものが保たれるようそういう政治になるのかどうか疑わしいということを指摘いたしまして、私の質問を終わります。

○大脇雅子君 発議者の方たちの代表質問における答弁等を検討いたしますと、議員の政治活動についての口きき行為というものが正当な政治活動の一環であるということは全く疑いは持たないと。先ほど、よろしく頼むと言うときに、国会議員の権限に基づく影響力を行使することが必要とう言動が当たりますか。

○衆議院議員(山本有一君) 先ほども答弁の最後で申し上げましたが、宮本議員のこのケースを離れて一般的に申し上げるならば、大蔵委員会で当該査察は公平を欠くで質問をする予定であるというような言辞を弄した場合には当たるというところでございます。

○吉川春子君 済みません。もう二問聞きます。例えば、宮本議員は大蔵OBで金融再生総括政務次官ですが、大蔵OBだと言えば影響力を行使してということになりますか。

○衆議院議員(山本有一君) その権限といふものは政治公務員等でございますので、したがいまして元大蔵省官僚だということはその権限には当たりません。

○吉川春子君 もうちよつとお聞きしたかったんですけども、時間が来てしまいましたのでやめざるを得ません。

今、口きき行為が政治活動の中でどういう位置づけになるか、私は口ききというとどうも主觀的な響きがありまして、我々はこれは働きかけという言葉を使いたいと思います。

政治公務員が行政に働きかけをする場合、いろんなケースがあると思いますけれども、国民全體のために政策目的を実現する。それから、特定のグループ、例えば高齢者のため、中小企業のため、こういうために頑張ります。

政行為を受けた者にかわって、代理して、それらの皆さんにかわって行政府にクレーム、抗議を申

し込む。あるいは、特定の人の利益のために、ここが問題なんです、特定の人の利益のために働く。我々が問題視しておりますのはまさに特定の者の利益のためにということです。この点は、衆議院で否決はされましたけれども、野党案と全く同じ思いでございます。

ただ、ここはもう質問されておりませんけれども、問題は特定の者といった場合非常に定義があいまいになつてくる。そこで、口きき行為、悪い口きき行為、よい口きき行為とこう二つに分けるとしましたら、悪い口きき行為は特定の者のためである。しかし、それでは構成要件があいまいであるから契約と処分に限つた、こういう考え方でございます。

○大脇雅子君 私も大野先生とは本当に長い間議論をさせていただいて、また再びここで議論させていただけるということについては感慨深いものがございます。

それで、私はお尋ねしたいんですが、ようやくにしてこのあつせん行為による利得の処罰に関する法律案ということが日の目を見ようとしているということかもしませんが、自社さの時代の議論の延長線上の問題点というものがたくさんあるということを私は考えるんです。あのときは、あつせん利得の処罰に関する法律をつくると同時に、我々はみずから政治を浄化するための政治倫理の確立、自浄作用といいますか、院の自治作用といいますか、そういうことを二本柱として検討をしてきたわけです。

今回は、あつせん行為による利得の処罰法案といふものの議員提案でございますけれども、もう一つの政治倫理に関する我々の自浄作用、自治作用といふものについて提案の方々はどのようにお考えか、そして今回提案の法律案の枠組みでこれまでの政治活動の質をさらに高めることができるというふうにお考えかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

○衆議院議員(大野功統君) 政治倫理の確立、大切なことでございます。

基本的には、個人個人の政治家がそういう認識を持つて政治活動をするべきでございますし、また議院の中で、議会の中で行為規範をつくること、あるいは政治倫理確立のために情報公開とも言える資産の公開をやる、これはやつておりますけれども、そういう内部の規範も大事でございます。それと相まってやつぱり法律にしていく、今回のことですけれども、それによって倫理性、清潔性、これは必ず高まつていくものと思います。

政治の流れというのは、しかしながらそれだけではなくて、やつぱり行政の裁量の余地を小さくしていく、透明性を増していく、こういう行為と相まって今回の法律は私は歴史の流れの中で日本政治をよくしていくものだと評価しております。

○大脇雅子君 一九八五年十月十四日に政治倫理綱領というものを議決いたしました。

「全国民の代表として、全体の利益の実現をめざして行動することを本旨とし、特定の利益の実現を求めて公共の利益をそこなうことがないよう努めなければならない。」と書いてあります。その後改定された行為規範 参議院政治倫理審査会規程というものがございます。

その当時、私どもは政治倫理法というものを制定すべきだという主張をいたしまして、議会の中には政治倫理委員会というものを常設いたしました。そこで一定の人数、例えば衆議院が十人であれば参議院が五人でその委員会が開催できるようにして、疑惑を持たれた議員のいわば審査、それからみずから疑惑を持たれた者がまた主体的にそこで弁明することによってさまざまなお政治倫理の問題を議論すべきであるという法案を出しました。各議院は政治倫理の遵守の勧告とか、公開議場における陳謝の勧告とか、登院の自肅とか、さまざまな委員会などの委員長の辞任とか、あるいは議員の辞職の勧告に至るまでやはり自律的にそ

うした作用を院に持たせるべきだというふうに主張いたしましたが、この点については発議者の方たちはどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(大野功統君) 本法案は保護法益として政治活動に対する国民の信頼を確保する、そして政治公務員の廉潔性、潔白性を保持する、これが保護法益でございます。この保護法益を実効性あるものとするために、実効性を担保するためには厳しいペナルティーを科しているわけでございます。

先生の御指摘の点は、この法案以前の、以前とどうか並んでというか問題でございます。政治倫理の確立というのは議員個人個人の自覚が必要でございます。また、実際の行為を議院、ハウスの中でいろいろ考えていく、これも大事でございます。これまでに、政治倫理綱領の実効性を高める観点から、行為規範、政治倫理審査会規程の改正強化、そして職務の公正さを明らかにすることを目的とした政治倫理確立のための国議員の資産等公開法、こういうものをなし遂げております。

先生御指摘の問題点でございますけれども、やつぱります第一に問題の所在点を明確にする、どういう方向で議論していくか、その点を決めます。

○大脇雅子君 政治倫理審査会というのが非常に空洞化しているということは実態上言えるわけで、そして議論していくべき問題だと思っております。

その当時、私どもは政治倫理法というものを制定すべきだという主張をいたしまして、議会の中には政治倫理委員会というものを常設いたしました。そこで一定の人数、例えば衆議院が十人であれば参議院が五人でその委員会が開催できるようにして、疑惑を持たれた議員のいわば審査、それからみずから疑惑を持たれた者がまた主体的にそこで弁明することによってさまざまなお政治倫理の問題を議論すべきであるという法案を出しました。各議院は政治倫理の遵守の勧告とか、公開議場における陳謝の勧告とか、登院の自肅とか、さまざまな委員会などの委員長の辞任とか、あるいは議員の辞職の勧告に至るまでやはり自律的にそ

うした作用を院に持たせるべきだというふうに主張いたしましたが、この点については発議者の方たちはどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(大野功統君) 本法案は保護法益として政治活動に対する国民の信頼を確保する、そして政治公務員の廉潔性、潔白性を保持する、これが保護法益でございます。この保護法益を実効性あるものとするために、実効性を担保するためには厳しいペナルティーを科しているわけでござい

ます。

先生御指摘のとおり、第一は身分犯として構成すべきだというか問題でございます。構成要件を明確にしておかないと、この法律は、一たん处罚を受けまして刑に服した後、いわば被選挙権を含む公民権停止、これは十年ということになります。したがいまして、大変これは、今のは政治公務員本人でございますけれども、そういう厳しい法律であります。

そういう厳しい法律の中で私設秘書をどう考えていくか。私設秘書の問題につきましては、第一に、たびたび御説明しておりますが、身分犯、第二にあつせん取締罪とのバランスの問題、第三に政治公務員と意を通じていている場合には正犯として罰せられる、こういうことです。逆に、私設秘書自身を犯罪の主体にした場合には、あるいは政治公務員と意を通じていている場合でも、私設秘書だけ罰してしまう、つまりトカゲのしつば切れになってしまいう可能性が大きいのではないかと、こういう反論もあるわけでございます。

一番大きな問題点、大変ここは悩ましいこと、

事実であることはそのとおりであります。公設とそれから私設と仕事がどう違うんだと、こういうふうなこともあります。しかし、身分犯として決めたこと、それから私設秘書といつてもいろんな態様がある、政治公務員との間の関係もいろいろある、そういうものを一律にしてしまうのはどうだろうか。名刺一枚で秘書活動をしている、こ

ういう方々も、全く政治家本人が、政治公務員が知らない状態でやつっている可能性もあるじゃないか。いろんな問題がございますので、この点は身

分犯として、公務員という法律、国会法百三十二条に基づいた地位にある者を対象として決めておられる次第でございます。

○大脇雅子君 身分犯として決めたというのは、これは立法政策の問題でありまして、必ずしも絶対的な価値ではないわけであります。

私が言いたいのは、この法案というのは公職にある者の政治活動の廉潔性ということを保護法益とするということであれば、その議員と一体性を持つ、いわば仕事の実態で公設秘書も変わりがないという実態があるわけですから、公設秘書が外すというならまあそれは一つの論理の一貫性ですけれども、その実態性というところで、公設秘書だけ入れて、そして身分犯だという立法政策の目的だけを言って、それは私は法律のいわば骨抜きというか抜け穴をつくつていてるに等しい論理だと思われるを得ないわけです。

先ほど公設秘書は議員に準ずる形で、公設秘書は非常に軽くという、期待可能性ということを思ひやつたわけですねけれども、私は実態上は公設秘書こそ地元で最も有権者と密接な関係を持つて議員の指揮命令のもとで一体となつて活動しているという実態があると思うのですが、それはおかしいのではないかと、身分犯と言われることには納得できないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(大野功統君) 私設秘書につきましては、いざれにしても公設秘書との仕事の違いを言う向さもあるかもしれません、それは議員、政治公務員それぞれによって場合によつて違う可能性が大きいと思いますので、そこは置いておきます。

私設秘書が何かの犯罪を犯した場合、何かの犯罪といつても利得罪を犯した場合といふ問題でござりますけれども、あつせん利得罪といふのは本来、不当なこと、不正なことをさせない、正当なことをさせる、こういうことを含んでいるわけでございます。それから、私設秘書が自分の独自の判断で何かやつた場合には他の法律で

罰せられるわけでございます。繰り返しになつて恐縮ですが、政治公務員と意を通じてやつた場合には共同正犯として罰せられるわけでございます。

そういう意味で、何らの不都合もありませんというふうに御認識いただきたいと思います。

○大脇雅子君 反論をまた重ねるようですが、も、議員が共謀共同正犯で、いわゆる実行行為者を全く処罰せずに共謀性が立証できて議員だけが処罰されるということはほとんどあり得ないのではないかというふうに思います。

さらに、連座制などで私設秘書がどういうかかわりがあったときには議員が当選無効になるのかと

いうような判例が幾多重なつておりますからもう

判例を見てみますと、秘書という名称を承諾し同意した場合、そしてまた指揮命令のものと政治活動を助けている場合、一定の裁量と責任を持つて

いるようなスタッフ、これらは私設秘書として連座制の態様になるわけです。給与がもちろん議員から出ているわけですから、私設秘書というのは勝手に名刺を持ってうろうろしている者まで含む

ではないかということはこれまでの裁判例から見たらまことにおかしいわけで、もう既に判例上私設秘書というものは議員とどの程度のどういう要件があつたときに一体性があるのかということは確立しているわけですから、やはり私設秘書といふものは、さまざまなる法令、判例やその他の法体

の中においても、この法の立法趣旨からすればどうしても含んでいただいて修正をしていただきたいと思うのですが、いかがでしようか。

○衆議院議員(大野功統君) ただいま尊敬する大脇先生から連座制の問題が出たわけでございま

す。

公職選挙法の連座制の問題というのは保護法益が違つ、私はそういうふうに思います。連座制の

場合は、汚れた選挙で当選してきた、その当選を無効にする、その背景にある者を罰する、こういう思想でございます。今回のあつせん利得罪におきましては、正しいことをやらせる行為、不当

なことをやらせない行為、こういうことを含んでおるわけでございます。しかしながら、特定の者のために利益を与えるようなあつせんはやめています。

○大脇雅子君 連座制とは全く違う保護法益だな。その場に、やはり犯罪主体というのは公務員である。それは政治公務員であり、それから政治活動を補佐する公設秘書、こういうふうに限らせていただくのは、私はあなたがち理屈がないわけではない。

実態的な問題は繰り返しになりますからもうやめます。

○大脇雅子君 連座制が保護法益が違うということはありますけれども、あつせん行為と選挙違反というものは、私は、汚い金で汚れているという点においては政治活動の廉潔性というものを損なうという点で優劣はないというふうに思つていうことを申し上げて、この件に関する質問は終わりますが、ぜひ検討していただきたいと重ねてお願ひいたします。

そこで、問題は、財産上の利益といつた場合に金銭に換価できるものと、こういうふうに理解しているわけでございますが、わいろといいますと、すべて人間の欲望、需要を満たすものがわい

るという定義のようでございます。そういたしますと、先生が今御指摘なさいましたような情報とかそれから地位とかあるいは男女間の情交とかが入つてくるわけでございますけれども、さらに例えれば名誉市民にしましようというような話もこのわいに当たると、こういう解釈になつてくるわけでございます。

そこで、問題は、財産上の利益といつた場合に金銭に換価できるものと、こういうふうに理解しているわけでございます。しかしいまして、もし不正といいますと、これから行政犯でもない特別の法律だ、世界に類

を見ない法律である、このように考えておるわけでございます。したがいまして、もし不正といいますとから発生したお金、財産等であればわいろといふ言葉を使うのでございましょうけれども、私どもはそういう発想法でございますから、財産上の利益、極めて中立的な物の言い方をしているわ

けでございます。

○衆議院議員(大野功統君) 連座制の問題がございましたが、就職のあつせんといふことはございましたが、就職のあつせんこれは公務員になるという意味でございまして、一般の会社の採用を頼んだ、これはこの法律の対象外でございませんが、その場合には対象になる場合が大きいと、

先ほど就職のあつせんということで御指摘がございましたが、就職のあつせんこれは公務員になるという意味でございまして、一般の会社の採用を頼んだ、これはこの法律の対象外でございませんが、その場合には対象になる場合が大きいと、

先ほど就職のあつせんといふことはございましたが、就職のあつせんこれは公務員になるという意味でございまして、一般の会社の採用を頼んだ、これはこの法律の対象外でございませんが、その場合には対象になる場合が大きいと、

先ほど就職のあつせんをしてお金を取つたら何か罰するというようなことをおつしやつたと思うんですが、今私が挙げたこういった問題、これはやっぱり財産上の利益にならないとお考えでしょ

うね。

○衆議院議員(大野功統君) まず、わいろとする

のか財産上の利益とするのか、これは基本にさか

あれば刑法のあつせん取締罪が適用されるという
ことに一般論としてはなるかと思いますが、す
べてこれは具体的な証拠関係に基づく事実認定の
問題である。このように理解しております。

○大脇雅子君 ここが今回の法案でやはり大きな
抜け穴になるのではないかとうふうに言われる
一つの問題点であるということを指摘させていた
だきたいと思います。

またさらに、何回も言われるんですが、この職
務権についての議論の中でいま一つ納得がいか
ない点について私は重ねてお尋ねをいたします
が、法令に基づいて有する権利、それは国会議員
等の地位と違いますから、一緒なんですか。直接
間接影響をする、随伴するもの、多々いろいろ解
釈は言われているんですけど、やはりこの権限とい
うものについては、職務権限の職務というものの
有無がまとわりついているとすれば、非常にこの
要件が厳格に過ぎていくというふうに考えるんで
すが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(大野功統君) 「その権限に基づく
影響力を行使して」ということも随分議論してま
いました。

権限といった場合に、これは職務というよりも
国会議員としての権限でございますから、例えば
発議権とか国政調査権を背景にした質問権とか、
こういうことを言っているわけでございます。そ
れから、影響力といった場合には、被あつせん公
務員の判断すべてを拘束する必要はございません
けれども、やはりそれによって影響を受ける、こ
ういうことでございます。

それから、間接直接という言い方をよくしてお
りますが、直接というのは、これも先ほども例で
出しておりますが、例えばこのことを、言うことを
聞かなければ委員会で質問しますよとか、こうい
うことのございます。

それから、間接というのは、一つの例でござい
ますけれども、わかっているだろうなとか、こう
いう言い方もあらうかと思います。失礼しまし
た。そこは暗示の方です。そこは取り消しま

す。間接のところを今完全に取り消します。
間接というのは、その本人が持っている、例え
ば、実際にじや仲間に声をかけて反対者をふやす
よとか、そういう例が当たるかと思います。

それから、明示的、黙示的という言い方のとこ
ろで私、説明を先ほど間違えましたけれども、明
示的にはわかりのとおりでございますが、黙示的
とでございますので、実際はあつせんをする政治
公務員の立場あるいはそのときの言動、あるいは
はあつせんされる公務員、被あつせん公務員の職
務の内容、その他諸条件をいろいろ踏まえて具体
的な証拠関係に基づく事実認定の問題にならうか
とございます。

○大脇雅子君 影響力とか行使という点について
の説明はわかりますが、私があくまでこだわるの
は、この権限といった場合に、議員の地位という
大切なものを意味するということでよろしくう
ございます。

○衆議院議員(大野功統君) これは、きつと職
務権限は幾つか書いてございます。ちょっと手元
にそれを書いたものがございませんけれども、先
ほど申し上げましたように、議員の議院における
議案発議権、修正動議提出権、表決権、それから
先ほど申し上げました国政調査権を背景とした質
問権等でございます。それが国会議員固有の権限
でございますから、基本的にはそういう権限を

言つておるわけでございまして、もし地位を利用
してというような書き方をいたしますと、例えば
あつせんする側、あつせんする政治公務員と被
あつせんする側、あるいはよく飲んでいる友達だとか、
関係とか、あるいはよく飲んでいる友達だとか、
そういうことがどうなるのかという疑義が出てま
ります。そういう意味で、この法律につきまして
は構成要件をきちっとしている、こういうこと
いうふうに考えております。

○大脇雅子君 そうしますと、国会議員でも閣
僚、政務次官、それから国会議員や首長や地方議
員というふうでさまざまな権限がありますが、そ
の中できかかたり小さかたりあるわけですが、これ
によつてやつぱり違いますか。

○衆議院議員(大野功統君) 基本的には、直接的
には関係ございません。議員としての職務権限に
基づく影響力でございます。もちろんそれは、國
會議員、地方議員、首長によつて異なります。で
すから、大臣であるからとか、大臣であればそ
の省内、山の中では大変な権限を持つていると思
いますが、これはあつせんすることを問題にしてい
る法律でございますから、あつせんというサイド
から見ますと議員としての問題でございます。

○大脇雅子君 その対象となる行為が契約と行政
処分と。これもまた前に先生と大変いろんな議論
をしたんですが、私の持ち時間がもう終わりま
したので、次の質問の機会に移させていただきま
す。

○松岡満壽男君 御苦労さまです。無所属の会の
松岡満壽男です。

今回のあつせん利得処罰法、わかっているだろ
うなと言われてもなかなかわかりにくいところ
も、先ほど來の議論を聞いておりますとそういう
感想を持っておるんですけども、我が国の国民の変質とい
う前中の質疑のときに亀井先生もちよつと触れ
られましたけれども、我が國の国民の変質とい
うましようか、随分変わってきてるなという思い
がするんですが。

四百五十年前にザビエルが日本に来たときに本
国に書簡を送つております、「日本人は今日ま
で発見された人民の中で最も優秀で、異教徒の間
には、日本人にまさるものを見つめないと考
えます。日本人は友誼にあつく、一般に善良で、悪心
なく、」悪心なくですよ。「また何ものにもまし
て名譽をたつとぶ。」と、「彼らは侮辱または軽蔑
の言をいさかとも忍ばず、武士ではない者は、はな
はだ武士を尊敬し、」これは官僚のことでしたよう
か、武士は、「武士は国君に仕えることを名譽と

し、これに服従する。惟うに彼らがこのように振
舞うのは、万一一これに背く時は、名譽を失うと考
えるからであり、領主より罰をうけることを恐れ
るためではない。云々」ということを書いている
んですね。

今回、政治公務員のあつせん利得処罰法、それ
から公務員倫理法、それからストーカー法とか児
童虐待禁止法、四百五十年たつたんですから民族
性が変質してしまるのは仕方ないにしても、こう
いうことを一々つづらなければさちととした行い
ができないという状況、まことに遺憾に思いま
す。

そして、せんだっての本会議の質疑の中で、先
ほど御質疑された大脇先生が質問されましたわ
かる自社さのときの話し合い、それに対する尾身
さんが、あたかも自民党は二年前は消極的であつ
たかの発言がございましたが、当時、我が党も国
会議員の政治倫理確立法案を提案した経緯もあ
ります。決して消極的との御指摘は当たらぬと考え
ておりますと御答弁があるんですが、私は当時こ
ちらにおりませんでしたので、その辺のことが定か
でないのですが、実際、自社さのそういうときの
話し合いと今回の自公保のこの法案の内容、これ
はかなり前進したものなのあるは後退したもの
のなか、当時の政治倫理綱領というものについ
てはどうなのか。こういう点、まちよつとお伺
いしたいと思います。

○衆議院議員(尾身幸次君) 私ども、二年前に政
治倫理に関する法案を考えさせていただきま
した。社会情勢その他のもので大きく変わつております
が、同時に、公明党、保守党との連立を組んでお
りまして、その三党の中でのたびの法案を合意
し、提出したところでござります。

私どもは、政治活動の廉潔性の確保、そしてま
た国民の政治に対する信頼の確保という観点から
この法案を出したわけでございますが、同時に、
憲法に保障された政治活動の自由という観点も非
常に大事であるというふうに考えておりまして、
この両者を調和した形で現在のような法案を出し

たわけでございまして、前の案と比べて進歩しているかしていないかという御質問でございますが、私どもは、現在段階において提案をしておりますこの法案がベストのものであるというふうに考へておつたんでしょうか。

○松岡満壽男君

当時の自社さの案、主体は国会議員だけに限定しておつたんですか、範囲は。それとも、やはり当時から地方議員とか秘書とかが含まれておつたんでしょうか。

○衆議院議員(尾身幸次君)

前の案は、法律施行時は国会議員を対象にしておりましたが、一年後には地方議員も対象にするという案であったと承知しております。

○松岡満壽男君 結局、国民の方から今度の法案を見て、過去の経緯も知っている方が多いわけでありますから、いわゆる自社さ時代の話し合いがあつた、しかしそれで決裂してしまつたと、政権が。だから、それほど大きな問題であるという認識は国民サインも持つておつたと思うんですね。今度は自公保でこういう法案が提出されたということについて、どつちがどうだらうという感覚が、どつちの方が実効性が上がるのかということについて素朴に見ていてる部分があるだろうと思うんですね。

今回の法案の中で、そういう対象範囲が変わってきたいるとかあるいは職務権限の問題とか際立つてわかりやすく表現できる、そういう部分はないんでしようか、国民に対して。

○衆議院議員(尾身幸次君)

今回の法案を考えるに当たりまして、これは非常に国会議員の身分にかかることがありますので、いわゆる内容をきつと決めていく、構成要件をしつかりしていくことが大変大事だというふうに考えております。それから、同時にまた、政治活動の廉潔性、そういうものもまたきちっと保持していく、そして政治に対する信頼感を回復するといいますか信頼感を高める、そういう趣旨でございまして、私どもはそういうことを総合的に考えて今この法案をつくつたりでございます。

自社さ政権のときには、前の法案について意見が必ずしも一致しなかつたということは聞いておりませんが、それだけであの三党の政権が崩れたものとは承知しておりませんで、いろんな要因で連立が解消されたというふうに考えております。

○松岡満壽男君

先ほど来私設秘書の問題を、いろいろ議論をへりから聞いておつたんですけれども、この前から山本議員とか、以前は中島議員ですか、公設秘書の報酬の問題その他のいろいろな問題が出てきているわけです。だから、その発端といふのは、やっぱり他の秘書との、公設秘書との報酬の問題とかそういうものも背景にあることは薄々国民の方もわかっていると思うんです。実態的に地元秘書の方が地元とのいろんな、いわゆる仕事のあつせんですね、そういうものに深く入っていることは皆わかっている事実なんですね。だけれども、あえて今回私設秘書を外してしまつてあるんですけども、これはまた一つわかりにくいう話だと思います。先ほど来そんな話を聞いてはおるんですけども、これはまた一つわかりにくいう話だと思いますね、私設秘書だけ分けると。

今後、やっぱり秘書全体のあり方をお互いにもう一回検討していかなきやいかぬという段階の中で、公設秘書と私設秘書だけ分けるということは非常に国民の側から見ておつてもわかりにくい議論だし、実態からこれは乖離してしまって、それこそやれ、ざるじやないかとか盛りじやないかとかいう議論になりかねないという問題が私はあると思うんですね。その辺も、先ほどからわかつているだらうなと言われますけれども、わりにくいんかいにもわかるようないい御説明をいただきたい。本会議での御答弁あるいはここでやりとりを開いておつてもちょっとわからないんです。

○衆議院議員(尾身幸次君)

この説明は繰り返しになりますけれども、この法案の罪は、政

でないというふうに考へておるわけでございません。

私設秘書につきましては、一般論としてはいろんな解釈も、解釈というか状況も変わること思つておりますけれども、国会議員との関係の程度が個々さまざまございまして、これを一律に処罰の対象にするのは不適当であるというふうに考へているのが一つの理由でござります。さらに、刑法のあつせん取賄罪におきましても私設秘書を対象にしていないわけでございまして、それとのバランスを考へても、私設秘書を対象にするのは適当でないというふうに考へた次第でござります。

ただ、私設秘書のあつせん行為につきましても、国会議員本人の指示があつた場合には、これは国会議員本人の行為として認定をされて、この法案の罪が本人の方に成立し得るということはあるわけでございまして、私設秘書そのものを対象にしていないといつても、実はこの法案そのものの法益は十分守られるというふうに考へております。

○松岡満壽男君 たつた三、四枚の法案ですか

も、この点については意見が違うところでございまして、私どもとしては現在提出している法案が百点満点であるというふうに考へている次第でございまして、ぜひこの法案に御理解をいただきたいと思いますので、余りしたくないのですけれども、この比較表を見てみますと、今回の案のいわゆるあつせん利得罪とあつせん取賄罪ですね、こういいう比較表の中で量刑が、刑罰については、片方はまさにので、余りしたくないのですけれども、私の方からも質疑すると全部重複になつてしまつます。

○松岡満壽男君 たつた三、四枚の法案ですか

も、この点については意見が違うところでございまして、私どもとしては現在提出している法案が百点満点であるというふうに考へている次第でございまして、ぜひこの法案に御理解をいただきたいと思いますので、余りしたくないのですけれども、この比較表を見てみますと、今回の案のいわゆるあつせん利得罪とあつせん取賄罪ですね、こういいう比較表の中で量刑が、刑罰については、片方はまさにので、余りしたくないのです。

○衆議院議員(尾身幸次君)

公設秘書の報酬の問題が表に出ましたときに、皆さん方も御承知のような状況で、地元秘書との報酬の違いとかそういう部分がやっぱり背景にあるということは皆ある程度知つている話なんですよ。だから、地元秘書はむしろあつせんをやることによって他から報酬を得るという場合も、過去のいろいろな事例で、地方の方では行われていたということをみんな知つてゐるだけですね。実態的には別でございませんが、この辺をちょっとお答えをいただきたいと思うんです。

例えば法定刑のところは、公職者あつせん利得罪の方は三年以下の懲役、議員秘書あつせん利得罪の方は二年以下の懲役と。それから、あつせん取賄罪の方は五年以下の懲役ということですか

ら、刑法だからそつちの方が重いんだと言われればそつちもわかりませんが、この辺がちょっと

どうしてそういうふうになつておるのか。片方は公務員、片方は政治公務員ということなんですか

が、この辺をちょっとお答えをいただきたいと思

うんです。

○衆議院議員(尾身幸次君)

刑法のあつせん取賄

罪は、あつせんを依頼されるといいますか、その

公務員に職務上不正な行為をさせた場合に成立す

る犯罪でござります。このたびのあつせん利得に

関する罪は、あつせんをされる公務員に職務上正

当な行為をさせた場合でもあつせんをしたとい

うことに着目して犯罪として成立する、あつせんを

して財産上の利得を得たときには成立するとい

うことございまして、犯情として明らかにあつせ

ん取賄罪の方が重い、あつせん利得罪の方が軽い

ということでおつたんです。私は出でるだらうと思うんです。ぱり私は一つ一番重要な部分だらうというふうに思つています。

○衆議院議員(尾身幸次君)

この説明は繰り返しになりますけれども、この法案の罪は、政

先ほど來のやりとりの中でどなたが答弁者の方が検討しますとということを言われたと思いますけれども、本当に検討するといふことでいいんですか。

○衆議院議員(尾身幸次君)

今の松岡議員と私ども、この点については意見が違うところでございまして、私どもとしては現在提出している法案が百点満点であるというふうに考へている次第でございまして、ぜひこの法案に御理解をいただきたいと思います。

○衆議院議員(尾身幸次君)

たつた三、四枚の法案ですか

も、この点については意見が違うところでございまして、私どもとしては現在提出している法案が百点満点であるというふうに考へている次第でございまして、ぜひこの法案に御理解をいただきたいと思います。

して罰の方につきましても三年以下、五年以下と

いう差をつけたと考へております。

○松岡満壽男君 また、刑法第百九十七条の四で

すか、あつせん收賄罪の方には職務権限の規定はないんですね。今回の法案については職務権限の規定があるんですね。これはどうしてこういうこ

とになつておるんでしょうか。

○衆議院議員(尾身幸次君) このあつせん利得罪の方は、あつせんの方法を権限に基づく影響力の行使ということを理由としているわけでございま

す。あつせんの方法をそういうふうに限定しない場合には、国會議員等の身分を有する者が行政

の公務員に対して行うあつせん行為のほとんどが対象となつて処罰範囲が過度に広がる、政治公務員に対する正当な政治活動を萎縮させるおそれがあるというふうに考えたからでございます。

この法案では、公職にある者等の権限は公職に

ある者等が職務を行う公務員に対して権限に基づく影響力を有しているか、つまり公職にある者等があつせんを受ける公務員に対して権限に基づく影響力を有しているかどうかという場面で問題に

なるわけでございまして、あつせんを受けた公務員が行う職務に関して公職にある者、つまりあつ

せんする公務員が何らかの権限を有しているかど

うかを問題にするものではございません。

その意味におきまして、あつせん收賄罪の場合と同じように、あつせんする公務員があつせんを

受けた公務員の職務に関する権限を有することを

要求していないものであります。この点は違ひが

ありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○松岡満壽男君 この法案が成立した場合、それ

ではこのあつせん收賄罪との関係、どういうふうな位置づけになつていくんでしようか。

○衆議院議員(尾身幸次君) 本法案の罪とあつせん收賄罪との大きな違いは、先ほど申し上げましたように、あつせん收賄罪では公務員に職務上不正の行為をさせたことが必要であるのに対しまし

て、本法案の罪では、公務員に不正な行為のみな

らず正当な職務行為をさせるようあつせんした場

合でも处罚対象になり得るというふうになつてい

るわけでございまして、その意味におきまして本

法案の罪は刑法のあつせん收賄罪に比べて広い範

圍を対象にするものであるというふうに考えてお

ります。

○松岡満壽男君 もう時間ですから終わりたいと

思います。

○平野貞夫君 自由党的平野でございます。

衆議院の発議者の先生に二十分の予定で質問さ

せていただきますが、私も三十三年間、衆議院事

務局に勤めています。実は、黒い霧、撫系工

連、ロッキーード、グラマン等、政治倫理の確立、

政治倫理で給料をもらつていたようなものでござ

いまして、非常に御無礼な発言があるかもわかり

ませんが、ひとつお許しいただきたいと思いま

す。

率直に言いまして、世の中が変わつたといいま

すが、驚いておるんですが、この提案理由の説明

をお聞きしますと、日本列島もういわゆる政治公

務員はみんな何か悪いことをしているという前提

の法律なんですね。私はわけても国会議員はこ

ういうことは自浄作用で処理すべきだと思いま

す。刑罰をつくつて、いわゆる警察、検察からあ

るいは裁判所でチェックしなければ政治倫理が確

立できないようなことは、これはどうも、私、

日本でどれだけデモクラシーが定着しているかと

いうことは極めて疑問でございます。

それで私は、自社さでこの話が始まり、同時に

そのころの野党、新進党があるはありました

か、で、この協議をしたときに私も党から出で

いて、私は反対でございました。それでいろいろ

議論をしまして、政治的にはいろんな思惑が各

政治家が干渉してはならぬということにペナル

ティーを科すぐらいがせいぜいのものだという主

会で急激に成立ということになりました。実は党のプロジェクトチームで反対だということを、四野党で出すのは反対だと言いました外されました経緯があります。ただ、もう対案は衆議院で否決されておりましたので、大分党首からも幹事長からもしかられまして、いいかげんにせいといふのを、それで質疑をさせていただくわけでございま

す。

日本のやつぱり国権の最高機関という立場で、

我々は我々独自で我々の倫理は処するべきだと思

うんです。にもかわらず、このような重い法案

を出された発議者の方に御心境を、自民党、公明

党、保守党と、お三人代表されてひとつお聞かせ

いただければと思います。

○衆議院議員(亀井善之君) お答えをいたしま

す。

今、平野先生から、三十三年国会でお仕事をさ

れておつた、こういうお話を承り、また私、衆議

院の中で議運の関係でいろいろ御意見を、あるいはまた海外に出向きました政治改革、政治倫理の問題等々につきまして一緒に勉強したことを見

出でるわけでもござります。

また、私自身、初めて当選をいたしましたとき

が金政政治、こういうことが盛んに言われた中で

当選をいたしたわけございまして、そういう面

から政治倫理の確立、このことにつきまして、ま

た政治家の公私の峻別、こういう面につきまして

日本でどれだけデモクラシーが定着しているかと

いうことは極めて疑問でござります。

それで私は、自社さでこの話が始まり、同時に

そのころの野党、新進党があるはありました

か、で、この協議をしたときに私も党から出で

いて、私は反対でございました。それでいろいろ

議論をしまして、政治的にはいろんな思惑が各

政治家が干渉してはならぬということにペナル

ティーを科すぐらいがせいぜいのものだといふの

主張を貫いておりまして、今回この臨時国

は今短期的な利害調整にとどまらず、中長期の視

点に立つて政治主導の総合的な政策を打ち立てて

変化にスピーディーに対応することが期待をされ

ているわけであります。こういう面から、主権者

たる国民の厳肅な信託によつて選出された公職に

ある者が、いわゆる政治公務員は国民全体の利益

のために奉仕、行動する責務を負つてゐることを

強く自覚し、みずから政治活動を厳しく律する

必要があるとまた考へるところでもあります。

したがいまして、政治に携わる政治公務員の政

治活動の、先ほど来出ておりますとおり、廉潔

性、清廉潔白性を保持し、これによつて国民の信

頼を高めていくことを目的に提案したものであ

り、この制度の創設によつて政治活動のあり方を

変え得る契機となる、このように確信をいたして

おります。

○衆議院議員(久保哲司君) 先ほど来、平野委員

がおつしやつたこと、すべてがすべてだといふわけ

じやございませんが、筋において私はそのとおり

だろうと思います。と同時に、こういう法律が必

要のない時代、またそういう状況を我々が一日も

早くある意味ではつくり出さぬといかぬのだろう

と。

ただ、一方で、残念ながら先ほどおつしやつた

ように、さまざま疑惑、疑惑等がある中で国民

の皆さんが政治家は一体何をやつているのか、こ

ういう声があることも事実でござります。ある意

味では、この法案そのものが我々の決意を国民に

示す、そして我々が示しております国民の信頼を

取り戻す、そして近い将来、二十一世紀の早い段

階でみんなでもつてこの法案の廃止法案を出せる

ような状況をつくることがすばらしいことになる

んだろうというふうに思つております。

今回、このあつせん利得罪処罰法案ということとで私どももかかわっているのですが、おつしやるとおり、本来ならばこんな法律もなく、つくづく必要も本来はないということだと思います。ただ、そこを取り巻く社会的いろいろな風土ということも考えますと、例えばやはり行政の裁量の幅が非常に広いということ、それはすなわち許認可の件数がやたらと多いということもございましょう。

れなかつたんです、もういいわといつて、野党の人も与党の人も。僕は事務局をやつっていてそのとき非常に残念、そのときにびしつとしたものをつくるつておけばこういうものは必要なかつたと思ひます。

今回の世界に類を見ないこの法案でございますけれども、残念ながらそういうことをある意味で無理やりと申しましようか、大きく断ち切る第一歩になつてくれれば、まさに政治、そしてそれを選ぶ国民の側の意識も変わつてくるということを期待しているところでござります。

○平野貞夫君 大変御立派な御答弁をお三人から
いただいておりますが、それから、けさから高級
官僚さんたちの非常にシャープな法律論も、全部
は伺っているわけじゃありませんが、若干聞いて
て、なるほどすごいなと思っておるんです。
しかし、花義元さんは召日五十七年、多義元さんは

昭和六十年に、ロッキー事件等を反省して政治倫理綱領、それから行為規範というので宣言しているんです。これを守れば一〇〇%というのはなかなか無理でしようけれども、これを六〇%から七〇%守ればおよそこういう世界の先進国では考えられないようなものは必要なかつたと思いま

特に、行為規範の第一条に、「議員は、職務に関する廉潔を保持し、いやしくも公正を疑わせるような行為をしてはならない。」ということを書いていまして、当時、政治倫理制度をつくるときには、実は職務にかかる犯罪を犯した場合、犯罪

書かざるを得なかつたという苦勞を非常に感ずる

んですが、その辺について、亀井先生、じくじた
るものはございませんか。

○衆議院議員（亀井善之君） 本趣旨説明につきまして、三千字というような御指摘を受けたわけですが

あります。この趣旨とその概要、またあるいは法律案の内容等につきましていろいろ御説明を申し

上げなければならないと、こういうことで三千字からになつたと、こうも思うわけであります。

今御指摘のとおり、すべての法律もこれを実施するということが、忠実に守るということが一番

大切なことでありますし、いろいろ今日まで不祥事、正直申し上げて、倫理綱領あるいは行為規

範、私は常にこうして持つて、また我が党も党的倫理憲章等もつくつてそれを遵守するよう努めます。

をしておるわけであります、残念ながら不祥事を起こすことにつきましては大変残念に思つてお

○平野貞夫君　とはいえ、衆議院で通つて参議院
ります。

に送付されて、私たちは、先輩議員がいろいろ議論したように、これでは実効性がないから、せめ

て一つでも二つでも実効性があるようにひとつ修正をしていただけないかということを要請していく

るわけなんですが、その中のポイントはやっぱり秘書の問題だと思います。

それで、そもそも法律的には公設秘書というの
はないんですよ。法律的に公設秘書という制度は

○衆議院議員（尾身幸次君）　国からの給料が出てないんじゃないですか。

おりますから、公設秘書という制度はあると思つております。

○平野貞夫君 法律に書いているのは政策秘書と第一秘書と第二秘書です。公設秘書と、いう言葉は

○衆議院議員（尾身幸次君） 私が申し上げてはいる
ないんです。

○平野貞夫君 一般的に公設秘書という概念はそれはその三種類のことあります。

参議院の先生は余り知りません、ほとんど衆議院

卷之三

本人との関係も個々さまざままでござりますし、それから、先ほど来申し上げておりますとおり、政治公務員の活動の清廉潔白性を確保するというのが本法案の目的でございまして、その他あつせん取締罪とのバランス等との問題も考えまして、秘書は対象にしないということを決めたものでございます。

○平野貞夫君 問もなく時間ですから、もうこれ以上やりませんが、また改めて機会を求めてお尋ねしたいと思います。

私は、野党案もざるだと言つて非常に怒られたんです。それで、ここで御紹介しておきますが、何でそんなことを言うのかといつて怒るものですか。既に身分を切つて、議員の実質的コントロールのきくコンサルタンツ会社をつくつて、株式会社があつせんをやつてあるんですね、地方では。だから、既にもう汚染度というのはかなりなところへ来ている。僕は、やはり国民自身がこれはわかつてもらわなきやいけませんが、やっぱり選挙でもつて選択する、そしてもし問題が起これば国会自身の自浄作用として処理するということを忘れないように、この法律が仮に通つたとしても、そのところが非常に大事、我々の基本であるということを申し上げて、終わりります。

○佐藤道夫君 朝来お疲れでございますが、ラストバッターですから、余り打率の振るわない拉斯トバッターということで気軽にしばらくおつき合いください。お願いいたします。

朝来、議論の中に構成要件の明確化という言葉が出てまいりまして、まさに我が意を得たという感じがいたすわけであります。刑罰法令はわかりやすく単純明快なものでなければならぬ、これは当たり前のことです。なぜかというと、刑罰法令の対象になつて処罰をされるのは一般国民ですから、国民がこの法律を読む、あるいは話を聞く、なるほどそこまでやるとこれは罪になるんだな、じや我々も注意をしようと、そういう警告を国民に発する、それが刑罰法令の本来の目的であるわけです。やたらに犯罪者をつくろう、そん

なことを考えているわけじゃないわけですから。本件の場合、適用対象は一体だれかといいますと、まず第一にここにおられる議員先生方でありますから地方議員と首長、適用対象は率直にいり、それから法律上は、適用対象は率直にいりますが、我々ですか、我々がこの法律をずっと目見て、なるほどここまでいいんだな、この先はだめなんだなど、これはきちっとその辺の区分がついているいい法律だと、我々も注意しようと、そういうことにならないといけないわけがありますが、果たしてそういうのかどうなのか。

それからもう一つは取り締まりに当たる警察、検察、これがまた区分をきっちりして、これは検挙しよう、これはやめておけ、法律には該当しない、これがわからないとかねわけです。

最後には判決を下す裁判所、これが余り議論するような法律、これは彼らはまじめ人間ですかね、できが悪いと一体何だ、幾ら読んでもわからぬ、いろんな解釈が成り立つ、困ったな、この法律は一体どういう法律だと。それは議員立法法ですよ、ああ道理でと、これは大変失礼ですけれども、それが彼らの合い言葉のようにもなっております。

ですから、そういうことも言われないためにも、きちつとした法律にしておくこと。後日その解釈をめぐつて争いが起きる、あるいはどんなケースが当たるのか、そんなものは起きてみなきやわからぬわと、そんないなかげんな無責任な立案者の態度というのを許されないことになります。

そこで、この法律を眺めてみますと、私ずっと見て一番わかりにくかったのが、先ほど来問題になつておる、権限に基づいて影響力を行使する、これは一体何かと、衆議院の議事録などを読んでみました。そういたしますと、ただ単に頼むだけでは該当しないと。よろしく頼むよ、おれの知り合いの会社にこの仕事を回してやってくれよと、こう言うだけでは該当しないと。

それじゃ、権限に基づく影響力の行使とは何だと重ねて質問を受けましたら、陰に陽に権限に基づいて影響力を行使することであると、これづいて影響力を行使することであると、これは

堂々とお答えになつておる、そこにおられる方だ
と思ひますけれども。これは昔から、問い合わせに答
るに問い合わせをもつてするということで、答えたこと
にはなつていない。陰に陽にがついただけである
まして、権限に基づいて影響力を行使する、そな
だけのことなんであります。けさほどもこれが明
題になつておりますが、これもどなたかお答えに
なつておりますが、直接的、間接的に権限に其
づいて影響力を行使する、これまた問い合わせに答える
に問題いをもつてすると。
我々とすれば、将来適用を受ける。適用を受けは
たら大変です。議員の資格なんか一遍でなくなり
ますし、場合によつたら実刑ということで刑務所に
に服役もせざるを得ないと。我々に対してまことに不親切ではないのかと、こういう感じがいたしま
す。
大体法律つくるときはいろんな事例を想定しま
して、国会でも答弁いたします。こういうケーファー
ならこれは積極、これがシロ、それをまた警察に
も配付いたしまして、その線できちつと取り締まりを
りをするようなど。全国歩調をそろえてこれをや
らないと、あそこだけやつているとか、こつちは
やつていないとか、そういう問題。それから、裁
判所にもそれを参考までにお送りして、判決を下
すときにはひとつごらんくださいませというような
やり方をしておるのであります。
そこで一つの例を挙げますけれども、ある建設
業者が建設省で計画中のその仕事を回してもらい
たい、競争相手も結構いると。そこで知り合いの
国会議員のところに訪ねてきまして、先生ひとつ
建設省にかけ合つて我が社に回すように配慮して
くれませんかと。わかつたわかつたと言つて、建
設省の局長、大体国会議員が呼ぶんですから課長
か局長クラスであります。来てもらうか自分
から会いに行くか知りませんけれども、会いに
行って、そうして、おれの知り合いの会社に回し
てくれよと、こう言つたら、どうもこれだけでは
ならないようでありますね。その点、大丈夫で
しょうか。簡単で結構ですよ。

○衆議院議員(尾身幸次君)　いやいや、これは簡単なことよと申し上げるわけにいかないので、きつと一遍答弁をさせていただきたいと思います。

権限とは、公職にある者等が法令に基づいて有する職務権限をいうと考えております。国會議員につきましては、議院における議案発議権、修正動議提出権、表決権、委員会等における質疑等が挙げられますと考えております。

その権限に基づく影響力とは、このような権限に直接または間接に由来する影響力、すなわち法令に基づく公職者の職務権限から生ずる影響力のみならず、法令に基づく職務権限の遂行に当たつて当然に随伴する事実上の職務行為から生ずる影響力を含むものと考えております。

また、影響力を行使してということでございまが、公職者の権限に基づく影響力を積極的に利用すること、換言すれば、実際に被あつせん公務員の判断を拘束する必要はないものの、態様として、被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形で被あつせん公務員に影響を有する権限の行使、不行使を明示的または黙示的に示すことであるというふうに考えております。

どのような態様の行為が被あつせん公務員の判断に影響を与えるような形の行為に当たるかにつきましては、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題でございますが、あつせんを行う公務員の立場、あつせんの際の言動、あつせんを受ける公務員の職務内容その他諸般の事情を総合して判断されることになるというふうに考えております。

ただいま委員お尋ねの、国会議員が特定業者の依頼を受けて建設省所管局長に工事発注を頼んだ場合におきましては、にわかに断定しがたいわけでございますが、お話を聞きました限りにおきましては、本法案の契約あるいは行政庁の処分に関するあつせん行為に当たるものと思われます。

この場合、国會議員は建設省所管の法案について質問をし、採決において賛否を表明し、あるいは建設省の所掌事務につき質疑を行ななどの権限

を有しており、建設省所管局長に対してもその権限から直接間接に由来する影響力を行使し得る地位にあると言えるわけでございます。そのような影響力を行使したと言えるかどうかは、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題であると考えております。

○佐藤道夫君 大変御丁寧な御説明でございまして、お聞きしたのは、まず建設省の局長を呼んで、仕事をおれの知り合いのあの会社に回してくれないかと、こう言つただけでこれは罪になるのかならないのかと、こういう単純明快な話で、これは実は結論が出てるわけでしょう。これは、頼んだけではならないということをもうしきりに何回も言つておるでしよう。それだけを答えればよろしいんですよ。余計なことはもう知つていますから、いいんですよ。

次に、その局長さんに対する、これはいきなり仕事を頼むというような議員はおりません。やっぱりいろんな話はするわけです。今建設省は大変だな、あいう法律を提出しようとして国会内の反対も大分強い。おれはこういう感じだな、この法案にはこういう問題があるからには賛成できないな、これは雑談的に必ずそういう話をすらでよい。それから、仮に、建設省で大きな不祥事が起きている場合には、それだって必ず雑談的に話題になるわけです。君のところも大変だな、しかしあのやり方は本当にひどい、おれも国会で問題にしようかなとも考えている、こういうことを言わない国會議員はもはや国會議員にはありませんよ。当然なことなんですよ。

それは、しかしどうなんですか。やっぱり何か立法権をちらつかせる国政調査権をちらつかせる、事案によるけれども該当する可能性が大だ要するに、国會議員というのは関係役所に行つたらば用件だけ話してそそくさと帰つてこいと。

決してお茶などを飲んで余計な雑談はするな、それは別の機会にやれと、そんな国會議員はおりませんし、しかしまた声を荒らげておれは国會議員だ、おれの言うとおりにしろと、そんな国會議員がいるとも思えませんし、それから国会の先生がおつしやるんですか。あなた、おれは国政調査権を持つっているぞなんて言つてみたって何の意味もないことじょうう。当たり前でしよう。それを影響力の行使だとおつしやるんですか。あなた、国会の先生の任務を何と考えているんですか。

そんなことを話すらできない、すべきではない、それはもう罪になるぞ、ひょっとしたら実刑になるぞと、こう言いたいんですか。

○衆議院議員(尾身幸次君) どのような態様の行為があつせんを行う公職者の立場、あつせんの際の言動、あつせんを受ける公務員の職務内容、その他諸般の事情を総合的に判断をすることにならうと考えております。

○佐藤道夫君 何かいつも同じことしか言わないと。国會議員の権限というのは、あなたの説明にあります。それから、仮に、建設省で大きな不祥事が起きている場合には、それだって必ず雑談的に話題になるわけです。君のところも大変だな、しかしあのやり方は本当にひどい、おれも国会で問題にしようかなとも考えている、こういうことを言わない国會議員はもはや国會議員にはありませんよ。当然なことなんですよ。

それは、しかしどうなんですか。やっぱり何か立法権をちらつかせる国政調査権をちらつかせる、事案によるけれども該当する可能性が大だ要するに、国會議員というのは関係役所に行つたらば用件だけ話してそそくさと帰つてこいと。

決してお茶などを飲んで余計な雑談はするな、それは別の機会にやれと、そんな国會議員はおりませんし、しかしまた声を荒らげておれは国會議員だ、おれの言うとおりにしろと、そんな国會議員がいるとも思えませんし、それから国会の先生がおつしやるんですか。あなた、おれは国政調査権を持つているぞなんて言つてみたって何の意味もないことじょうう。当たり前でしよう。それを影響力の行使だとおつしやるんですか。あなた、国会の先生の任務を何と考えているんですか。

そんなことを話すらできない、すべきではない、それはもう罪になるぞ、ひょっとしたら実刑になるぞと、こう言いたいんですか。

○衆議院議員(尾身幸次君) どのような態様の行為があつせんを行う公職者の立場、あつせんの際の言動、あつせんを受ける公務員の職務内容、その他諸般の事情を総合的に判断をすることにならうと考えております。

○衆議院議員(尾身幸次君) ですから、先ほどからあつせんを行う公職者の立場、あつせんの際の言動、あつせんを受ける公務員の職務内容、その他諸般の事情を総合的に判断をすることにならうと考えております。

○衆議院議員(尾身幸次君) もうそれしか答えようがないみたいですね。何と言つたって、しかしそのときの言動だと。じゃ、大きい声を出せばこれは有罪なんですか、おれは国會議員だと。そんなことは言わなくてみんなわかっていることですよ。そんなことを言つたので相手は恐れおののいた、そしてあつせんを行う公職者の立場、あつせんの際の言動、あつせんを受ける公務員の職務内容、その他諸般の事情を総合して判断するべき問題であると考えております。

○衆議院議員(尾身幸次君) ですから、先ほどからあつせんを行う公職者の立場、あつせんの際の言動、あつせんを受ける公務員の職務内容、その他諸般の事情を総合的に判断をすることにならうと考えております。

○衆議院議員(尾身幸次君) もうそれしか答えようがないみたいですね。何と言つたって、しかしそのときの言動だと。じゃ、大きい声を出せばこれは有罪なんですか、おれは国會議員だと。そんなことは言わなくてみんなわかっていることですよ。そんなことを言つたので相手は恐れおののいた、仕方がなくて承知したとかしなかつたとか、この程度ではしなかつたとか、何でもいいから一つだけ。その紙を読むのはやめてくださいよ。自分の口できちつと答えてください。ケースによる、ケース・バイ・ケースだと。

相手にどんな心理的影響を与えたかと。こんなことを言つたので相手は恐れおののいた、そして仕方がないと思つて承知したとかしなかつたとか、この程度ではしなかつたとか、何でもいいから一つだけ。その紙を読むのはやめてくださいよ。自分の口できちつと答えてください。ケースによる、ケース・バイ・ケースだと。

○衆議院議員(尾身幸次君) 委員長。

○佐藤道夫君 ちょっと待つてください。こういふケースなら私は先生疑いなく有罪ですと、一つだけでもいいから例を挙げてください、その権限に基づく影響力の行使。

○衆議院議員(尾身幸次君) ただいまの、建設業者の依頼を受けて、この工事を建設業者に発注をしないならば今後建設省の提案する法案に全部反対するからというようなことを言つたときには、これに当たると思つております。

○佐藤道夫君 この考えはおかしいんですよ。国會議員というのは法案に命をかけているわけですから、どんな場合だって賛成、反対は自分の意見で決めるんです。建設省の法案全部に反対かもしれないよ。しかし、そんなことは当たり前のこ

でしよう。自分の意見、判断で、これはもう反対だ、何が何でも反対だ、こんな不祥事を起こしておる役所の法律は皆反対だと、そういう考え方を持つことだつてあるわけでしょう。それを国民に告知して何か害悪の告知になるとでもおっしゃるんですか。あるいは、そんなことを言つちやいかぬとでも言うんですか。建設大臣に会えば必ずそういう話になるでしょう。あなたのところの法律、あれはおれはみんな反対だよ、理由はかくかくしかじかだと。

相手は高級官僚ですから聞けばわかるんです。

この先生が口先だけでおどしているのか、ちゃんと理由があつて反対の理由を示して反対だと言つてゐるのか、すぐわかると思ふんですけれども、どうも全然具体例を示さない。そして、我々を縛りつとしている。私は大変おかしいと。これはまあいいです、これで。時間はありますか。

○委員長(倉田寛之君) もう少しあります。

○佐藤道夫君 もう一分。

第三者供賄について、話は違います、聞きますけれども、これはもうお調べになつてゐるとは思ひますけれども、昭和十六年につくられたんであります。いろいろ罪をつくったときからあつたわけじやないんですよ。

なぜつくったかというと、そのころ公務員も利口になりまして、収賄をするような人は最初から逃げ道を用意しておく。金をもらえばこれはわいろだと。ああそれじゃその金はおれの知り合いがやつてゐるあの病院に寄附しておいてくれ、あの病院、経営が困つてゐるからと。こういうことでございました。わかりました。先生は病院のことまで考へてゐるんですか、感激いたしましたといつて持つていく。それをすぐ取り返したんじゃすぐばれますから、しばらくほつておいて、ほとぼりが冷めたころに、自分が定年退職するころに病院に、最初から話も出ているんでしょうか。病院の理事として迎えられるとか、そんなことがいろいろあつたわけですからね。

逃げ道を封ずる意味で第三者供賄も処罰する、こうしたんですけれども、今回はその逃げ道をわざわざつくつてやるわけですね、我々つくつてもらうんですからありがたいんですけども。そう言われても仕方がありませんよ。どうです

○衆議院議員(尾身幸次君) 第三者供与を除外している事由についての御質問でございますが、現在、あつせん収賄罪におきましても第三者供与は処罰の対象とされておりません。それとのバランスもございまして、本法案におきまして第三者供与は処罰の対象としていないところでございます。

たしかし、現在のあつせん収賄罪の場合と同様に、外形的には本人以外の者が本法案所定のあつせん行為との間に対価性が認められる財産上の利益を受け取つたとされる場合でも、当該財産上の利益に対して本人が事実上の支配力、実質的处分権を有するものと認定できる場合には、本人が收受したものとして本人に本法案所定の罪が成立する可能性はございまして、第三者供与の規定がなくとも不都合ではなく、本法案の法益は十分保護されるものと考へております。ここで言う事実上の支配力の有無は、具体的な証拠関係に基づく事実認定の問題であると考えております。

なお、その第三者供与を規定することは、政治公務員が形式的にも實質的にも財産上の利益を受けていない場合にまで処罰範囲に入ることになるわけでありまして、適当でないと考へております。

○佐藤道夫君 あつせん収賄罪に第三者供賄が設けられていないのは、あの法律をつくるときにまた政治家さんたちが大口を上げて反対したんですね。そういう先例があつて今まで尾を引いています。どう見つけて持つてくるようですね。大変見事なものだと思いますよ。しかし、新しく法律をつくるんだ、新しい感覚で行こうやと、そういう発想がないんですね。おかしいと思います。

それから、最後に秘書の問題を取り上げますけれども、公設秘書をなせ処罰の対象として取り上げているんですか。秘書と言うからには、もう权限なんというのはあつてもなきがごとし、議員の权限をただ補佐しているだけであります。言うならばそういうものであります。自分の広大な权限があつて、それに基づいてあれこれやつてゐるわけじや決してない。公設秘書、ただ月給が國から出でていると、それだけなんですね。しかし、あなたの方の説明によれば、政治活動を補佐する、従事する公務員であるからして処罰の対象にしたと。公設秘書がいろんな意味で、あちこちでもう議員に無断で口をきいて金をもうけていると、そんな弊害でも起きているんですか。余り聞いたことはないし、むしろ公設秘書の方でしよう、そうやつて頑張つてゐるのは。公設秘書が悪いことをしていると、余り聞いたことないですよ、私は。

それから、政治を補佐する公務員を処罰する。こういうことを言い出したら、どうしてそれじゃ、首長の秘書、政治担当秘書というのがいるんですよ、議会担当秘書というのが。それから、副知事や助役の中にも専ら議会を担当している人がいるんですよ。これだつて政治を担当する秘書的な存在じやないでしようか。しかも公務員でしょう。なぜこれを処罰の対象と。何もやつていらない、もうおとなしい人たちの公設秘書を処罰するならば、議会内を我が物顔に飛び歩いているあいつの副知事とか助役とか首長の秘書、政治担当秘書、あれも処罰すべきでしょ。そうでないと歩調がそろいません。法のもとの平等に反する、こんなものは憲法違反だと、なぜ我々だけ処罰されるとだと言い出す公設秘書だつて出てくるかもしれませんよ。

○委員長(倉田寛之君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

そのものでありますて、国会議員の权限に基づく影響力を行使し得る立場にあると考えております。そのような公設秘書があつせん行為を行う場合に是、国会議員の政治活動の廉潔性及びそれに関する国民の信頼という本法の罪の保護法益を害することになるからでございます。

○佐藤道夫君 委員長、いいですか。

○委員長(倉田寛之君) 時間が参つております。

○佐藤道夫君 一言だけ。

何か知りませんけれども、それを読めばいいと思つてゐるんですか。参議院に乗り込んでくるからにはもう少し研究をして、勉強をしてきちつと答えてくださいよ。

○佐藤道夫君 委員長、いいですか。

○衆議院議員(尾身幸次君) 提案者として正式に答えておるわけでございまして、読んだものでも、言葉で言ったものでも責任を持って答えております。

○委員長(倉田寛之君) 本日の質疑はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後五時二分散会

平成十二年十一月二十四日印刷

平成十二年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D